

## 1 月企画運営委員会次第

日 時 平成 23 年 1 月 12 日(水)15:00～  
場 所 県社会福祉会館 2 階 第 1 会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の取組み状況について
  - (2) 保育所食育研修会の開催について
  - (3) 保育園利用者相談室研修会の開催について
  - (4) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 全保協ニュース No10-22、10-23、10-24、10-25
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他
    - ・「平成 22 年度保育士の専門性を高める研修会」(関東ブロック)の開催について

※次回企画運営委員会開催予定

平成 23 年 2 月 9 日(水)15:00～ 県社会福祉会館 会議室

## <要 望 書>

### 保育所運営費の一般財源化には断固反対します！

～子どものセーフティーネットは国が確保すべきです～

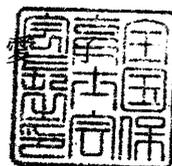
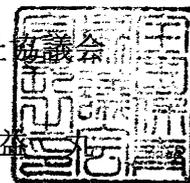
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

会長 小川 泰

全国保育士会

会長 御園 泰



12月2日の子ども手当5大臣会合で子ども手当の財源構成についての検討が行われ、その財源構成案の一つとして「補助金(保育所運営費)の一般財源化」が提起されたとの資料が公表されています。

この「補助金(保育所運営費)の一般財源化」を財源とする考え方に対して、私たち保育所関係者は、保育環境や子育ての環境の低下に直結するものとして断固反対いたします。このことは、平成16年度の公立保育所運営費の一般財源化によって、保育士の非正規化が進み、保育材料費や給食費が削減される等、子どもを育む環境に厳しい問題を生じさせていることから明らかなことであり、さらに「子ども・子育て新システム」の検討が内閣府で重ねられている、すべての子どもに対する良質な成育環境を保障するために「子ども・子育て勘定(仮称)」を創設するという考えに矛盾するものです。

私たち全国2万1千か所の認可保育所を会員とする全国保育協議会と18万5千人の保育士を会員とする全国保育士会は、60年以上にわたり子どもの育ちを支えてきた立場から、民間保育所運営費の一般財源化に断固反対します。

- 一、 保育所は、子どもの育ちを保障する国のセーフティーネットです。すべての子どもの育ちが等しく保障されるように、児童福祉法の理念をもとに国の責務として整備を進めてください。
- 一、 保育所運営費の一般財源化は、子どもの育つ環境に地域格差を生じさせます。すべての子どもの育ちが等しく保障されるように、保育所運営の財源は国の責任で確保してください。

<本件に関する問合せ先>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・児童福祉部 全国保育協議会事務局(担当:今井、小川)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

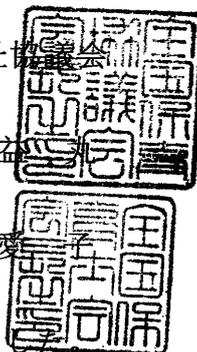
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 E-mail zenhokyo@shakyo.or.jp

## <要 望 書>

# 子どもの育つ環境は国が保障してください

～全国知事会「構造改革特区の共同提案」への意見～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益  
全国保育士会  
会長 御園 夢



平成 22 年 11 月 15 日に全国知事会が「構造改革特区の共同提案」を行いました。この「共同提案」には、保育所の人員・設備・運営基準の移譲や、私立保育所の満 3 未満児の給食の外部搬入方式の容認、家庭的保育事業の面積基準や保育士配置基準の移譲等、子どもの育つ環境が切り下げられることが懸念される内容となっています。

全国 2 万 1 千か所の認可保育所と 18 万 5 千人の保育士を会員とする全国組織である全国保育協議会、全国保育士会は、保育環境は国が責任を持って子どもに保障すべきものと考えています。最低基準の地方公共団体への移譲や 3 歳未満児給食の外部搬入方式の導入に断固反対を表明します。

### 【1. 児童福祉施設最低基準は、改善こそが必要です。】

#### 1. 最低基準は国の理念として堅持されるべきものです。

認可保育所などを対象に定められている児童福祉施設最低基準は、子どもの発達環境の最低限度の保障を国がナショナルミニマムとしてしめすものであり、この国に生まれ育つ子どもに対する国としての理念を表すものです。したがって、地方の判断に任せる性格のものではありません。

#### 2. 最低基準は、国による改善こそが必要なものです。

最低基準に定められた設備基準等は、制定後 60 年余の間、一度も改善されることなく現在に至っています。先進諸国の中でも低位であるこの基準は、緩和よりも国として改善することが必要なものです。

#### 3. 子どもの発達保障に地域格差があってはなりません。

最低基準の設定を地方に任せることは、地方における子どもの数の減少、地方財政が逼迫した状況などからも、地域格差が生じる懸念を禁じ得ません。

自ら環境改善を訴えることができない子どもたちの最善の利益を守り、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とする児童福祉法の理念を守るためにも、最低基準は全国統一の基準とするべきです。

#### 4. 待機児童は、国が財源を確保し解消すべきです。

待機児童の解消は、わが国全体の課題です。保育所の整備や保育・子育て支援サービスの拡充は、将来に向けた投資として国の責務として財源を確保して実施するべきです。

- (1) 2歳未満児：3.3㎡/人⇒4.11㎡/人、  
2歳以上児：1.96㎡/人⇒2.43㎡/人  
以上が必要です。

- 最低基準を守っていても、一人当たり面積が狭いため食事のときに子どもが机にまっすぐ座ることでできなかったり、ひじがあたったりする状況で食事をしている保育所があります。保育士が食事を介助するスペースの確保も大変です。

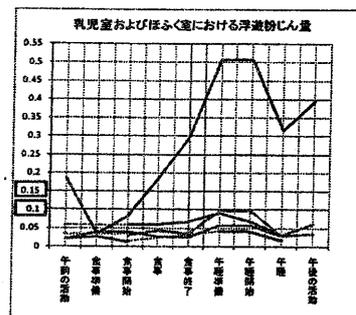


- (2) 食事と午睡の場を分けることができる空間の広さが必要です。

- 食事中の子どもがいても、午睡の布団を敷く必要があるので、子どもに食事の場所を移動してもらわざるを得ないこともあります。

- (3) 子どもに衛生的な環境を提供する必要があります。

- 食事をしている傍らで布団を敷くので、粉塵が舞う中で、子どもは食事をし、午睡をしています。安心、安全に生活できる空間を提供する必要があります。



- (4) 子どもを詰め込むのではなく、生活する環境を提供することが必要です。

- 最低基準を守っている認可保育所でも、部屋いっぱいには布団を敷かざるをえない状況もあります。子どものためには、保育士の見守りや添い寝ができる空間を確保することも必要ですが、それもありません。自治体の基準で設置している「認証保育所」の環境(2.5㎡/人)ではより厳しくなります。



※機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業(全国社会福祉協議会実施)では、現行の保育所環境の厳しい状況が明らかになり、その改善が提言されています。

概要版 [http://www.shakyo.or.jp/research/2009\\_pdf/gaiyou.pdf](http://www.shakyo.or.jp/research/2009_pdf/gaiyou.pdf)

全体版 <http://www.shakyo.or.jp/research/09kinoukenkyu.html>

## 【2. 保育所の食事設備は、子どもの発達過程に不可欠なものです。】

### 1. 給食の外部搬入方式は、一人ひとりの子どもの発達過程や状況に応じた食事の提供を難しくします。

保育所の0～6歳の子どもたちにとって、一人ひとりの乳児の育ちや発達を踏まえて、離乳食や食事を提供することは、必要不可欠です。

離乳食を食べる子どもは5か月～1歳6か月までと1年ぐらいの差があり、保育現場では、子どもの発達の状況に応じて、保護者との相談をもとに、保育士・調理員・栄養士等が十分な連携を行ったうえで、日々、きめ細かく調理内容を変えて食事を提供しています。また、乳児は決まった時間に寝て決まった時間に食事をするわけではなく、睡眠の状況で食事時間を変えることもあります。保育所が自園調理だからこそ、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな暖かい食事の提供が可能となっているのです。

### 2. 食事の搬入時間に合わせて子どもの生活リズムを変えることはできません。

乳幼児にとって生活のリズムは重要な発達の条件です。交通事情などによる遅延などで、食事の時間を変更せざるをえない場合、子どもの生活リズムに悪影響が起きます。

### 3. 保育所で提供しているのは昼の給食だけではありません

保育所では一度の食事でたくさんの食物を摂取することが難しい乳幼児に対して、10時と3時におやつを提供しています。保育所のおやつは「補食」であり、「食事摂取基準」にもとづいて計算して提供しています。おやつの内容も、ごはんや麺類、パン等、食事に近いものを提供しており、市販の菓子類等を提供しているわけではありません。

<本件に関する問合せ先>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・児童福祉部 全国保育協議会事務局（担当：今井、岡澤）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 E-mail zenhokyo@shakyo.or.jp

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆ 財源構成の案に保育所運営費の一般財源化が浮上

～子ども手当5大臣会合～

12月2日（木）に開催された子ども手当5大臣会合（議長：玄葉光一郎国家戦略担当大臣）において、子ども手当の財源構成についての検討が行われました。会合において示された4案の内の2案（案3、案4）において「補助金（保育所運営費）の一般財源化」が提起されています。

[http://www.npu.go.jp/policy/policy06/archive01\\_01.html](http://www.npu.go.jp/policy/policy06/archive01_01.html)

### 財源構成について

- 案1：扶養控除見直しの影響（地方増収分）を勘案した上で、国・地方・事業主間での新しい負担割合を設定する。
- 案2：児童手当法を存続させ、子ども手当の一部として同法に基づく児童手当を支給する仕組みとした上で、平成22年度の負担ルール（児童手当分について、国・地方・事業主が従来通り負担）を踏襲しつつ、地方増収分を地方負担に充てる。
- 案3：平成22年度の負担ルールを踏襲。地方増収分については、補助金の一般財源化を前提。
- 案4：全額国庫負担。児童手当の地方負担額相当分及び地方増収分について、補助金の一般財源化を前提。

12月2日の会合では、財源の捻出に関する決定はされなかったとのことですが、子ども手当での財源をめぐっては、全国知事会等は国が全額負担することを求めており、昨年も現物給付である保育所運営費を一般財源化するという考え方が示されています。一般財源化は、保育の質の低下につながる大きな懸念があることから、これに明確に反対表明をする必要があります。

全保協では12月3日に全社児福発第387号「民間保育所運営費の一般財源化に対する行動のお願いについて（依頼）」と意見書「保育所運営費の一般財源化には断固反対します！」を都道府県保育協議会宛に送付し、地元での行動のお願いと、



（末松副大臣に意見書を提出）

12月16～17日に開催される全国保育組織正副会長等会議に（2日目17日）議員会館に意見書の持ち込みをお願いいたしました。また、全保協からも関係閣僚に意見書を持ち込んでいますが、12月7日には末松義規 内閣府副大臣に意見書を提出いたしました。

各保育組織においても、知事、市町村長、議会等に働きかけていただき、理解を求めていただくよう、働きかけをお願いいたします。

平成22年12月3日

厚生労働大臣  
細川 律夫 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益 丸  
全国保育士会  
会長 御園 愛 子

**保育所運営費の一般財源化には断固反対します！**  
**～子どものセーフティネットは国が確保すべきです～**

12月2日の子ども手当5大臣会合で子ども手当の財源構成についての検討が行われ、その財源構成案の一つとして「補助金(保育所運営費)の一般財源化」が提起されたとの資料が公表されています。

この「補助金(保育所運営費)の一般財源化」を財源とする考え方に対して、私たち保育所関係者は、保育環境や子育ての環境の低下に直結するものとして断固反対いたします。このことは、平成16年度の公立保育所運営費の一般財源化によって、保育士の非正規化が進み、保育材料費や給食費が削減される等、子どもを育む環境に厳しい問題を生じさせていることから明らかなことであり、さらに「子ども・子育て新システム」の検討が内閣府で重ねられている、すべての子どもに対する良質な成育環境を保障するために「子ども・子育て勘定(仮称)」を創設するという考えに矛盾するものです。

私たち全国2万1千か所の認可保育所を会員とする全国保育協議会と18万5千人の保育士を会員とする全国保育士会は、60年以上にわたり子どもの育ちを支えてきた立場から、民間保育所運営費の一般財源化に断固反対します。

- 一、 保育所は、子どもの育ちを保障する国のセーフティネットです。すべての子どもの育ちが等しく保障されるように、児童福祉法の理念をもとに国の責務として整備を進めてください。
- 一、 保育所運営費の一般財源化は、子どもの育つ環境に地域格差を生じさせます。すべての子どもの育ちが等しく保障されるように、保育所運営の財源は国の責任で確保してください。

# ◆ 認可外保育施設への公費助成等を「先取り」◆

## ～待機児童ゼロ特命チーム

### 「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」～

11月29日(月)には、待機児童ゼロ特命チーム(主査:岡崎トミ子少子化担当大臣)が会合を開催し、「国と自治体が一体に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」(以下「先取りプロジェクト」)を取りまとめ、菅総理に提出しました。

「先取りプロジェクト」では、待機児童が多く、潜在的な保育需要を先取りしながら待機児童解消に意欲的に取り組む自治体を対象に、子ども・子育て新システムの平成25年度施行に先がけて、待機児童解消策に取り組むとして下記の事項が提示されています。

#### (1) 既存の制度に縛られない「多様で柔軟な保育サービス」の確保

家庭的保育の拡充や、最低基準を満たす認可外保育サービスへの支援などにより、保育サービス量を確保する。

##### ①家庭的保育の拡充

- ・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施(4④の再掲)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等

##### ②認定こども園の普及促進等

- ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ(待機児童が多いなど、一定の要件を満たす地域について20人以上に引き下げ)
- ・幼稚園での預かり保育の拡充

##### ③最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成

- ・認可保育所の最低基準を満たした認可外保育施設に対する運営支援
- ・雇用者が利用者の半数に満たない事業所内保育施設も一部助成対象とすることなど事業所内保育施設の運営費補助の拡充を図る。

#### (2) 「場所」の確保

公園、賃貸物件の活用により、場所確保を容易にし、特に都市部の一過性の保育ニーズの高まりにも対応する。

##### ①保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保

- ・賃貸物件の活用(待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和)
- ・既存のビルの空きスペース等の活用(認可保育所の屋外階段設置基準の緩和)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等

##### ②保育所整備等のための土地の確保

- ・土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く
- ・公園用地の活用

#### (3) 「人材」の確保

研修プログラムの開発や働きやすい環境の整備により、経験を積み、一定の能力を有する保育サービス人材を確保する。

##### ①短時間勤務保育士を活用したローテーション

短時間勤務保育士の活用はすでに認められていることを地方自治体に周知を図る。

##### ②保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育

##### ③保育労務環境改善に向けた取組

保育従事者の継続的な雇用の確保や保育従事者の質の確保を図るため「業務改善マニュアル」を作成し、保育所等における労務環境の改善に役立ててもらうことで、人材確保を側面的に支援する。

##### ④保育サービスにおける事故事例集の作成とオープンソース化

ベビーシッター・病児保育・一時預かり等における事故事例等を体系的に整理し多様な保育サービスを充実するため、その事故事例を収集・分析し、未然防止のための解決策を築き、オープンソースとして広く普及することで、保育従事者向けの研修や保育現場の人材育成等に役立てる。

なお、この「先取りプロジェクト」には最低基準を満たしているとはいえ認可外保育施設への公費助成や複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施、短時間勤務保育士の周知徹底など、保育の質の観点から課題がある事項も含まれていることから、今後、全保協として意見を述べていくことを予定しています。

※「先取りプロジェクト」は首相官邸HPに掲載されています。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/taikijidou/>

## ◆ 幼保一体化給付、多様な保育サービスについて検討 ◆

### ～基本制度ワーキングチーム 第6回会合～

12月6日(月)に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「基本制度」ワーキングチーム(以下「基本制度WT」)第6回会合が開催されました。

基本制度WT第6回会合では、冒頭に12/2に開催された幼保一体化WT第4回会合の概要について、幼保一体化WT座長の大日向委員(恵泉女学園大学)が報告し、その後、幼保一体給付(仮称)および多様な保育サービスについて意見交換が行われました。

全保協の菊池副会長は、「子ども手当の財源構成案において、保育所運営費の一般財源化が案として示されたと聞いている。新システムの目指す方向の一つとして、『子ども・子育て勘定』の構築があり、安定的・恒久的財源の確保があったと認識しているが、保育所運営費の一般財源化の話はこの考え方を根底から覆すことになり、何のためにWTで議論しているのかわからなくなる。また、全国知事会から構造改革特区の申請で児童福祉施設最低基準の地方移譲について共同提案があったが、保育の質の保障と地域格差の視点から、容認しかねる」と発言しました。

次回の基本制度WTは、12月15日(水)に開催予定です。

#### 議事概要 (記録は事務局)

##### (1) 幼保一体化WT④概要報告(大日向委員・幼保一体化WT座長)

###### \*認定こども園の取組について報告

保育に対するニーズと教育に対するニーズが満たされるとして、地元で支持をされている。親の都合で幼稚園と保育所にわかれていることは、子どもにとって意味がない。保育に関する一貫性と研修には力を入れている。

###### \*5案について意見交換

全体として3案を支持する意見が多かった。消極的賛成として4案。

現時点で現実的であるとして第3案の支持が多かったが、最終的には幼保一体化の理念をめざすべきとして第1案を支持する声もあった。

どの案に関わらず、拙速な検討はやめるべきという声も多かったが、一方では待機児童の多い地域や児童減少地域の幼児期の教育のあり方、少子化のもたらす課題等を直視するとそんなに悠長な議論をしている場合ではないという声もあった。

社会的な支援を必要とする子どもの養護と教育の保障、質の確保と財源が必要であると保育機能と教育機能をあわせもつ施設を早急に作ってほしいという声が印象的だった。どの案が良いという結論が出たわけではないが、幼保一体化の理念・目的は共有できたと思う。この理念・目的にもとづいて、今後も検討を進める。

###### (質疑応答)

宮島委員(日本テレビ): 一般の立場として考えると、第3案は幼保一体化なのだろうかという感覚をもっている。こども園という形の中に多様なものがあるという考え方、一体的なものの中にどれだけバラエティを作るのかということではないか。完全に第1案にした場合に幼稚園としては保育の部分に対応が難しいというのはわかるが、それでも一般の方からみてこれが幼保

一体化だということがわかるようにするべきではないかと思う。

**北条委員（全日私幼）**：認定こども園の評価が高いということを楽ししく思う。我が国の子どもたちにとって、どのあり方が望ましいのかという議論はどのようにされたのか？

**末松副大臣**：認定こども園の good practice を学んだということ。

**奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会）**：認定こども園が増えない原因として、先が見えないということを語られていたことが印象的だった。こども園を語る中で、先が見えるようになると良いと思う。私たちが実施している拠点事業の中にも、ひろば型とセンター型と児童館型がある。多様性があることの大切さもわかるが、共通する部分を作っていくことも大切だと思う。

**中島委員（連合）**：5案のあり方論の選択はわかるが、諸条件について提示して議論をする必要がある。理念だけを語っていると、時間が莫大にかかる。あえて選ぶとすると、第3案か第5案ではないかと思っている。

**山縣委員（大阪市立大学）**：保護者と事業者間の選択は猶予を残しておく必要がある。保護者の事業者の選択肢として考えると、第5案の幼稚園とこども園の間を切り離す必要がある。第1案を積極的に進めていく一方で、第5案の形になっていくこともやむを得ないのではないかと考えている。

**末松副大臣**：第1案を進めるべきという考えが多かったが、現実的に考えて第3案、幼稚園制度との整合性が取りづらいうであれば第5案もやむなしということだったのではないか。

今日の議論の中で詳細設計を考えた上で、メリット論を考えることが必要。

**大日向委員**：第5案を支持しているという話があったが、なぜ第3案ではなくて、第5案なのか。

**山縣委員**：社会は保育所を支持してきているということが根底にある。0～2歳の保育所への配慮は必要だと思うが、こども園＝保育所で支持を得られるのではないかと思う。それでは幼稚園はどうかと考えると、学校法人が運営しているところが多く、建学の精神に事業者や保護者がこだわるのであれば、そこを残していくこともあるのではないかと思う。

**坂崎委員（日本保育協会）**：幼保一体化WTでは認定こども園の良いところを話したと思うが、認定こども園の数が増えていない理由として、課題があるから伸びていないのだと考えるべきではないか。現行の認定こども園の検証をして、財政的なインセンティブだけでなく、より良い制度にしていかなないと、整備は進まないのではないかと考えている。

## (2) 幼保一体給付(仮称)について

**高尾委員（経団連）**：事業者等の多様性を確保することが必要と考えると、柔軟な価格設定はできるようにするべきだと思う。類型だけ決めて、多様な価格設定を可能にするべきではないか。

**両角委員（明治学院大学）**：公的保育契約は介護保険と仕組みが重なるもの。公的契約は対等の関係の中で契約を交わすものとは本質的に違うものであって、新たなシステムを構築する際に、利用者保護の視点から適切な法体系が整備されないと課題が生じる。契約当事者と事業者との間に情報量の格差がある制度なので、締結された契約の履行の確保、応諾義務、需要が供給を超える場合の利用確保等の視点が必要。また、実際の利用者は子どもだが子どもが自分で利用したい事業者を選択することはできないので、高齢者以上により細かい規制等の配慮が必要。

**渡邊委員（全国町村会）**：地域主権を確保するために、義務付け・枠づけはより小さくすること、財源の議論を先送りしないで財源確保の道筋をあわせて検討することが必要。市町村が担うとされている保育の必要性の認定のありかたについて、早めに明確なものを示してほしい。助言・指導できるよう市町村の責務をより明確にすることも必要。十分な財政措置をする必要がある。

**岡本委員（連合）**：社会全体ですべての子どもの育ちの支援をするということは共通のことだと思うが、障害児や社会的養護の必要な子どもに対する福祉的な視点に配慮した制度設計を図る必要がある。これまで保育所が担ってきた福祉的機能（児童虐待対策、親支援、子育てに関する相談支援など）はセーフティネットとして欠かすことはできない。

事業者には応諾義務をきちんと課し、保育料は応能負担を原則とする。これから子育てをしようとする若い人に負担感を感じさせないようにする必要がある。

また、保育士等の働いている人の処遇改善は必要不可欠である。

何が一番重要なのかということを見極めながら、急ぐ部分とじっくり検討する部分と整理して

いくことを、工程表を示して議論をする必要があるのではないか。

**菊池委員(全保協)**：子ども手当の財源構成を検討する案の中に保育所運営費の一般財源化の話が出たと聞いている。新システムの目指す方向のとして、「子ども・子育て勘定」の構築があり、安定的・恒久的財源の確保があったと認識しているが、保育所運営費の一般財源化の話はこの考え方を根底から覆すことになる。何のためにWTで議論しているのかわからなくなる。このシステム構築の議論の最中に、一般財源化の話が浮上すること自体に疑問を感じる。

財源確保の問題は大変大きな問題で、重要な政治的判断を必要とすることは十二分に承知している。これまでも保育制度改革が必要であるとしつつ、踏み切れなかった理由の一つに財源問題があったと聞いている。財源確保が最も重要な前提条件であることは、WTの共通認識であると思う。子ども手当と現物給付、どちらが大事かという二者択一の考えを求めるつもりはない。しかし今社会が求めているのは、「サービス量の拡大」であり、加えて「質の確保」で、そのための環境整備であると思う。一般財源化はこの考えに逆行するものである。

幼保一体化の目的は何か、失うことなく議論を進めるべきであると思う。

また、全国知事会が構造改革で共同提案をしているが、児童福祉施設最低基準の移譲は、質の保障と地域格差の視点から、容認できない。

**末松副大臣**：財源について懸念があると思うが、厚生労働省から説明させる。

**香取政策統括官(厚労省)**：どういうサービスをどのくらい用意するかについて、今後、お示しすることになると思う。新システム全体として、社会全体で費用負担していくことになるので、今ある財源でやりくりをする話ではなく、財源確保をすることが前提となっている。税制について国で議論をしているところであって、与党の検討会の報告書が本日、公表されている。財源の議論については並行して検討している。

子ども手当の財源については、立場によっていろいろな考え方があって、その考えられる案を示して検討している状況。地方税をどうするのかということもあわせて検討しているところであるが、どの案でという結論が出ているわけではないので、引き続き検討していく。

**北条委員**：ぜひとも子どもの最善の利益の観点に立って考えてほしい。

子どもの最善の利益を考えると、11時間、13時間保育を受ける0歳児が多いことを一般化することが正しいとは思えない。法定労働時間を40時間にしてきて、育児休業の期間を延ばしていることから、親と子どもを長い時間離さないという観点から考えることが必要ではないか。幼児教育重視を国家戦略に位置づけ、幼児教育の公的支出をOECD並みに高める努力をする必要をするべきである。また、教育の一貫した体系、とりわけ学校教育の体系を混乱させないように、十分な配慮が必要である。夏休み等の長期休業も、教育の観点から、学校教育体系全体の中で熟慮されるべきである。

さらに専業主婦など公的保育サービスを受けない者に対しては、子育て労働を適切に評価するとともに、公平な公費負担の観点から現金給付の割り増しが当然必要である。

幼児教育・保育に対する給付の水準は、現行の財政措置以上の水準としなければならない、そのために恒久財源の確保が不可欠である。

応諾義務を一律に課すことは、建学の精神に基づいて運営されている私立学校には受け入れることは困難である。私立幼稚園にのみ現状の変更が課せられることは、差別的施策であり許されるものではない。また保育料の納付金の自己決定は私学の基本である。

学校法人の幼稚園と社会福祉法人の保育所が認可を持っているのに指定を受ける必要性があることが理解できない。指定制度における需給調整は、認定こども園の認定を求めている私立幼稚園の多くが行政窓口で排除されている現状と同じである。指定を求めない幼稚園・保育所への現行の財政措置は維持されるのか。そうでないなら指定を求めない幼稚園・保育所の存続はできなくなる。

**山口委員(日本子ども育成協議会・JPホールディングス)**：事業者参入については、既存の事業者が保育の質がうんぬんといって反対表明をすることが多いが、本当の理由は、子どもを取られるから。株式会社が参入するとなぜ子どもが取られるのかといえば、社会福祉法人同士であれば競争が生じないからであり、競争がないところには質の向上はありえないと思っている。認可と指定が存置することになると、認可がとれない事業者は積極的に参入しないことになる

ので、将来にわたって社会福祉法人とイコールというものになるようにするべきである。社会福祉法人にも、株式会社にもそれぞれ特性があるので、たとえば株式会社の配当を認める等、事業者ごとの特性を生かしたイコールフットングを考えるべきである。個人的には、市町村は株式会社を恣意的に排除しようとするところもあるので、認可権者は市町村ではなく、都道府県が良いと思う。質の競争を図るためにも、本当のイコールフットングを図る必要がある。

**倉田委員(全国市長会)**：認可の権限を都道府県に渡すのではなく、市町村にするべきであると思う。わが市でも株式会社に保育所を任せようとしたら、府が嫌がらせをした。

### (3) 多様な保育サービスについて

資料説明「多様な保育サービスについて」(厚労省・今里課長)

**奥山委員**：育児休業前に入園保障がされれば、ゆっくり育児休業をとれるようになるので、必要だと思う。一方でこれだけ多様なサービスがあると、しっかりと説明することが必要。そのためにもNPO等がコーディネート機能を担えるのではないかと思う。多様なステークホルダーが参入して、我が町のサービスとしてはこんなものもあるよ、こんなものも必要だよと、柔軟性を持って展開できるような仕組みにする必要がある。

**浜田代理(全国知事会)**：小規模保育サービスや早朝・夜間・休日保育サービス等の多様な保育サービスは、それぞれ地域においてニーズが異なっている。地域の実情に応じた形で、地方が裁量と創意工夫をもって担うことのできる仕組みにするべきと考える。また、こうしたサービス利用者の意見を尊重すべきである。

必要な保育サービスが、すべての地域で確実に受けられるよう、保育サービスの提供に必要な費用を保障する仕組みにするべきであると考えます。

近隣の市町村において、保育サービスの供給体制や施設の運営等で大きな格差が生じないように、都道府県の広域的な調整や市町村への必要な支援を可能とする仕組みにするべきである。

使途範囲のルール化は、幼児教育・保育の質の低下とならないよう、慎重に行うべきである。

また、施設整備費については、保育所運営費に上乘せする考え方が示されているが、施設の整備や改築に資するためには、上乘せすることとは別に財政措置が必要である。

**倉田委員(全国市長会)**：多様であるからこそ、基礎自治体がルール化をすることが必要である。

全国一律な基準ではなく、地域の裁量性を発揮できるようにするべきではないか。地域も子ども・子育て会議のようなものを構成し、事業者や当事者等も参画できる仕組みにすれば良い。

**駒村委員(慶應義塾大学)**：企業が求めるように、保育サービスを際限なく整備していくことが必要なのかということを考えていかなければいけない。延長保育等の利用者負担を高くする考え方があるが、利用者負担だけで良いのかということは考える必要がある。企業側にもワークライフバランスを真剣に考えるようにインセンティブをつけていくことが必要ではないか。

**坂崎委員**：認可保育所の定員は20名だが、それを下回ると小規模保育所に移行しなければいけないのか？短時間利用者向け保育と一時預かり事業の違いは何なのか？延長保育という考え方はなくなるのか？早朝・夜間保育として考えている時間はあるのか？

**今里課長**：現行でも20人を下回ると認可保育所ではなくなるので、公的保育サービスとして公費が出るようにしようと考えている。一時預かりは就労をしているかどうかは関係ないが、短時間利用者向け保育はあくまでも就労を要件とすることを考えている。延長保育については、あくまでも突発的な残業などのための仕組みとして残すことを考えている。早朝・夜間保育の時間の設定は今後の検討になる。

**関口代理(商工会議所)**：過度な裁量化はすべきでない。1歳と4歳の子どもがいる家庭は、同じ施設を利用したいというのが保護者の思い。一律に年齢制限するべきではないと思う。

事業所内保育所については、ぜひ公的保育サービスの対象としてほしい。

会計基準については財務諸表以外に何が必要になるのか、教えてほしい。

**今里課長**：使途範囲のルール化をどのようにするのかに關係する。

**宮島委員**：国の支援が今まで十分でなかったサービスに公費が出ることは望ましいこと。一方で公的支援をすることによって、質の保障が見えるようにする必要がある。ベビーシッターも今は様々な人が利用している。たとえば小学校3年生で利用している人等もあるが、公費が就学

前に出るようになった結果。そのような子どもたちが利用できなくなってしまうてはいけない。常に新しい事業体を入れていくことが、利用者の立場に立って考えていくためには必要だと思う。延長の受け皿があるというセーフティネットを作ることが必要。保育所で子どもの体調が悪くなった場合などに、絶対に帰ってこいと言われてしまうと、そのときに困るのは子どもであり保護者である。その際に、新しい発想で新しい事業を考えていくためには、新しい事業体をどんどん参入させていくことが必要なのではないか。

一方で保育の必要性の認定において、認定を超える利用や病児保育等の必要性の認定をどのように考えるのかは非常に難しいのではないか。

**今里課長**：現実的には保育の必要性の認定は非常に難しいと思う。なるべく現実に即するような形で認定することが必要ではないかと考えている。

**両角委員**：スポット的に利用する必要はある。小学校就学後の育児時間等、様々なワークライフバランスに関する労働法制化を一方でしていく必要がある。例えば、休日勤務の場合の代休の付与の義務付け等も考えられるのではないか。

また、多くの保育士が妊娠を機会に退職したり、男性保育士がこの給料では家族を養えないとして退職しているということを知っている。この機会に保育士の労働条件を抜本的に改善し、例えば保育士が復帰する際には優先的に保育所に入所できるようにするなど、付加的な保障のあり方等も考えても良いのではないか。

**山縣委員**：利用者の不安解消という視点がやや不足しているのではないかとと思う。利用者の不安は、質の保障、量の確保がされるのか等ということ。認定こども園は定員60名なのに、こども園は20名定員になるのか、ということへの不安を聞く。

保育の認定の考え方には基本的には賛成するが、子ども視点がやや欠けているのではないか。障害のある子どもや集団的な発達の保障が必要な子どもが利用できるようにすることが必要。延長保育は突発的な対応ではなく、通常予測される利用であり、そのうえに突発的な利用があるのではないか。

夜間保育はコア時間を後ろの時間にずらした通常保育という考え方もあって良いと思う。

**渡邊委員**：サービス類型ごとに基準を設けるということは、地方自治体が混乱しないようにできるだけシンプルなものにしてほしい。コーディネートできる仕組みを市町村が担うということは望ましいが、一方で専門性をもつための研修やその人員の確保等は、それなりの財源が必要なので考えてほしい。へき地保育所の質が下がることのないような配慮をしてほしい。

**今里課長**：5人までへき地保育所としての財政支援がされていることに対しての意見だと思うが、へき地保育所に対する財政支援は現状、非常に限られており、小規模保育所として位置づけることによって、財政支援をよりしていこうという発想で考えている。

**田中委員**：かなり細かい類型を出していただいたが、類型にはまらない事業主体を排除することにつながるのではないかと、また利用者に混乱を生じさせる懸念もあるのではないかと等、課題がある。その他の区分も設けて、各地方自治体が自由に設定することが必要ではないか。

**末松副大臣**：今月の半ばごろまでにどのくらい必要かというコストを示す予定。

子ども手当は、20日前後に方向性が出る。年内ぎりぎりまでWTを予定しているので、お付き合いいただきたい。

## ◆ 認定こども園の取り組みをヒアリング ◆

### ～幼保一体化ワーキングチーム 第4回会合～

12月2日(木)には、「子ども・子育て新システム」作業グループ「幼保一体化」ワーキングチーム(以下「幼保一体化WT」)第4回会合が開催され、認定こども園の取り組みについてヒアリング後、前回示された5つの案についての意見交換が行われました。

全保協からは佐藤秀樹保育施策検討特別委員会委員長が出席し、提出した意見書をもとに、5つの案について課題を整理した上で、全保協が考えるこども園のあり方について発言しました。

幼保一体化WTは年内にもう一度開催される予定ですが、現段階では日程は未定です。

**議事概要**（記録は事務局）

**(1) 認定こども園の取組について**

4名（現場から2名、行政から2名）から認定こども園の取組を紹介後、意見交換を行った。

○ **野沢こども園（東京都世田谷区）** 田村園長

園児 200名 職員 36名

地域において、支持されていることを感じる。

1歳児 8名、2歳児 10名

3～5歳児 30名強ずつ（幼稚園機能と保育所機能半々の利用）

午前中は幼稚園教育要領にもとづいて、幼児教育を提供。預かり保育として残る子どもも含めて6割ぐらいが午後も残る。

午後の保育室は別室として用意して、寂しくない環境を設定。あわせてこども園の中に、井戸端会議という名称で地域の子育て家庭に向けたスペースを開放している。

困っていることとしては、病気になった子どもを預かる場所がない。

世界的には就学前教育の義務化がされており、アメリカのヘッドスタート等を参考にし、義務化するべきではないか。幼保一体化の議論をする際には、このことも踏まえて幼児教育を考えることが大切。

制服は選択制にしたが、結果として全員着ている。保護者からは「保育園に入れざるをえなかったもので、制服は着られないと思ったが、ここに来て着ることができた」という声も上がっている。

○ **まゆみ幼保園** 全国認定こども園協会 古渡委員（資料1）

○ **聖籠町** 聖籠町長 渡邊委員（資料1）

人口 14,000名程度

もともと町立幼稚園を主に整備をしてきたが、幼稚園の定員割れと保育所ニーズの増大があったため、平成17年より公立幼稚園・保育所を町立こども園とした。

保育所に行っていた子どもたちが幼稚園機能を利用することができるようになり、選択制にしたがすべからく幼稚園機能の方に移動した。

保護者にとって望ましい制度とは何か、ということをもとに行政として考えて取り組んでいけばいいこと。保健師と社協の障害児支援員等を特命チームとして取組をさせている。

課題としては、職員の労働環境の問題。公務員なので、調整していけばいいこと。質の高い保育を提供しながら関わっていくことに対する共通理解をはかることが大切。

就学前教育の義務化を町として実施したため、結果として子ども数が増えてきている。幼稚園機能をもつこども園では、子どもが病気になった時の対応については苦慮することがある。

○ **三鷹市** 三鷹市 宮崎代理（資料1）

人口 18万人

・ **ちどりこども園（74名規模）**

基本保育料 1万6千円 延長等を利用しても 2万6千円 1日利用は 500円、給食を提供。教育・保育内容の充実をはかっている。

・ **認定こども園三鷹中原幼稚園（在籍児童 245名）**

8時間 3万5千円 幼稚園機能の利用者の延長は 1日 1,000円。11時間 3万7千円 手続きの煩雑さ等から、認定こども園は伸び悩んでいる。

認定こども園の利用者の中に、認可保育所に申し込みをしている人はいない。

認定こども園の利用者と認可保育所の利用者は少し層が異なっているのではないかと考えている。

（意見交換）

木幡委員（フジテレビ）：こういう形ができるのであれば、もっともっとうるこども園を増や

してほしい。働いているから保育所に入れざるを得なかった。本当は子どもを幼稚園に入れたかった。このように就労しているから、保育所しか利用できないという選択できない制度は改善していただきたい。

質問だが、定員はあるのか、手続きは面倒なのか、行事等は就労している保護者を考えて時間を変更したのか？0歳児を預かっていない理由は何ですか？

**池田代理（全国国公立幼稚園長会）：**研修体制についてもっと聞かせてほしい。

**末松副大臣：**認定こども園の整備のために、調理室の設置のために2,000～3,000万円かかる。そのための整備費の市町村分がないために、認定こども園として手を挙げることを思いとどまっしてほしいといわれることがあると聞いたが、いかがか？

**田村参考人：**1歳児は定員10名、2歳児は15名としているが、その10倍位の申し込みがあったと聞いている。保育に欠ける子どもを受け入れるには、市で申し込みを受け付けているが、かなり相談できるようになっていて結果として選抜している部分もある。

また障害のある子どもの受け入れもしたが、大変良かった。小さいうちは一緒にやっていくことの大切さ、年齢や発達段階に応じた支援のあり方を考えることが必要。

手続きはとても面倒だった。食中毒が起きると、3か所から調査が入る。

保護者会や行事は土曜日に行っている。幼稚園卒できている保護者からは時々クレームがあるが、説明をすれば理解してもらえる。

0歳児の受け入れをしていない理由は、はっきりいって自信がないから。個人的には0歳児は保護者が見た方が良いのでは、密接に関係を持つことが必要ではないかと考えているので、私が園長のうちはやらないと思う。

研修については、とても大事であり、やろうと思えばきちんとすればできる。

認定こども園が増えない理由は先行きが不透明だからだと思う。

**古渡委員：**研修については、全職員共通のミーティングを実施している。朝や2交代制で重なる時間等を利用して、朝のミーティング、午後のミーティングを実施するとともに、職員会議を持っている。全職員向けの研修を年3回実施している。外部研修についても積極的に活用し、出席した職員が職員会議等に持ち帰るようにしている。総合的になっているので、忙しい。

**宮崎代理：**三鷹市では後期行動計画にもとづいて整備を図っているのですが、他市の状況はわからないが、整備費がないのではということはない。

## (2) こども園（仮称）について

**佐藤委員（全保協）：**

- ① 拙速に幼保一体化をはかり、一つの形に押し込むことは、現場や利用者には大きな混乱が生じるため、避けるべきである。「こども園（仮称）」として一つの形になることは、経過措置を含めても、かなりの時間をかけることを前提とするべきである。
- ② 案2に示されている「こども園（仮称）」という名称で多様な類型が存在する形については、利用者には選択の自由を与える一方で、混乱を生じる懸念がある。「こども園（仮称）」の名称で事業を展開する以上、提供する内容は同じものにしていく必要がある。そのことが保障されないと、保育型か幼児教育型かの違いによって、例えば3歳未満児を受け入れるのか否か、災害や感染症等の流行の際に休園するか否かが異なり、利用者にとって理解しづらく、情報を得にくい保護者等に不利益を生じることが想定される。
- ③ 案5は、幼保一体化ではなく、少子化対策特別部会の議論に戻ることを意味している。それならば、「こども園（仮称）」という名称に変更する理由もなく、保育制度改革として検討するべきである。
- ④ 案4は、「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」で謳っている「幼稚園・保育所の一体化」からは外れる。
- ⑤ 全案共通の前提として「3歳未満児の受入れを義務づけていない」としていることは撤回するべきである。「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」で提起しているとおり、今回の新システムの構築は「すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供」することを目的としている。また、「親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サ

ービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する」のであるから、3歳未満児であってもその地位を保障し、利用できるようにすべきである。また、「3歳未満児の受入れを義務づけていない」ことは、新システムの対応課題の一つとしてきた待機児童問題の解消も現実的には行えないため、撤回する必要がある。

あわせて全国知事会が「構造改革特区の共同提案」が先日されたが、このことが現実になってくると、客観的な基準そのものの質が問われてくることになる。

**大日向座長：**確認だが、案2、4、5はわかりやすく言えばダメということだったが、案1、3はどう考えるか？

**佐藤委員：**案1については10年程度の時間で保育所と幼稚園を一つの形にすることは拙速ではないかと考えている。案3については、先ほど説明したような条件が担保されればということ考えている。

**普光院委員（保育園を考える親の会）：**木幡委員が言われたことに対して、ひとつ言わせていただきたい。保育園時代に辛い体験をされたことに対しては非常に気の毒に思うが、保育所に教育がないような内容は訂正しておきたい。保育所も幼稚園も様々な園があり、保育園を考える親の会でも保育園にあわなくて転園したり、幼稚園に転園したけど行事の多さ等に驚いて保育所に戻る人等もいる。多様な園のあり方があるということを前提に考えてほしい。

案5以外は、幼稚園、保育所とも介護保険類似システムに入ることになっているが、具体的な中身がわからないと議論ができないのではないかと。

また、公立保育所の一般財源化は地方自治体の財政を圧迫させ、待機児童対策を鈍化させている。待機児童の多い区から要望も上がっているのも、ぜひ新システムを考える際にはあわせて考え直してほしい。

**山縣委員（大阪市立大学）：**保育所における「教育」を幼稚園と同等に位置づけ、そのための職員配置や研修体制をすべての保育所に制度化することが必要。個人的には、すべての保育所、幼稚園が進むことを考えると、案1か案2ではないかと思う。このチャンスに大きく変えていかないと、また10年後に同じ議論をすることになるのではないかと思うので、大きく制度を変える必要があるのではないかと。

第2案は先ほど利用者の混乱を生じるという意見もあったが、利用者は今だって保育所、幼稚園の違い、ましてや認定こども園の4類型についてはわかっている。

**柏女委員（淑徳大学）：**要保護児童の関係者からもこのシステムは本当に被虐待児等にとって働く仕組みになるのかという懸念が寄せられている。

福祉の視点から「福祉の視点が最大限考慮される」「これまで積み重ねてきた保育実践を制度が無遠慮に壊さない」「保護者・利用者が混乱しない」という視点で考えると、①障害児を含め、可能なすべての子どもを対象とする：入所の応諾義務を必須とすること、②ライフラインとしての役割：臨時休業の規定を置かない、③生命や生活を大切にすること：少なくとも3歳未満児は給食の外部搬入は避け、食育やアレルギー対策と配慮をする、④生活の連続性を大事にする：0歳からの継続的な育ちを重視し、教育と保育を分断しない、⑤負担能力に応じた負担を原則：保育料については家計に与える影響に配慮し、また原則として保育料以外の付加的費用を徴収しない、⑥子どもの最善の利益の保障が必要な子どもの確実な利用と働きかけ：市町村における保育の実施義務と保護者に対する入所の勧奨義務の規定等が必要である。

このようなことを踏まえて考えると、案3が妥当だと思うが、その場合に大切なことはこども園になった施設がすべて福祉の視点が持てるかどうかポイントであると思う。案3で福祉的な視点が持てない場合は、案4も考慮せざるを得ない。

当面は案3を軸とした一体化へのインセンティブの働きかけ方や基準を検討していくべき。

**小田委員（国立特別支援教育総合研究所）：**認定こども園制度を構築したなかで考えると、案3、4がその検討につながるものであると思う。0歳児をなぜ認定こども園でやっていないのかということについては、幼稚園でも3歳児保育をして良いか、10年以上かけて文科省で検討してきた。最初の幼稚園は5歳の1年保育だった。このように経験を生かしながら、保育所保育士が持っている養護の機能を本当に幼稚園でできるのかということを考えていかなければいけな

い。そういう意味では、私は山縣委員が言われたように、一気に一つの形に法体系も変えて移行する、案2、案1に対しては反対である。

**池田代理**：幼児教育の重要性ということを考えると、0～2歳までは一人ひとりの愛着形成をもとに、身近な大人との関係を維持していくことが大切である。3歳以上からの子どもたちに対しては、遊びを中心とした幼児教育の大切さをもとに、「すべての子どもに世界に誇る幼児教育・保育を」という目的に基づいて検討してほしい。

保護者の多様な選択肢として、「幼稚園」を残してほしい。

国として、質の確保のための設置基準について責任を持っていただくことが非常に大切であり、設置基準を高くもっていただくことが子どものための環境の保障になる。質の維持・向上のために十分な財源の保障をお願いする。

**大日向座長**：保育と教育を年齢で分けることができるのかという個人的な思いを持っている。保育と教育について、無藤委員、説明をしていただきたい。

**無藤委員（白梅学園大学）**：「教育」という言葉が多義的に使われている。学校教育法上の教育は3歳以上児の教育。義務ではないが、だれもが受ける方がよいものとして規定している。

「保育」は児童福祉法上の定義であり、3歳未満児も含めて実施をするもの。保育所保育指針のなかの「教育」は学校教育法上の「教育」とは違う意味合いを持っている。その意味で、養護と教育を提供しているということで、保育所でも教育を実施しているということになる。

幼稚園も「保育」という言葉を使うこともあり、用語の意味合いがわかりづらくなっている。法制上の整理は先ほどの整理をせざるを得ないが、養護と教育の働きを「保育」というなら、幼稚園も保育をしているということになる。

研修の話を付け加えるが、幼稚園は義務規定だが、保育所では努力義務となっており、差がある。保育所における幼児教育の充実が大切だといわれていたが、個人的には保育所でも幼稚園でも幼児教育をしており、保育所保育指針は幼稚園教育要領と比較しても遜色ないものになっている。

**秋田委員（東京大学）**：保育所でも幼稚園でも「保育」という言葉を使って「保育」を実施している。世界各国は幼児教育を義務化しているという話があったが、「保育」educate & careを提供することをユニバーサル化しているということ。

10年というスパンが示されているが、北欧では20年スパンを持って方向性を示している。個人的には案3、4を支持しているが、将来的に向かう方向を考えながら検討すべきではないか。

**金山委員（NPO法人マミーズネット）**：預けられればどんなところでも良いと思っている保護者はいない。そのためには質の保障を図れるように、質の確保と財源をきちんと確保してほしい。また質の確保という視点では、保育士等の労働条件の改善が必要であると思うし、保育所、幼稚園の現場の人が参加できる研修を作してほしい。

**佐久間委員（㈱ベネッセスタイルケア）**：保育所では養護と教育を意識して提供してきているが、木幡委員の話を聞いて、保護者の側からみるとイメージに大きな違いがあることを感じた。その意味ではこども園として制度を考えることも必要と思った。株式会社がやっているということを見ると、届出と認可と何が違うのか、指定と認可では何が違うのかという思いがある。

**入谷委員（全日私幼）**：国家として強制的に一つにされてしまうのか、ということに対しては、そういうことではないという意見を前回、小宮山副大臣が発言されていたので、そのことにもとづいて今後も検討してほしい。

また、待機児童解消も大切なのはわかるが、過疎地、人口減少地域の子どもの育ちも同時に考える必要がある。

案の類型については、今回も留保する。

**大日向座長**：案3が妥当ではないかという声が多かったと思う。一方で案1、2を積極的に進めるべきという声もあり、案1、2ではダメだという意見もあった。

また拙速に進めるべきではないという意見もあったが、スパンをどれだけおけばいいのかということもある。拙速に進めるべきではないという意見もわかるし、そんなに悠長に検討しておいて良いのかという意見もある。

子どもが就学前に過ごす場所が2つに分断されてきてすでに65年経っている。決して今、幼保一体化の話が降ってわいたわけではない。ぜひ、保育と教育の概念の統一を図っていきたい。幼保一体化の理念に基づいて、慎重に議論をしているということを忘れずに報道してほしい。専業主婦か働く親かということではなく、すべての子どもの視点でぜひ検討していただきたい。

※ 幼保一体化WT、基本制度WTの資料は内閣府HPをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html#youho>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

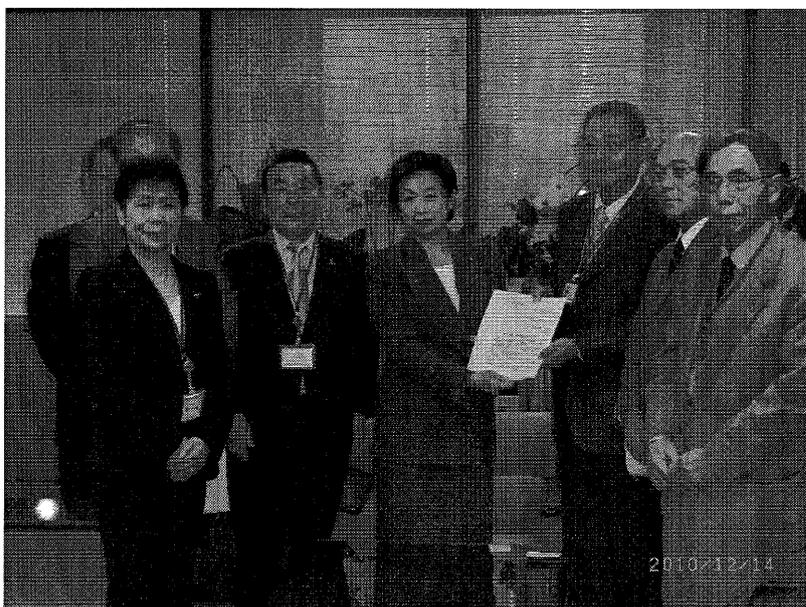
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆一般財源化等に対し、保育三団体で陳情◆

全保協ニュースNo.10-22でご報告したように、12月2日の子ども手当5大臣会合(議長：玄葉光一郎国家戦略担当大臣)において、子ども手当の財源構成の案として、「補助金(保育所運営費)の一般財源化」が示されました。このことに対し、全保協は、一般財源化は保育の質の低下につながる大きな懸念があることを中心として、都道府県保育協議会にも反対の行動のお願いをいたしました。

その後、15日にも再度、子ども手当5大臣会合が開催されるという情報を得、14日には保育三団体(全保協、日本保育協会、全国私立保育園連盟)連名の意見書「保育所運営費の一般財源化には断固反対します！」および意見書「子どもの育つ環境は国が保障してください～全国知事会「構造改革特区の共同提案」への意見～」により、関係大臣等に意見要望を行いました。

さらに、17日には、全国保育組織正副会長会議の参加者による議員会館への陳情活動も予定しています。



(小宮山副大臣に手交)

(訪問先)

	厚生労働省
小宮山副大臣に依頼 本人に面談 本人に面談 本人に面談	細川律夫 厚生労働大臣 (厚生労働大臣室) 小宮山洋子 厚生労働副大臣 (副大臣室) 高井雇用均等・児童家庭局長 今里雇用均等・児童家庭局 保育課長
	首相官邸
郵送 (受付が郵送のみのため)	菅 直人 内閣総理大臣
	総務省
大臣秘書官に手渡し	片山善博 総務大臣
政務官秘書官に手渡し	逢坂誠二 総務大臣政務官
	内閣府
内閣官房 国家戦略室担当者に手渡し 本人と面談・手渡し 全保協会議上で手渡し	玄葉光一郎 国家戦略担当大臣 岡崎トミ子 内閣府特命担当大臣 (少子化対策) 末松 義規 内閣府副大臣 (少子化対策)
	財務省
秘書に手渡し	野田佳彦 財務大臣
	地方3団体
辻本副参事、岡田副参事に手渡し 木村氏 (事務局) に手渡し 久保行政部長に手渡し	全国知事会 会長 麻生 渡 全国市長会 会長 森 民夫 全国町村会 会長 藤原 忠彦
	民主党 子ども・男女共同参画調査会
秘書に手渡し 本人と面談・手渡し	神本美恵子 会長 西村智奈美 副会長 泉 健太 事務局長

◆ 費用推計に質の改善を含まず ◆

～基本制度ワーキングチーム 第7回会合～

12月15日(水)に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「基本制度ワーキングチーム」(以下「基本制度WT」)の第7回会合が開催されました。

基本制度WT第7回会合では、①社会的養護について障害児に対する支援について、②費用負担についての2点について、資料説明後、意見交換が行われました。

全国保育協議会・菊池副会長は、①社会的養護の必要な子どもたちの育ちの保障も新システムのなかで検討すること、②障害のある子どもに対する支援は、応諾義務を課すなど排除されない仕組みが必要であること、③新システムの導入と同時に、質の確保・向上の実現と、それに見合った財源を確保すること等について意見を述べました。

なお、基本制度WTの次回会合は、12月28日(火)に開催予定です。

**議事概要** (記録は事務局)

(1) 社会的養護について、障害児に対する支援について (説明：高橋俊之家庭福祉課長)

冒頭、高橋家庭福祉課長より、資料1「社会的養護について」および資料2「障害児に対する支援について」の説明を行い、その後、柏女霊峰淑徳大学教授より意見報告があった。

**柏女先生意見：**

- 社会的養護の必要な子どもたちもこども園を利用できるのかという不安、障害児についても、こども園を本当に利用できるのかという不安がある。
  - 新システムと、社会的養護体系、障害児支援体系が分断されてしまうことへの懸念がある。現行でも要保護児童福祉と保育・子育て支援施策の2つの流れがあるが、新システムの導入にあたっては、さらにこの間が分断されてしまうのではないかと懸念している。
- (意見書説明)

(意見交換)

**山縣委員（大阪市立大学教授）：**社会的養護については専門委員会で検討している。その検討状況を踏まえて、意見を述べる。

- ① 相談体制の整備：児童相談所だけでなく、市町村が相談の窓口になることになっている。市町村窓口でも5,000件程の実績があるが、児童相談所だけでなく、この窓口の強化を図る必要がある。
- ② 児童家庭支援センターの活用方法など、トータルな相談体制を検討する必要がある。
- ③ 保護された子どものケアが不十分であると思っている。乳児院や児童養護施設の最低基準も低く、児童権利条約からも外れていて、指摘されているところであり、さらなる改善が必要。
- ④ 家族再統合やリーディングケアのあり方：青年期前期の課題は、社会的養護関連施設で育った子どもたちのところに集中している。社会的養護の必要な子どもたちを守れば良いという話ではなく、その子どもたちが成人になるための支援が必要。
- ⑤ 障害児保育は、現行は利用するためには保育に欠けるという要件が必要になっている。こども園においては、保育を必要とするという視点で考える必要がある。

**倉田委員（全国市長会、池田市長）：**地域主権の視点から多くを市町村事業として位置づけでいただいても良いのではないか。障害児保育の財源について、課題が投げかけられているが、当然、引き続き一般財源として措置をしてほしい。障害者支援法のあり方についても27回も開催しているが、一向に結論が出ない。この子ども・子育て新システムについても、そろそろ政治主導として、優秀な官僚の方もいるのだから、財源問題も含めて提示していただきたい。

**中島委員（連合）：**ずっと社会的養護や障害児を新システムに位置づけてほしいと主張してきたので、このように整理していただいたことに感謝する。私たちは社会的養護や障害児であっても、子どもだけを取り出してどうするというのではなく、地域の中で位置付けて、他の施策ときちんとリンクさせていくことが必要であると思っている。少子化にもかかわらず、虐待件数が増えていることを考えると、ますます社会全体で子どもを育てていくための仕組みを作る必要がある。窓口が制度によって分立していることは課題だと思うので、基礎自治体にその窓口を作っていく必要があると思う。中核市以上には児童相談所を設置すべきではないか。子ども一人ひとりのニーズに対応するには現行の最低基準上の配置基準では不十分であると思っているので、改善が必要であると思う。速やかに保護・措置する仕組みが必要だと思うので、今後も措置の仕組みは残す必要があると思うが、そのことが子ども・子育て新システムと分断するものではないと思う。

また具体的な検討にあたっては、社会的養護を利用した当事者や職員等の声を聞いて検討してほしい。

障害児については、制度が分断・混在していて、使い勝手が良くないと思っている。子ども一般施策である新システムに位置づけるということを基本に、基礎自治体に収斂していく必要がある。またこども園を利用するにあたっては優先的に利用できる仕組みが必要。どこの地域で生活しても同じように質が担保されることが必要だと思っているので、基本的には一般財源ではなく、子ども・子育て勘定のなかの仕組みとして包括的に考えていく必要がある。

**駒村委員（慶應義塾大学教授）：**新システムの導入にあたって、より積極的に広い意味での困難を抱える子どもに対するサポートを行っていくことが必要。各国でもシェアスタートやヘッドスタートとして、子どもを育てる家庭を支援していくんだという取り組みを図っており、またあ

わせてその仕組みの評価・検証が必要。セーフティネットということだけでなく、よりポジティブに取り組む必要がある。

**菊池委員（全保協）**：子どもはきちんと新システムの中に位置づけていただきたいと思っている。社会保障審議会社会的養護専門委員会の議論との整合性を図ってほしい。障害のある子どもに対する支援は、人権にもかかわる問題であり、応諾義務を課すなど排除されない仕組みが必要だと思う。

**奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会）**：障害のある子どもは全体の6～8%ぐらいいるといわれているがそう考えると決してマイノリティではない。現場としては決して分断することはいえないと思う。障害があるかどうかは、保護者も受け止めが難しいということもあり、このことから子育て支援施策と分断してはいけない。

**岡本委員（連合）**：社会的養護の子どもたちの愛着形成を考えると、小舎化は非常に重要だと思うし、現行の最低基準は改善する必要があると思う。里親の拡充は賛成。里親の方とも話をするが、財政的な支援というよりは、こういう方たちの不安を受け止めて相談ができるような仕組みを考える必要がある。相談支援体制を専門的なチームからの応援のような仕組みとして構築して、積極的に進めることが必要ではないか。

また、障害児やひとり親家庭の方たちが確実にこども園を利用できる仕組みが必要だと思う。一定の措置枠ないし優先枠の確保が必要ではないか。新システムは利用者と事業者の直接契約の仕組みとして提案されているが、直接契約方式を導入すると、こども園と市町村の関係が希薄になるのではないかという不安を持っている。利用にあたっては、直接契約方式ではなく、現行の市町村窓口を利用申請をする仕組みの方が良いのではないか。

**田中啓委員（静岡文化芸術大学准教授）**：社会的養護も市町村が実施主体であるべきと考える。子どもからみれば、自分がいるところで利用ができる仕組みが望ましいのであって、新システムの利用のあり方を考えると、できる限り枠内で保障する仕組みとする必要がある。

**北条委員（全日私幼）**：学校教育の中で、今までも幼稚園では必要である子どもに対しては支援を行っている。学校教育体系の中にある特別支援教育における位置づけとどう整合性を図るのか。子どもとは何歳までを示すのか？

**濱谷課長**：特別支援学校における教育については、こども園の扱いを踏まえて整理する必要があると考えている。

**山口委員（日本子ども育成協議会、JPホールディングス）**：応諾義務を課したから、その施設が本当に受け入れるのかということは別であって、専門性のある職員がいないから受け入れられないとお断りすることもあるということを知ってほしい。0～2歳では障害は発見できないというのが現実であり、3歳ぐらいから集団の中での課題を感じるようになる。しかし現実としては、そのような子どもであっても、すでに受け入れているので、応諾義務云々ではないのが現状。また保護者が納得してくれないと、障害の程度にあわせた専門機関に行くことなく、保育所で過ごさざるを得ない。

**渡邊委員（全国町村会、聖籠町長）**：社会構造の変化、家庭の変化等から、より地域に近いところで機能を果たしていく重要性はわかるが、ただ単に基礎自治体にその機能・役割を課されると、自治体にも規模があるので機能を果たせるのか、専門性のある職員をどう配置するのかなど課題がたくさんある。都道府県に役割を担わせて、共同で連携していくことが大切なのではないかと思う。地域特性が発揮できるような仕組みの中で、連携していくことが必要なのではないか。障害児については、いかに地域の中で障害児を差支えていくのかということだと考えると、対象範囲や職員の専門性等は位置づけながらも、やはり一般財源で財源は考える必要があると思う。

**野呂代理（全国知事会、三重県知事）**：現物給付サービスについては、利用を受ける方に近いところがサービスを提供していくことが大切だと思うが、基礎自治体も様々な規模があるので、すべてを市町村にということは現実的には難しい。実態にあった対応をしていかなければいけない。専門性をつけてもらうためにも、市町村の職員を都道府県でお預かりして研修をしてもらう等の取り組みを行っている。広域的な協働体制をどう作っていくのかということが大切になってくる。周産期医療等、都道府県でなければ対応できないこともある。

## (2) 費用負担について（説明：黒田少子化対策室長）

資料 3 を黒田室長から説明後、香取政策統括官より「社会保障改革の推進について」（平成 22 年 12 月 14 日閣議決定）を説明した。

（意見交換）

**倉田委員**：やっとな制度設計に係る税制改革・財源が示されたと思い、このことを評価したい。質の問題と子ども手当の増額分は、本日示されたものにプラスされるということで良いのか確認させてほしい。

**香取政策統括官**：子ども手当の増額と質の改善に係る費用は、本日、示した費用推計の外に加えていくということで考えている。

**菊池委員**：新システムは、質の確保・向上を目指していると認識している。本日の資料では質の改善にかかる経費は積算されていないが、質の改善については今後の議論の中で検討すべきである。対人サービスである保育の質の確保は、人材の確保であり、その養成である。これまでも課題とされてきたことを少し説明すると、保育単価でカバーしている部分は以前は 8 時間 22 日であったのが、現在は 11 時間が原則となっており、日数も 25 日になっている。単純にその時間数の差を計算すると、土曜日などの利用実態から単純に比較することはできないが、1.56 倍になっている。その一方では、労働時間の改正も行われ、週 52 時間の時代もあったが今は 40 時間労働になっている。この間、一定の改正は行われたと承知しているが、必ずしも実態には合っていない。さらに現状では、勤務時間内は現場では子どもに対する直接的なケアに追われ、記録などの保育にかかる事務や研修・会議などは時間外を中心に行わなければならないとなっている。厚生労働省の管轄にありながら、労基法に抵触しかねない現実がある。このことは児童養護施設、母子生活支援施設なども同じ状況にある。ワークライフバランスと言われているが、福祉の現場で働いている人たちにこれを保障してほしいと思っている。介護や障害分野では処遇改善交付金が支給されているが、その他の分野は除外されている。今すぐに改善を求めているわけではないが、新システム構築の中で解決していただきたい最大の課題である。保育・児童福祉分野ではすでに人材確保が困難な状況になっている。とくに質の高い人材の確保が困難であるといわれているが、その原因は処遇の問題にある。新システムの導入と同時に、質の確保・向上の実現と、それに見合った財源の確保をぜひとも願う。

**末松副大臣**：質の改善は別途検討をお願いすることとしている。

**野呂代理**：来年度の子どもの手当の財源については十分な議論がないまま、24 日を迎えようとしている。話をする機会もあったが考え方に開きがあったなかで、進められていることは危惧するところ。

地方自治体における安定財源が必要だと言っておきながら、消費税の目的を社会保障に限定するような書きぶりがあるが、このことについても地方自治体と議論をしてほしい。費用推計についての説明は、子ども・子育てビジョンにもとづいて作られていると思うが、OECD 諸国と比べてもはるかに見劣りする。こんな数字で本当に良いのか。我が国の子ども家庭福祉施策、現金給付と現物給付のバランスをきちんと考えてほしい。

子どもの権利に基づいて全国一律でおこなう現金給付や全国一律で行う事業は国が責任を持っていくべきであり、地域のニーズに合わせてきめ細やかに行うべき現物給付は地方にゆだねるという考え方が、民主党のいう地域主権ということと合致することではないのか。地方負担分をまだ考えているようだが、このような中途半端な仕組みになってはいけない。

また、給付の 2 階建ての考え方、子ども・子育て勘定、子ども・子育て包括交付金については、認められない。

**坂崎委員（日本保育協会）**：本当に次期通常国会に法案を提出し、平成 25 年度から施行するのか？ 質の改善の前に、すべての利用したい子どもが利用できるようにするためにはもっと費用が必要だろう。また子育てをしている方々の保育料（自己負担分）の負担感は非常に大きいので、改善が必要。

**末松副大臣**：法案だけ通して財源がないのではないかという不安については、今後、財源についても示して図ったうえで考えていきたい。

**山縣委員**：社会的養護の在宅部分については、市町村に権限を持たせることは危険だと思っている。障害児保育の件については、市町村が頑張っていることは承知しているが、一般財源化以降、横ばい状態であることをみても進んでいないというのが現状ではないか。

乳児院や情緒障害短期治療施設は市町村事業では危険だと思うので、都道府県事業として考えるのではないか。

母子生活支援施設についてはDV被害による利用者が多く利用していることを考えると、市町村事業とされているが、このことも慎重に検討する必要がある。

**山口委員**：小宮山副大臣、末松副大臣に質問なのだが、財源が確保できなかった場合、新システムを断念するのか、進められるところだけ進めるのか。

**小宮山副大臣**：断固とした覚悟で財源確保をしていくので、財源確保ができないという前提はない。信頼してほしい。

**末松副大臣**：ここまで時間をお取りして検討をお願いしていることから、新システムを進めることが仮にできなかったら民主党としては極めて困難な状況になるということから、断固として進めていく。

**渡邊委員**：税の財源は国民的な議論が必要。きちんと給付体系を検討していくべきだと思う。国民的な視点から見れば、消費税増税をしながら子ども手当を支給することは理解が得られない。

**田中委員（商工会議所）**：受益者と費用負担者の整合性がない中で、費用負担感が高いということに対してどのように説明するのか。中小零細企業は負担が多くなるということは、実態として考えると就業者の雇用を圧迫する結果になるのではないかとということに危惧する。出さなければならぬ理由と出せるのかということを考えてほしい。

**藤原委員（経団連）**：質の向上も今後検討するということが、費用推計とあわせて考えてほしい。国と書かれている部分の2割は企業主負担であるということも十分に踏まえて検討してほしい。6兆円規模が特別会計として出てくるということには違和感を感じる。また、他の委員の方も話していたが、財源が明確になっていない中でどう法案を審議するのかということについても不安を感じる。

**中島委員**：企業側にも理解をいただきたいこととして意見を言わせていただくが、新システムの基本的な基軸は全世代型で子ども・子育て支援施策に重点を置いていくということにある。そのことは、ひいては労働力として企業にも還元されていくものと考えてほしい。また自己負担分の考え方をどう考えるかについては、今後の宿題にしていきたい。

**香取政策統括官**：保育料の費用負担を低くするとどうなるのかについてはビジョンの推計のときにあわせて示している。法案の提出時期については、政府全体で決めていることとしては、平成23年通常国会に提出するという、平成23年度半ば（6月ごろ）に財政含めた財源措置について考えていくことになっている。今の制度をベースに考えた場合の推計として示したものである、新システムではこうするというを示したのではない。

## ◆ 事例をもとに、養護と教育の一体的な実施を主張◆

### ～こども指針(仮称)ワーキングチーム 第3回会合～

12月13日（月）に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「こども指針(仮称)」ワーキングチーム（以下「こども指針WT」）の第3回会合が開催されました。

こども指針WT第3回会合では、①教育・保育の定義について、②こども指針(仮称)の構成等についての2点を協議をするということで、資料説明後、意見交換が行われました。

全国保育協議会から委員として参画している御園副会長は、保育所では、養護的なかかわりと同時に子どもの豊かな発達を支え促すための教育的な意図を持ったかかわりをしていること、こども指針(仮称)の性格や目的を明確したうえで、使用するものとして分かりやすいものにしていくことが必要である等の意見を述べました。

なお、こども指針WTの次回会合は、未定です。

**議事概要** (記録は事務局)

**(1) 教育・保育の定義について**

**藤森委員 (全国私立保育園連盟)**：説明の言葉を図に表すのは難しい。保育指針が改定された際に、「養護」は家庭的な養護だけではなく、施設において行われると生命の保持と情緒の安定であると規定されていた。例えば生命の保持や情緒の安定は、6歳に近づくときと少なくとも良いものではない。教育も、小学校教育につながるものだけでよいのか。発達の援助とはいろいろな体験から学び取っていくもので、小学校のための文字や数の教育ではない。このような視点だけだと小学校の準備のためのこども園となってしまう。このイメージ図に「保育」という言葉が出てこないということは、これ全体が「保育」を指しているということが良いか。

**島田委員 (日本保育協会)**：大半の園では一律一斉の教育・保育をしているのではないかと。保育とは環境を通して行う教育だと考えている。これまで「教育」が一律一斉的に行われてきたことが、子どもの育つ背景や環境とうまく適応できなかったのではないかと。学校教育ではいじめ、不登校、学級崩壊など課題も多いが、「教育」という言葉の意味を考える時期ではないか。保育指針に「環境」を取り入れたことで、子どもの育ちが変化した。子どもは生まれた時から「養護」と「教育」を渾然一体として受けており、年齢で分けることがないようにしていただきたい。

**荒木委員 (全国国公立幼稚園長会)**：教育は文字や数だけではない。環境を通して体験・探索をしながら考え工夫していくこと、発想力を生かしていくことなどを学んでいくことを「教育」として捉えている。島田委員と同じであると思うが、「教育」という言葉に誤解がないようにしてほしい。小学校につながることは、生涯教育の土台ともなるものであって、義務教育につながって行くものとなる。

**大場委員 (大妻女子大学)**：定義について、新システム検討会議は社会の関心もあり言葉の使い方は十分に整理される必要がある。法制上の解釈とこども指針(仮称)のなかで教育、保育がどう使われるのか実践者を含めた総合的な整理が必要。社会通念として言葉の使い分けを、1つに決める必要があるのか。幼保一体の理念について共同作業をするなかで格付けの操作とならないよう配慮が必要。保育サービスと保育は使い分ける必要がある。保育を必要としない子どもについて資料の2頁では「学校教育」という表記があり、4頁では「養護と教育」という表記になっており、その表記に開きがあり、「保育」「教育」の意味をこども指針(仮称)の中で伝えていけるよう議論をするべきである。

**無藤座長**：こども園(仮称)の実践への指針となるべきもの。

**岡上委員 (全国幼児教育研究協)**：大半が一律一斉の保育だという意見があったが、環境を通して行う教育がこの20年で浸透してきたと思う。現場では環境を大切に幼児教育を実践している。小学校で行う一律一斉の教育と幼稚園は区別している。こども指針(仮称)における保育を、広辞苑では「保育」について保護・育成すると書かれていて一般の人に教育を含んだものとしてどう伝えられるか。

**山縣委員 (大阪市立大学)**：①法律上の問題では、学校養育法第22条、23条において保育と教育が位置付けられている。実践現場においては、幼稚園でも保育という言葉が使われているし、保育者とも言われているので、その観点からの整理が必要。②こども園を児童福祉施設と学校教育を行う場として規定した場合、幼稚園において養護が必要であるとされており、「保育を必要としない」ではなく、必要度の問題ではないか。③3歳未満児でも、教育の要素はある。家庭教育や社会的保育の必要性から考えるべき。資料4頁のイメージ図は途中経過としてはわかるが、完成形ではない。教育・養護が保育指針では位置付けられているので、「保育」という言葉でよいのではないかと。また、それぞれの言葉にこだわりがあるのであれば、新しい言葉を使うことを検討してはどうか。4頁のイメージ図は縦軸を広げ、家庭教育はすべての土台とすれば、意図が理解されるのではないかと。

**池委員 (栃木県家庭教育オピニオンリーダ連合会)**：一般的な「養護」のイメージはどうか。養護老人ホームなど特別に配慮が必要な印象がある。養護の視点は必要であるが、「養護」の定義をしてほしい

**無藤座長**：「養護」の定義は「生命の保持・情緒の安定」と資料に整理してあるが、これを積極的

にどう打ち出すかは検討する必要がある。

**御園委員（全保協）**：日々子どもたちを保育している現場の視点から意見を申しあげたい。保育所は子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。そのために保育所は、子どもが今を最も良く生きる、これが「養護」、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う、これが「教育」と位置づけ保育を行っている。「養護」については生命の保持及び情緒の安定を図る、このために保育士が行う援助や関わりである。「教育」は健康・人間関係・環境・言葉・表現、このことが、子どもが健やかに成長しその活動が豊かに展開されるための発達の援助、これらを一体的に提供しているのが保育である。養護が土台となりその上に教育があるのではないか。資料4の図はそのようなものとしてほしい。具体的には健康で安全で安定感をもって過ごせ、生理的欲求が十分に満たされるよう環境を整えている。特に問題となっている食について重要な課題として取り組んでいる。また、子どもの主体的な活動や子ども同士の関わりを大切にしており、乳幼児期に相応しい体験が得られるように、生活や遊びを通して環境による総合的に保育を行っている。具体的には、資料に一例を示した。3歳未満児には教育がないかのような意見があったが、2歳児の事例を提供させていただいた。2歳児には、人との関わりの中で一人立ち（自立）と自分を律する（自律）の発達にあわせて援助を行っている。事例では、＜環境の設定＞や＜関わりと援助＞など、一人ひとりの状況や発達過程を見通した養護を土台にして子どもの感覚機能や運動機能、他者とのかかわりなど教育的な意図を持った関わりで、子どもの心と身体の発達・成長を促している。配慮事項においてもそのときの子どもの状況、甘えや感情のゆれ自我の芽生えなど「自分で」生きる力を育てているという視点で行っている。このように養護と教育を分けて行うのではなく、一体的に保育を行っている。

このようなことから、こども園における標準的な教育時間の教育が、一律に時間で区切られるものではなく、こども園で過ごす子どもの時間帯や発達の個人差を配慮したなかで柔軟に提供されるものであると思われる。また、養護と教育という言葉に整理されているが、「保育」という言葉を使用してほしい。

**竹下委員（保育園を考える親の会）**：新しいシステムでは、保育を必要とするすべての子どもに保育が提供されるということか確認したい。杉並区で「初めての保育園」というピアカウンセリングを行っている。育児休暇を取得していると保育に欠けないという判断がされ、育休終了後に保育園に入園できない現状がある。認可保育園に入園させるために、育児休暇を切り上げ、一定期間無認可に預ける。この実績が認可保育所に入るための方法となっている。小学校との接続も大切だが、育休～1歳（保育所入所）の接続プログラムも必要ではないか。

**小田委員（国立特別支援教育総合研究所）**：養護・教育は法制上必要だが、実際の指針の中では「保育」という言葉で整理されることが重要。保育があつて教育は成立する。こども指針（仮称）には「保育」が位置付けられなければならない。保育のもつ意味や乳幼児期から学校教育がめざしているものはなにか。保育を豊かにすることが教育につながっていく。保育が必要、必要としないにかかわらず、図の修正は必要。家庭保育、養護、法制上の位置づけ、こども指針（仮称）上の位置づけの整理が必要。

**秋田委員（東京大学）**：法制上の取り扱いは、小田委員と同じ。3歳以上の子どもが教育を受けるということを社会に認識してもらうことが必要。イメージ図では、保育が必要、必要としないではなく、保育が必要と認められる子どもと、認められない子どもという整理が必要ではないか。こども指針（仮称）上の取り扱いでは、養護・教育の言葉は重要でありそれを保育としているが、「いわゆる」保育ではない。養護と教育を一体的に行う「保育」が実践の言葉として使われるべき。「いわゆる」を外していただきたい。資料4頁の図は、幼保それぞれの子どもにとっても、家庭教育は最も大事な一義的なもので、小学校以降の生涯学習の基盤となる教育であるべき。

**田中委員（全日本私立幼稚園）**：省庁によって言葉の定義が違っており、整理が必要。制度としての学校教育や何歳からかということについて、議論されなければならない。教育と家庭教育のすみわけの議論、家庭から小学校、幼稚園・保育所から小学校、幼児期の教育の小学校の教育

の質は違うが、それぞれ小学校への接続はある。

**松田委員（子育てひろば全国連絡協議会）：**こども指針(仮称)はよって立つものがみえない。児童福祉施設の位置づけあっても保育だけではない。保育に欠ける要件が撤廃された時こども指針(仮称)でどのような扱われるのか、4頁のイメージ図、土台にあるのは子育て支援と家庭教育がある。また、子どもの視点から見ると遊びが位置づけられることが必要。

**渡辺委員（全国認定こども園連絡協議会）：**子ども園に多様な運営主体が参入してくると、競争原理が働き、子どもにとって何が必要なか見えにくくなる。保育という言葉には小学校教育とは違い、子どもに丁寧に関わるという思い入れがある。環境をとおした保育実践があるなかで、託児や4、5歳児で園庭がない施設も保育でしてくれるのか。ミニマムとして必要なことを整理し示していくことが必要

**若盛委員（全国認定こども園協会）：**認定子ども園は、幼保の枠をこえて一体的な保育を行っている。言葉の議論より子どもにとって必要な保育とはなにか。保育者の職種、位置づけは混在しているが子どもや保護者にとっては同じもの。幼稚園教育要領と保育所保育指針をすり合わせをして保育を行っている。保育の必要の有無にかかわらず、全ての子ども的人格の基礎を培うものとして分け隔てはしていない。そのような現場の状況をふまえて、こども指針(仮称)の法制上の整理を行ってほしい。

## (2) こども指針（仮称）の構成等について

濱谷文科省課長より、資料に基づきこども指針（仮称）の対象範囲、法的規範性と構成、第二部の記載すべき事項について説明の後、意見交換を行った。

**大場委員：**①幼保一体化については、こども指針（仮称）が羅針盤となるよう中長期的な視野を持って作成されるべき。現場で時間をかけて取り組むことではないか。②養護と教育の「担い手」は保育であり、こども指針（仮称）において位置付けられるものにしてほしい。③法的規範性については、さまざまな子育て支援についても規範性を有する。こども園と同じように保育の質や担い手の処遇などを示すべき。④チルドレンファーストの方針に沿って子どもを原点にすえた保育の理念を尊重すべき。

**無藤座長：**3点目の多様な保育サービスについても、こども指針（仮称）の作成において議論は必要である。

**島田委員：**こども指針（仮称）の要望書をこのWTに提出した。①指針に法的な規範性があるならば「こども指針」という言葉は子どもの育ちに規範がかかることであり、こども園を対象に「こども園指針」が適当ではないか。②対象はこども園に入園する0歳から就学前の乳幼児とすべき。③用語は、養護と教育を含む「保育」に統一してほしい。③昨年のインフルエンザへの対応は保育所としての限界を感じた。適切な対応をするためには看護師配置が必要で、こども指針（仮称）でも検討してほしい。④障害児は多く保育所で保育されており、ともに生活できる指針の検討していただきたい。⑤保育指針と幼稚園教育要領に加えて、こども園指針ができることが望ましい。

**秋田委員：**指針全体のボリュームをどうするのか。これまでは解説書があった。普及・啓発の資料やこども園の質の評価のあり方も指針の検討とあわせて行うべき。対象や範囲については質の保障から保育・教育の基準として位置付けられるべきであり、保育を行う施設や保育者を第一義とする。また、第2部は法的拘束力を持つことが望ましい。幼稚園教育要領と保育所保育指針は改定したばかりであり、その内容は十分に生かすことが必要。理念に関して、子どもの捉え方、最善の利益を保障する乳幼児期のミッションが示されること。生きる力をより具体的に記述することが望まれる。脳科学等における発達では乳幼児期からの教育や良質な経験が重要であり、乳幼児期からの家庭教育・保育・教育の連続性は必要である。質の保障の観点から国や地方公共団体の役目や責務が記述されることが必要である。

**小田委員：**OECDは乳幼児から老人まで幅広く対応しているが、日本はそうではない。資料にもある保育要領はできた当初、家庭も含めた細かい内容となっている。これまでに5回の改定を経て大綱化の傾向にある。これは大きい枠組みを示し、子どもを縛らないということである。こども指針（仮称）も中長期的に検討されることが望ましいが、短期間で作成する場合で

も大綱化の精神は守ってほしい。インクルージョンの視点から発達障害への特別支援、保育者の研修等を位置付けてほしい。

**山縣委員：**①すべての子どもを対象とする理念は賛同する。以前にも申しあげたが、子ども・保育者・保護者・地域のどの視点なのか。包含か分けるのかを明確にするべき。②法的規範の考え方についても賛同する。こども園は対象になるが、すべての子ども施設も対象とするのかの整理が必要。拠点事業は準ずるもので規範の外側に置いていくものではないか。③今議論しているのは「子ども・子育て指針」ではないか、使うかどうか別であるがそうした点からの記述がしてほしい。

**御園委員：**こども指針（仮称）をどのような性格のものとして作るかによるが、大綱化して示すことが必要であると考えている。具体的に取り組む方法まで示すのであれば、指針を使用する者にとってわかりやすいものにしていただきたい。そのうえで、理念に基づいたこども指針（仮称）の目的や対象を明確にしていきたい。また、アレルギーや生活習慣病の低年齢化など子どもの食や生活の乱れなどが課題となっている中、食文化を大切にする「食育」を位置付けてほしい。3歳未満児は給食を自分の保育所で調理することが重要である。さらに、こども指針（仮称）を実践する職員の専門性や資質向上に関する項目は必要である。こども指針（仮称）の名称については、養護と教育を提供する施設としての「こども園（仮称）指針」という名称か、または「こども園（仮称）」で提供する内容を示すものとして、例えば「養護・教育要領」といった名称が相応しいのではないか。さらに「こども園（仮称）」に従事する専門職の名称はどうするのか、専門職が行う業務内容を表した名称を検討していただきたい。

**岡上委員：**家庭教育を大切にしている。一体化する場合は、低いところにあわせるのではなく、質の向上など良い方向にあわせていただきたい。

**池委員：**保育要領は今の状況でも十分に参考になるもの。私たちは、子どもたちの生活が良くなるよう地道な運動をしている。今、家庭だけが問題ではなく社会構造変化などさまざまな要因が子どもや家庭に影響を与えている。指針では家庭教育の大切さや子育て支援の具体的内容を示してほしい。また一体化されたときに支援に関する予算規模が縮小されないようにしていただきたい。

**藤森委員：**内容にはおおむね賛成。2部構成の法的規範で多様な保育サービスに対応するものとなるのか。インクルージョンは大事であるが引きこもりや不登校などへの支援、保障を現場でどう整理していくのか。また、法的拘束力を持つ場合、「指針」でよいのか。

**松田委員：**多様なサービスはどこに位置付けられるのか。地域の状況に応じて柔軟に対応することはよいが、認可外といった名称は利用している保護者は傷つく。そうしたことに配慮してほしい。子育て拠点の取り組みなど、幼稚園、保育園以外でも子どもは育っている。ガイドラインも作成して地域の実践者にわかりやすいものを提供している。専門職ではないが地域で必要なものに対応してきている。その経緯は理解してほしい。

**田中委員：**乳幼児期は障害の有無にかかわらず一人ひとりが特別な支援を必要としていることを再確認してほしい。また、意図的な未納者がいるなか、個人の権利だけを主張することではない。子どもが集団のなかでどう育つのか。そういった意味での家庭のあり方なども要素として入れるべきではないか。

**竹下委員：**国と地方の責任は必要。保育を必要とすると認めるのは誰かということをも明記してほしい。一方、子どもの最善の利益として必要以上に家庭に介入されることに危機感を持っている。

**若盛委員：**幼稚園教育要領や保育指針、従来のものを踏襲することが現場の混乱を避けることになる。施設には規範性が必要だが、地域や家庭はガイドラインという形でもよい。小学校からは就学前までに身につけさせたいこと、という言葉がきかれるが、身につけてほしいことという視点が必要。誰のための指針なのか。ベースとなるものとして生命の尊さ、尊厳、子育ての喜びといったことを組み込めないか。専門職の保障も大切なことである。

**荒木委員：**幼稚園教育要領と保育指針を最大限生かす。質の高い幼児教育を保障できるものとしてほしい。また、国としてどういう人を育てたいかという視点が必要。

**渡邊委員：**質を評価する基準が必要。ナショナルスタンダードのこども園は24時間を見据えるの

か、1年を見据えるのか。地域、家庭を含めて子どもの生活どう考えていくのかが大切。

※ 基本制度WT、こども指針WTの資料は内閣府HPをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html#youho>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509  
ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆ 民間保育所運営費の一般財源化、今年もとりあえずは回避◆

～「5大臣合意」～

12月20日深夜に開かれた「子ども手当関係閣僚会議」において、玄葉国家戦略担当大臣、片山総務大臣、野田財務大臣、細川厚生労働大臣、岡崎少子化対策担当大臣は平成23年度予算における子ども手当の取り扱いについて、別紙のとおり合意しました。

これにより、子ども手当の財源をめぐって浮上していた民間保育所運営費の一般財源化について(全保協ニュースNo.10-22、No.10-23参照)は、平成23年度予算では回避されました。ただし、「平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所用の法律案を平成24年通常国会に提出する」とされたため、平成24年度予算編成の過程で、運営費の一般財源化が再度浮上することが懸念されますので、今後も適切な対応と提言を図っていくことが必要です。

また、文書中にある「次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける」という記載については、厚生労働省に確認したところ、ソフト交付金のうち5億円程度の割合をもつ部分が対象となるとのことですが(詳細は未定)、今後検討するとのこと。さらに、「平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する」とされているところを受けて、保育所運営費等現物サービスが充てられるかのような報道が一部ありましたが、「保育所には関係ない部分」ということを確認しています。

※5大臣合意の全文は添付文書をご参照ください。

## ◆ 税制改革は平成23年半ばまでに成案◆

～「平成23年度予算編成の基本方針」閣議決定～

12月16日に「平成23年度予算編成の基本方針」が閣議決定されました。「平成23年度予算編成の基本方針」では、「『経済成長』『財政健全化』『社会保障改革』を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築く必要がある」と基本理念を掲げています。「子ども・子育て支援」は重点政策課題として掲げられ、下記のように記載されています。

### 3. 重点分野の基本的方向性

#### (2) マニフェスト主要事項等の重要な政策課題

##### ① 子ども・子育て支援

子どもは、この国の将来を担う宝であり、今後日本の社会の活力を維持していくためにも、少子化対策・子育て支援は喫緊の課題である。子ども手当については、関係5大臣会合における議論に基づき、上積みを行う方向で検討する。上積みは3歳未満の子どもを対象とし、その金額は月額7,000円を目安としつつ、恒久財源の確保との見合いで検討する。地方負担の在り方を含む財源構成については、国の財源の状況、「控除から手当へ」の考え方、昨年に関係4大臣合意の趣旨等を踏まえつつ、地方自治体の意見も聞きながら成案を得る。また、保育所などの現物サービスを充実させる中で、「待機児童解消「先取り」プロジェクト」への対応を行う。

また、今後の検討課題とされた社会保障と税の抜本改革については、平成23年半ばまでに成案を得ることが以下のように示されています。

### 5 財政運営戦略の着実な実現

#### (3) 今後の検討課題

##### ② 社会保障と税の抜本改革

「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）に基づき、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、平成23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図ることとする。

※「平成23年度予算編成の基本方針」は首相官邸HPに掲載されています。

<http://www.npu.go.jp/pdf/20101216/20101216.pdf>

## ◆ 優先的に取り組む課題に「子ども・子育て新システム法案」◆

### ～「社会保障改革の推進について」閣議決定～

12月14日に「平成23年度予算編成の基本方針」に先がけて、「社会保障改革の推進について」が閣議決定され、「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」ことが示されました。ここでは、優先的に取り組む子ども・子育て対策として、「子ども手当法案と子ども・子育て新システム法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ」とされています。

※「社会保障改革の推進について」も首相官邸HPに掲載されています。ご参照ください。

[http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/1214suishin\\_syakaihosyou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/1214suishin_syakaihosyou.pdf)

## ◆「こども園（仮称）」について引き続き議論◆

### ～幼保一体化ワーキングチーム 第5回会合～

12月20日（月）に、「子ども・子育て新システム」作業グループ「幼保一体化ワーキングチーム」（以下「幼保一体化WT」）の第5回会合が開催されました。

幼保一体化WT第5回会合では、前回に引き続き、「こども園（仮称）」の複数案に対する意見交換および「こども園（仮称）」の具体的制度設計に向けた検討課題に対する検討が行われました。全保協から出席している佐藤秀樹保育施策検討特別委員会委員長は、「第3案を積極的に進めているわけではないが、質的なインセンティブやこれまで制度上抱えている矛盾などをこの機会に整理していただけるのであれば、ということで主張してきた。それぞれの案の考え方の整理をもう一度してほしい」と意見を述べました。

なお、会議終了間際に阿久津幸彦内閣府大臣政務官（国家戦略担当）の名前の文書が配布されました。文書についての説明はありませんでしたが、「玄葉国家戦略担当大臣から『新成長戦略』の年内の加速について各プロジェクトの担当大臣に改めてお願いをしているところですが、年明けには総理に進捗状況や成果をご報告する予定です」「幼保一体化は、国民目線に立って検証に耐えうるものとする必要があります」「今後も精力的な議論をお願いいたします」とされており、議論を急いで行うよう促す内容になっています。

幼保一体化WTの次回会合は、平成23年1月14日に開催予定です。

#### 議事概要（記録は事務局）

**大日向座長：**これまででは一方通行で、議論がかみ合っていなかったと思う。今日は2時間意見交換の時間となっているので、他の委員が言った意見に対しての疑問や意見等も含めてお話しいただきたい。

**山口委員（日本こども育成協議会、JPホールディングス）：**前回、末松副大臣から第3案に収斂されたかのような意見があったが、私はそう思わない。WTに出ていて、そもそも今回の議論は何のために議論を始めたのか、わからなくなってきた。各団体がそれぞれ守りたいものを主張してきたがためにわからなくなったのではないか。幼稚園団体は教育をしていると主張しているが、保育所でも教育をしてくれている。一方で、保育園団体でも福祉と言いながら、自分たちの事業をやりやすいようにしてきたというものがあるのではないか。

私は第1案が妥当だと思っている。ただし事務局説明にあったような、多様なニーズに対応できないような制度設計ではなく、第1案であっても多様な選択が認められ、事業者による自由なサービス提供が可能な「こども園（仮称）」制度を構築すべき。一定の客観的基準を満たせば「こども園（仮称）」として認可を受けられることを担保してほしい。

第3案では今までと何が違うのか。第3案では今までと変化がないばかりか、制度改革に逆行するのではないか。既存の事業者にとってインセンティブが見えないので、変化を嫌う事業者は変革をしようとしない。現行の制度から抜け出せないため、新たなサービス提供が期待できない。また、「こども園（仮称）」や幼稚園、認可保育所という文言が残るようになると、混乱が生じるのではないか。このような文言によるカテゴリーが残らなければ、利用者が各施設の内容を考慮して選択できるのではないか。

また、自治体に認可権を留保することによって、差別的な取扱いが残り、まともに保育をやりたくないという事業者が参入してこなくなるのではないかと思う。いつでも撤退できるように事業をしようとする中途半端な事業者しか参入してこなくなるのではないかと考えると、逆に質の低下を招くのではないか。

**古渡委員（全国認定こども園協会）：**新システムを考える際には、すべての子どものために質の高い幼児教育・保育の提供が必要という方向がとても大切だと思う。最初からフルバージョンの「こども園（仮称）」とするのではなく、3/4のこども園機能、1/2のこども園機能を設定し、将来的には一体的機能をもつように進むことができる制度設計にする必要がある。それには全

国どこでも一定の質が担保されるように基準を統一するとともに、地域主権を尊重しつつ、地域の実情に応じて、各地域の中で幼児教育・保育の質の向上を目指す方向での検討が必要である。

制度設計に向けては、次の4点を意見として述べたい。

- ① 設置主体は、国、地方団体、社会福祉法人、および一定の要件を満たした法人とすること。なお株式会社等の参入にあたっては、経営の論理より、子どもの育ちを保障するためにも、公共性・公益性を担保するある一定の要件・基準を満たし、新システムの理念を理解した施設が参入することが必要である。
- ② 設置認可、指導監査の主体は、都道府県、政令都市、中核市とすること。認定こども園が進まなかった要因としては、都道府県のみが設置主体であったことが考えられる。認定基準も都道府県に任せられた部分が50%程度あり、都道府県の認定こども園推進が十分でなかったことがある。子どもの育ちを保障するためには、国が基準を明記し、都道府県、政令都市、中核市を設置主体とすることが望ましい。
- ③ 設置基準については、国が75%の最低基準を決め、地方に25%の基準を移譲することが望ましい。そうすることで、日本どこでもある一定の質が担保でき、地域主権の流れのなかで、地方の特色を取り入れることができる。
- ④ 研修制度の確立と義務化が必要である。質の高い保育や育ちの保障に向けた国としての基準が必要であり、そのための適切な施設環境の整備とともに、直接、子育ちを担当する保育者の高い人格と技術の習得の保障が必要である。そのためにも、研修を法制度化し、県単位での実施や代替要員の制度の確立を求める。

**菅原委員（全国私立保育園連盟）：**すべての案に共通したこととして、①「一体化」施設に移行するための財政的なインセンティブを与えることと、②「指定基準」遵守が前提となっていること、については賛成する。我々はすべての子どもにより高い水準の保育・幼児教育を提供していく、発展的に課題を解消していくことが大切だと思っている。

第1案については、目指した理念的なものから考えると最終的にこれなのではないかという思いはある。第5案については、我々が議論していることから考えると、ちがうのではないかという思いもある。第3案は現行を大きく超えるものではないのではないかと考えると、第3案をさらに進めていくということで考えていけないかと思う。給付についても一元化していく方向で進めていくべきだと思う。こども指針についても現状の保育所保育指針と幼稚園教育要領でかなりの部分が共通化しているが、さらに進めていく必要があるのではないか。

認定こども園のあり方検討会報告書も踏まえながら、検討すべきであると思う。

**山縣委員（大阪市立大学教授）：**15～20年先の子どもを視野に入れて考えるべき。15年後、引き続き女性就労が増えることを考えると、幼稚園は100万人しか入園しなくなる時代が来て、都市部でも競争激化が起きるだろう。そのことを踏まえると、第1案もしくは第5案を支持する。第1案を支持する理由としては、親の状態に関係なく「こども園（仮称）」が年齢に応じてすべての子どもに教育および養護（保育）を提供できる制度であることである。第5案は、保育所は教育の機能をより強化すれば、現在でもこのような施設になっており、移行しても大きな変化が生じない一方で、幼稚園制度を残すことにより幼稚園関係委員が主張している事業者や保護者の選択も保障することができる。

一方で、第3案は現在の認定こども園を一つの施設「こども園（仮称）」として制度化することを意味しているだけであって、また10年後まで制度が3元化することが本当に望ましいのかという思いがある。

私の意見は、すべての保育所を「こども園（仮称）」として位置づけ、幼保一体給付の対象とすること、幼稚園は「こども園（仮称）」になるか、幼稚園として残るかは事業者の判断とすれば良いのではないかと思っている。ただし幼稚園を選択した場合は、新システムの外の仕組みとなるので、幼保一体給付の対象にはならない。

そのうえで、すべての「こども園（仮称）」に「社会的養育（保育）機能」、学校教育機能、地域子育て支援機能の実施を義務づける必要がある。また、こども園法を制定し、「こども園（仮称）」を法制上位置づけるとともに、すべての「こども園（仮称）」を児童福祉法に基づく児童

福祉施設であり、学校教育法に基づく教育機関、さらに憲法 89 条に規定する「公の支配に属する」施設とすれば良いのではないか。

給付は基盤給付、基盤機能給付、選択機能給付の大きく 3 類型とする。

基盤給付は、施設の基本を維持する給付で、職員配置、研修、事務費、管理経費等に対応する。また、施設規模（最低定員 20 名でも必要な職員配置ができる程度を保障するとともに、あまり大規模なものを認めないような誘導策が必要）、地域差（地方ほど研修等必要経費が一般に高くなると考えられるので、級地性のようなもので傾斜配分することも）、提供する基本機能の中身（生活（社会的保育）機能）の提供時間、コア時間（夜間保育等特徴的な保育を実施する場合に対応）などにより算出する。

基本機能給付は子どもの生活費や教育費に対応する給付で、原則として月の初日在籍数に応じて給付する。選択機能給付は、幼保一体給付で対応するものと、子育て支援給付で対応するものの 2 つで構成してはどうか。

また、前回、第 2 案は法案の整理が難しいと言われたが、優秀な官僚の方と政府が実現不可能な案を提出することはないと思うので、難しいとは思いますがチャレンジしてほしい。

**無藤委員（白梅学園大学）：**どの案でも、「こども園（仮称）」と書かれているところは山縣委員の提案に沿った形になるのではないか。児童福祉法上の「福祉」は提案どおりとするならば、純粹な幼稚園として残るところは「こども園（仮称）」ではなくなるのではないか。

**山縣委員：**幼稚園の短時間であっても福祉機能は必要なのではないかと思う。幼稚園の先生方も養護していると言われているので、法制上位置づければ良いのではないかと思う。

**無藤委員：**幼稚園に子育て支援機能を位置づける、福祉機能を持たせることは無理。

**佐藤委員（全保協）：**将来的には第 1 案というのが幼保一体化の方向性に沿うと思うが、10 年というスパンでは難しいと思う。第 2 案ではこども園という名称でいろいろな類型ができてしまうことになり利用者にとってわかりにくい。第 5 案は少子化対策特別部会の議論に戻るものではないか等ということをお前回主張した。第 3 案を積極的に進めているわけではないが、質的なインセンティブやこれまで制度上抱えている矛盾などをこの機会に整理していただけるのであれば、ということで主張してきた。それぞれの案の考え方の整理をもう一度してほしい。

**渡邊委員（全国町村会）：**幼保一体化の理念を実現していくことが必要だと思う。その意味では第 1 案で進めるべき。拙速に進めると現場が混乱するというのを保育現場、幼稚園現場が懸念していることもわかるが、10 年というスパンを提起しているのだから、そのなかで整合性をつけていく努力をすることが可能ではないか。第 3 案では三重行政になっていくことが懸念される。あるべき姿を考えると、やはり第 1 案ではないか。一方で、実現にあたっては、相当の困難が生じることが想定される。国としての理念を明確に示して、進めていく必要がある。

**普光院委員（保育園を考える親の会）：**理想でいえば第 1 案というのはわかる。多様なあり方であっても良いということは、具体的にはどういうものかを明確にすることが必要。多様なあり方でよし、とすることによって、実際の制度設計の際に妥協の産物となることを危惧する。認定こども園の時の地方裁量型のように、認可基準を満たしていない施設が認定こども園となることを認めてしまったが、このようなことでは利用者は納得できない。

介護保険システムにとっても似たような制度設計だが、最低基準が制度にリンクする仕組みとなっていない。基本制度で検討されているシステム、および財源確保の具体的内容が示されないと議論が難しい。

**大日向委員：**フルパッケージではないこども園をどう作っていくのか。

**古渡委員：**我々が大事にしていることとしては、子育て支援をきちんと位置付けていくこと。子育て支援が機能するように制度設計をする必要がある。

**小田委員（国立特別支援教育総合研究所）：**基本的に第 1 案はフルパッケージにしてしまうことへの懸念を感じている。幼保一体化については大賛成だが、学校教育法、児童福祉法の理念を一緒にしてしまうと、それぞれの法の持っている良さがなくなってしまう。我々が目指しているものは質の担保であり、子どもに迷惑をかけない仕組み。保護者に迷惑をかけずに本当に選択できる仕組みとすることである。そういう意味では第 3 案が望ましいのではないか。最終形では第 1 案はあるとは思いますが、急いで一つにすることによって見えなくなることを危惧する。ニ

ュージーランド等では、一元化したのが、現在は両方の機能が必要ということで2つになっている。まずは第3案をきちんと見ながら、10年後、20年後の姿を位置づけることが必要。

**山縣委員**：第3案は三元化論だから良くないと思っている。

**柏女委員**：私は第3案が妥当だと思っている。第3案にしてインセンティブをつけることによって結果的には一元化に進むのではないかと考える。私は前回主張したとおり「こども園（仮称）」に福祉的機能を明確に位置づけることが必要だと考える。「こども園（仮称）」の認可の基準がわからない中で第1案を選択することは危険だと思っている。福祉的機能が担保されることが保障されないと、結果として子どもの命を犠牲にしてしまうのではないかと危惧している。

**山口委員**：インセンティブは何なのかということを質問した際に、幼稚園のための調理室を作るための整備費等という回答をいただいたが、これではインセンティブにならないと思う。その前提に立つと第3案では変わらないと思うので、第1案としている。

**無藤委員**：インセンティブについては、現段階では財源も明確でない中、具体的なものが示せないということではないか。

**大橋委員（全国国公立幼稚園協会）**：保育所保育指針の改定などがあり、就学前教育を幼稚園も保育所も徐々に共通化してきているなかで、いきなり幼保一体化が出てきて現場は困っている。幼稚園は教育ばかりと言われたが、幼児教育は幼児が主体的に環境に関わって、自分の良さを認識し、他を認めることだとして、現場で教育をしてきている。子どもたちの心の変化や体の変化を周りの大人が気付いていくためにも集団教育が非常に大切であり、乳幼児期の教育・保育のあり方を考えていくことが大切であると思う。

**大日向座長**：発達心理学から子どもの発達を考えても、養護と教育は不可分である。0歳であっても、1歳であっても養護と教育は不可分。子どもを愛情を持って保護する、養護するところに福祉がある。福祉的観点をベースに、子どもが主体として未来にのびていくことが必要である。民主党政権になって、チルドレンファーストがかかげられているが、子どもを中心に立ち返って、すべての子どもに愛情を注いで、0～6歳の子どもに教育・保育を提供することが必要であると思う。幼保一体化についても、本質をもっと議論していければと思う。

**佐久間委員（ベネッセスタイルケア）**：どのような事業者であっても、質の確保・向上ということを目指してきたということをまず理解していただきたい。今回の議論の目的として考えると、待機児童の問題は非常に深刻である。私の会社でも、今日から認可外保育所の申し込みを受け付けたが朝から電話が鳴りやまない状態である。認可外保育所の質が低いとは言わないが、入ってくる補助金が違う以上、保育士の資格等で差をつけざるを得ないのが現状。幼稚園も0～2歳児を担っていくことで、待機児童問題解消を担っていくのではないかと、思うが、一方で調理室を作ったり、0歳から預かることが難しいというのであれば、利用者の選択として幼稚園が残っていく第5案もあるのではないかと。いずれにしても子どもたちのためにも、解決しなければならない問題（待機児童）を解決できるようなものにしなければならない。

**中島委員（連合）**：幼保一体化の目的の再確認が必要だと思う。幼保一体化の目的は、幼稚園における幼児教育、保育所における保育の双方の良さを融合し、より良い子育ての環境がすべての子どもに保障されるよう、「こども園（仮称）」に結実していくことである。その際に、現在、保育所が担っている福祉的機能を基盤にすえ、現行の質の水準を維持することが必須条件であると思う。

今日の議論を聞いていて思ったことは、こども園についてのイメージが一致していないのではないかと。3歳未満児の受け入れを義務付けてはいないことを考えると、フルパッケージを前提にしていないのではないかと。そのうえで、あえてイメージを具体的にしていくことを考えると、第5案が良いのではないかと。合理的かつ現実的ということ考えると、第5案もあるのではないかと。

設置主体については、最低限のナショナルミニマムの保障、利用の保障をしたうえで、中核市、指定都市以上としながら、現実的には都道府県で、首長部局でしていくことが良いのではないかと。今の国の基準では、災害等緊急時に子どもを安全に連れ出すことはできないので、改善を図っていくことが必要である。

**金山委員（マミーズネット）**：幼保一体化を考えるために、このWTではどの案が良いという結論

を出すのではなく、理想的な「こども園（仮称）」像をつくるために、いろいろな議論をしていく場と考えていたが、その理解で良いのか。子どもの育ちや保護者のニーズなどに応えるために、保育所・幼稚園の現場では努力してきた。このように仕組みが後付けで作られてきた制度は、和室の旅館を建て増しして洋館に変えていくようなもので、不都合がたくさんあるということとは事実だと思う。

子どものためにも、子どもか仕事かを選択しないですむように制度設計を図ってほしい。

**入谷委員（全日私幼）：**チルドレンファーストということはもっともだと思う。改革をすることによって、今以上に良いものとなるようにしてほしい。そうでないと改革をして作業は増えたけど、質は下がるということになってしまうと危惧する。幼保一体化は目的ではないということを確認しないと、幼保一体化を進めていくことが隘路となってしまうのではないかと。

**中澤代理（全国知事会）：**第1案から第5案のどちらが良いのかということは、全国知事会では結論を出していない。地方行政は第1案を想定していると思うが、よりよいシステムとするために、どこから進めていくのかが課題ではないか。第3案をそのための入り口として進めていくのもありと思う。「こども園（仮称）」はどの省庁が所管するのかが聞いていないが、「こども園（仮称）」も含めて、保育所、幼稚園が一本化できるのであれば、第3案でも良いと思う。それぞれの所管がちがうのであれば三重行政になるので、賛成しかねる。

**香取政策統括官：**第1案、第3案はスタート時点では同じであり、三重行政の話は同じ状況。第2案はこども園法上の「こども園（仮称）」の認可は一つになる。その意味では行政は一本になる。第5案では幼稚園は「こども園（仮称）」の仕組みの外に出ることになるので、恒久的に二重行政になる。

**清原委員（全国市長会、三鷹市長）：**私立幼稚園の関係者と話しても、子ども本位の視点で、預かり保育等をしていただいている。全国市長会でも総意として意見はまとまっていないが、「こども園（仮称）」として一体化するためには工程表が必要だと思う。拙速を避けつつも、一体化するための工程表、平成35年の姿を示すだけでなく、平成30年の描き方が非常に重要だと思う。設置認可については、多様なあり方、柔軟な形態を提供するためにも、市町村の役割が大切になってくる。保育・幼児教育給付の仕組みも含めて、市町村の責務が重要になってくると思う。

「こども園（仮称）」には多様な事業者が参入することになると思うが、サービスの質の担保をベースに、事業者の安定的運営のあり方が必要だと思う。そのためには一定の参入規制をあり方等、市町村に地域のニーズに合わせた設定をまかせることが必要ではないか。

公立保育所の一般財源化については、市の財政負担が非常に過大になってきている。公立保育所の整備費、運営費を含めて、保育・幼児教育給付のなかで、財源の裏付けをお願いしたい。幼保一体化についても、財源の裏付けがされるのか、市町村の持ち出しになるのではないかと不安がある。さらに、障害のある子どもや被虐待児等を含めて、すべての子どもに幼児教育・保育を保障していくことが必要。

ぜひ、府省を超えた一体化を政府あげて考えてほしい。平成30年のあり方、工程表を考えていくためには、多様なステークホルダーが参画して継続した検討が必要。今後もそのような検討の場を設定してほしい。

**大日向座長：**今後も、幼保一体化をめざすもの、原点—子どものために—を踏まえて考えていきたい。政務官からの資料も配布されたが、今後も、国民目線に立っての検証をお願いしたい。

※ 幼保一体化WTの資料は内閣府HPをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html#youho>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆「待機児童解消『先取り』プロジェクト」推進のために交付金を創設◆

～平成 23 年度予算案の概要～

12月24日に平成23年度予算案が示されました。厚生労働省予算案の総額は対前年度伸率5.1%の増、金額では1兆4,077億円増の28兆9,638億円となっています。

雇用均等・児童家庭局の予算額は、2兆7,738億円で、対前年度伸率21.3%増（一般会計2兆6,880億円、特別会計858億円）と大幅な増額となっていますが、この内子ども手当の増額と待機児童ゼロ特命チームの「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」（以下、「先取りプロジェクト」）推進のために新設された交付金（500億円）を合わせた子ども手当に関する経費が2兆77億4400万円と大半を占めています。

保育対策関係予算は4,100億4800万円（前年度比約219億円増）で、民間保育所運営費は3,743億8,200万円（前年度比で210億2,000万円増）が予算化されました。この費用には、50,000人の受入れ児童の増と保育単価の適用年齢の見直しに伴う費用が含まれています。保育単価適用年齢の見直しは、4月2日生まれの児童を対象として学校のクラス編成との整合性を図るものです。

待機児童解消促進事業は36億6,200万円（前年度比約7億1,400万円増）で、家庭的保育事業の利用児童人数の積算は昨年度ベースの10,000人と増減なしですが、連携保育所経費の充実および家庭的保育補助者経費の加算を行うとしています。

また、保育所の整備費、認定こども園の経費については、平成22年補正予算において「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成23年度末まで延長をしました。また、「先取りプロジェクト」の具体的施策である、保育所整備の補助率嵩上げ地域の対象拡大、土地借料支援についても、「安心こども基金」の活用により実施するとしています。

一方で、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等のソフト交付金対象事業については、前掲の「先取りプロジェクト」推進のための新たな交付金（500億円）に改組されることにより引き継がれることとなり、あわせて対象事業として、①複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施、②最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成の実施、を含めて実施するとされています。

詳細は、添付の資料をご覧ください。

**平成23年度予算（案）の概要**

◆保育対策関係予算◆

**1 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大**

- (1) 民間保育所運営費 3,743億8,200万円
  - ・ 待機児童解消のための保育所の受入れ児童数（約5万人）の拡大に伴う運営費の増
  - ・ 4月2日生まれの児童に対する保育単価適用年齢の見直しを行い、学校教育法に基づくクラス編成との整合性を図る。
- (2) 待機児童解消促進事業 36億6,200万円
  - ・ 家庭的保育事業 10,000人→10,000人  
連携保育所経費の充実、家庭的保育補助者経費の加算
  - ・ 認可化移行促進事業
  - ・ 保育所分園推進事業 等
- (3) 保育環境改善等事業 2億2,800万円
  - ・ 保育サービスの推進のため、施設の軽微な改修等を推進する。

**2 多様な保育サービスの提供等**

- (1) 延長保育促進事業 204億7,200万円
  - ・ 53.3万人分 10,945か所→54.9万人分
- (2) 家庭的保育事業（再掲） 35億 100万円
- (3) 病児・病後児保育事業 37億2,400万円
  - ・ 病児・病後児対応型 1,066か所 延べ111.6万人→延べ115.5万人
  - ・ 体調不良児対応型 870か所 → 870か所
  - ・ 非施設型（訪問型）の創設
- (4) 休日・夜間保育事業 8億3,600万円
  - ・ 休日保育事業 1,170か所 81,900人→90,000人
  - ・ 夜間保育事業 140か所→ 196か所
- (5) その他の保育サービスの充実 67億4,400万円
  - ・ 事業所内保育施設職員に対する研修等による資質向上など

	23年度予算案	22年度予算
保育対策関係	4,100億4,800万円	← 3,881億200万円

◆保育課以外の予算◆

- (1) 子ども手当（国庫補助金） 2兆77億4,400万円

〔うち 給付費分 1兆9,478億7,300万円〕  
 事務費分 98億7,100万円  
 現物サービス分 500億円（新規）

○ 現金給付については

- ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
- ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。

○ 地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準

を満たす認可外保育施設への支援等)を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける(500億円)。

- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- (2) 放課後児童対策の充実 307億5,000万円
  - ・ 総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進
  - ・ 放課後児童クラブ数の増(24,872→25,591)
- (3) ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進
  - ・ ひとり親家庭への就業・生活支援等の推進 36億1,400万円(就業支援、養育費確保の推進)
  - ・ 児童扶養手当、母子寡婦福祉貸付金 1,819億400万円
- (4) 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
  - ・ 虐待を受けた子どもへの支援 858億6,200万円(乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、児童相談所の機能強化、児童家庭支援センターの拡充、要保護児童等に対する社会的養護の充実)
  - ・ 配偶者からの暴力(DV)防止 56億3,600万円
- (5) 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施)
  - ・ 両立支援に関する雇用管理の改善 93億5,800万円
  - ・ 改正育児・介護休業法の円滑な施行 3億300万円
  - ・ 企業における次世代育成支援対策の推進 2,900万円

## ◆質の改善に関する論点整理を提示◆

### ～基本制度ワーキングチーム 第8回会合～

12月28日に「子ども・子育て新システム」作業グループ基本制度ワーキングチーム第8回会合が開催されました。今回は、①子ども・子育て支援施策にかかる質の改善に関する論点整理、②子ども・子育て包括交付金等について、の2種類の資料が黒田少子化対策室長から説明が行われ、その後、意見交換が行われました。

質の改善については、職員配置の充実と給付率の改善の視点から整理されており、「職員配置基準を上乗せした場合には(90名定員の場合)450万円/人×2名～4名の追加費用が必要」などのように数字が示されています(具体的な内容については、添付した資料のうち「資料1 子ども・子育て支援施策にかかる質の改善に関する論点整理」を参照ください。)

今回の資料は委員に対しても事前送付がされず、当日配付とされたため、全保協も事前に検討することはできませんでしたが、菊池副会長からは「保育所の運営費や体制を見ても保育所保育指針を実現できるようにはなっていないので、「こども園(仮称)」の制度も指針とかい離したものであってはならない」、「賃金については、就労期間が長い人ほど、(全産業平均との間で)賃金格差が広がっていく現状を改善できるような内容であることが必要」という意見を述べました。第7回会合で全保協は具体的な質の改善に向けた提案を行っていますが、次の会合では改めて意見を整理して表明する予定です。

なお、基本制度WTの次回会合は、平成23年1月13日(木)に開催予定です。

#### 議事概要 (記録は事務局)

##### (1) 質の改善に関する論点整理について(説明:黒田少子化対策室長)

坂崎委員(日本保育協会):保育の質の向上が新システムのスタートラインだと考えている。最低基準の改善については、床面積の改善も含めて行う必要がある。保育所の開所時間は11時間のうち保育時間は8時間であるが、現実には、利用者は10時間を超えて利用している。保育時間と開所時間の整合性をもう一度考えてほしい。

配置基準の改善は望ましいところではあるが、3歳児については、2歳児までの複数担任から急

に変わるところでもあるので、単純に15:1ということではなく、複数担任制がとれるようにしてほしい。食育の観点から、栄養士、保健師等の配置も再考いただきたい。職員配置の改善に加えて、障害児対応職員や子育て支援対応職員、文化芸術関係対応職員の配置も検討してほしい。専門性の資質の向上については、まず園長のあり方について議論がされていないところであるが、現行の保育所の園長、主任保育士の資格化について考えてほしい。職員研修の体制づくりは代替職員の配置確保が必要。保育士は8時間勤務の中で子どもたちの保育に8時間を従事しているので、子どものための教材準備時間の確保も必要である。

また、公立保育所は非常勤が増えているが、常勤、非常勤保育士の比率も考える必要がある。短時間3歳未満児保育に対する職員処遇についても、保護者との関わり等、より専門性を必要とするため、手厚くすることも検討してほしい。

確認だが、施設整備については減価償却費相当額を含むとあるが、現状として保育所の多くが建て替えの時期に来ているので、そのことへの国策としての対応は考えているのか。延長保育については、現行の延長保育と同じような仕組みが残るといったことなのか。一時預かり等の事業については、基礎給付の中であるので、子ども手当の関係で細っていくのではないかと危惧を抱いている。

**黒田室長**：緊急に整備が必要なものについては、別途対応を考えていくこととしている。延長保育については、多様な保育サービスの中で考え方を整理したところであるが、このことはしっかり取り組んでいくということを政府として確認したところ。公立保育所については、一般財源化されたものであると、そのことは引き続き一般財源化のなかであるのか、組みかえるのかは論点となっているところ。また、一時預かりについては、すべての子育て家庭を対象に実施するものであると、子ども手当の金額によって変わるようなことはない。

**池田委員（全国国公立幼稚園長会）**：質の改善についてはありがたい。幼稚園は現行35:1となっているが、現場としては厳しいと思っている。子どもにも職員にもゆとりが生まれ、質の改善につながることになる。質問だが学級担任を置くということを考えて良いのか。幼児期は決まった保育者によりそって、成長していくことから、担任は必須だと考えている。

処遇改善については、経験の浅い職員が入れ換わるような職場ではなく、継続して専門性を持った職員が勤めることのできる職場となるためにも、ぜひお願いしたい。

**濱谷課長**：学級が増えることにより、担任が増えるという前提で推計をしている。

**渡邊委員（全国町村会、聖籠町長）**：ようやく本質に関わるところに触れてきたということで、大いに歓迎する。子どもに質の高い幼児教育・保育を提供するためには、配置基準や処遇を改善することが必要である。

一方で、費用負担については、これだけ踏み込んだ内容を担保していくためにも、社会全体で支えるということが担保できるのかということに不安に思う。財源の確保を、ぜひお願いする。

**末松副大臣**：財源については確保をすることを考えている。

**山縣委員（大阪市立大学教授）**：現行制度と比べてもずいぶん夢を見させていただいた資料だと思う。「こども園（仮称）」というものを作るときには、地域子育て支援を義務付けるべきだと思っている。保育所は努力義務であり、幼稚園も努力義務となっている。認定こども園では義務化しているけど、職員配置をしていない。少なくとも義務付けるのであれば、職員の配置をお願いしたい。

保育士養成については、来年度から変わることになっていて、子育て支援も入ることになっているが、幼稚園教諭については子育て支援が含まれていない。大綱化でも良いので、幼稚園教諭養成課程においても整合性を図ることが必要。

質の改善については、面積や配置基準の改善も必要だが、評価を通じても改善が可能ではないかと考えている。少なくとも自己評価の義務付けと、第三者評価の努力義務化が必要ではないか。また、苦情解決制度については、私立学校制度が独自の仕組みとしているので、外部との関わりが弱いと思うので、整合性を図る必要がある。幼稚園にも苦情解決の仕組みを義務化していくことが必要ではないか。公的な仕組みを幼稚園、保育所ともに位置づける必要がある。

質問だが、職員の平均月額が示されているが、常勤ベースと考えていいのか。

**黒田室長**：常勤ベースで計算している。

**山縣委員**：トータルでは差がないが、公民格差を見たときには、民間関係者はもっと下がる結果となるのではないかとと思う。そのことも配慮してほしい。

**濱谷課長**：評価については幼保一体化WTの論点となっているところ。公民格差については、賞与

を含まない月額賃金で私立幼稚園、私立保育所ともに 201,000 円である一方、公立保育所では 240,000 円、公立幼稚園は 300,000 円となっているので、公私格差はあると言える。

**両角委員（明治学院大学教授）：**勤続しても賃金が上がっていないということが気になる。保育者が長く、自分の子どもを持って働き続けていけることが大事だと思うので、保育士・幼稚園教諭等にこそ両立支援の仕組みが必要ではないかと思う。放課後児童給付についても、非常勤の若い指導員だけではなく、父母との連携という観点からできれば常勤の指導員が複数いることが望ましいと思う。300 万円×3 と書いてあるが、300 万円は一人当たりの賃金なのか？低すぎるように思うが。

**黒田室長：**現在の放課後児童クラブは非常勤職員をベースにしているので、常勤化した場合に一人当たりプラス 300 万円必要ということで推計している。

**奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会）：**在宅の子育て家庭への支援は子育てひろば等が中心に行っているので、拠点事業についても 2 行程度で触れていただいているが、検討の中で改善を図ってほしい。拠点事業については、子ども・子育てビジョンで数値目標を示されているが、このすべてに質の改善を図るということで良いのか。

**黒田室長：**子ども・子育てビジョンに掲げられている量の拡充については、前回お示したところ。量の拡充にあわせて、質の改善を行うことになる。基本は一時預かり事業については、すべての子育て家庭を対象にしたものであり、幼保一体給付については必要性を認定された家庭を対象にしている。

**北条委員（全日私幼）：**現行よりも良い基準となるよう、質の確保を図ってほしい。具体的には園庭の確保を外すようなことはないようにしてほしい。

ワークライフバランスについては議論がされていないが、子どもの立場に立って考えてみると長時間保育は望ましいものではないので、ぜひともその検討をしてほしい。強く要望する。

**中島委員（連合）：**財源の確保にあわせて、質の改善は、夢ではなく現実とするようにしてほしい。OECD と比較しても、日本の社会保障費のうち子ども施策に回している費用は非常に低いという事実がある。国家戦略として、子どものための費用のボリュームについても積算をして良いと思う。配置基準については、適切な配置をぜひとも実現していきたい。とくに 0 歳児の 3:1、1 歳児の 6:1 については、災害時の対応を考えても十分なものではないので、見直しが必要である。非常勤が増えていることを考えても、常勤保育士が適切に配置されるようにするべき。公立保育所は、非常勤保育士が 5 割を超えることを考えると、公民格差という話もあったが、現場としてはかなり処遇が低い状況にあると思う。処遇が低いということは、職員が定着しないことにつながるので、保育所、放課後児童クラブともに改善を図る必要がある。

財源については、「子ども」という印をつけて、子ども・子育て包括交付金とすることが必要だと思う。

**菊池委員（全保協）：**質の改善について示していただいたことには感謝する。それぞれ所要額を示してもらったが、総額はいくらになるのか、実現可能な額なのか、考え方を示していただきたい。利用料の負担割合については、1 割上げた場合が示されているが、4 割が 3 割になることになることが本当に望ましいことなのか。若い世帯が多く、所得が低いことや、他の社会保障制度が 1 割負担であること等も考慮することが必要。

また、現在、こども指針の検討がされているが、保育所の運営費や体制を見ても保育所保育指針を実現できるようにはなっていないので、指針とかい離れたものであってはならないと思う。

賃金については、継続して就労すればするほど（全産業平均と）賃金格差が広がっていくことにも改善が必要。また、利用者の立場から考えれば、こういったサービスを利用するにも、同水準の負担とすることが必要だと思う。

**黒田室長：**トータルな金額ははじいていない。利用料負担については、ビジョンで 1 割負担としている試算を示しているが、制度設計の中で所要額とのバランスを取って考えていくことを予定している。

**田中委員（商工会議所）：**質の改善という視点にも、子どもに対するものと保護者に対するものが混在していると思うので、整理してほしい。

**黒田室長：**ご指摘を踏まえて考えてみたい。ただ切り分けが難しいファクターもある。

**池田委員：**公私の格差という意見もあったが、公立幼稚園は優遇されているとは思いますが、質ということ考えるとすべての「こども園（仮称）」の職員にこのような処遇が保障されることが望ましいと思う。公立幼稚園の教諭は研修が義務化されているが、義務化されていることによって、

職員を研修に出すことができるので、「こども園（仮称）」の職員には研修は義務化してほしい。

**(2) 子ども・子育て包括交付金（仮称）について（説明：黒田少子化対策室長）**

**倉田委員（全国市長会、池田市長）：**質の改善については評価するところ。財源確保の裏付けを示してほしいと一貫して主張してきた。気になっていることとして、子ども・子育て新システム法が国会で審議されるタイミングと、消費税を含めた税制改革に基づく財源確保のタイミングがずれていることがある。子ども手当についても、23年度予算においても相変わらず1/13の負担が市町村にかけられているが、認められないことである。

特別会計等の設置については、実施主体である市町村の意見を聞くことがスタート地点であったのではないと思う。市町村に特別会計を設けることが新システムの主眼であったのではないか。特別会計の設置については、市長会としてはまったく認められない。今後も特別会計の設置を前提とするのであれば、このWGでの検討に加わることはできない。また仮に特別会計の設置を法に書き込んで、施行されても、市は特別会計を設けることはしない。これは全国市長会あげて、特別会計を設置しないので、国と自治体が真っ向からぶつかることになる。そのようなことがないよう、この場で特別会計の設置はあきらめていただきたい。

**香取政策統括官：**財源確保と制度の施行は一体で進めていかなければいけない。厚労省も昨日、「社会保障本部」を設置し、社会保障改革に着手したが、年明け以降は、厚労省としてもこのスケジュールに間に合うよう検討を進めていくこととしている。税・社会保障の改革と、この検討が整合性をもって進めていかなければいけないということは当然のことだと思うが、今の段階ではどのタイミングで法案を上程するか等は説明することはできない。

財源の確保がなければ、制度の施行はないということは当然のこと。

**倉田委員：**夢を持って理想と追い求めることが必要だと思っているので、この会議が無駄にならないように両副大臣に頑張ってもらいたい。

**渡邊委員：**新システムの内容については、受け手である国民に周知されていないのではないかと考えている。新システムの全容について、情報発信をしていくべきではないか。子育て支援施策については、市町村が責任を持って図ってきたことであるが、仕組みの構築にあたっては、国にお願いする。安易に見切り発車しないよう念を押しておく。

一括交付金について、自由裁量の拡大につながるものであり、子ども手当等の市町村の裁量の余地がない義務的経費は国として保障するべきである。

市町村に特別会計を設けることについては、地域主権を図る中で、市町村に対する不信の現れ以外の何物でもないと思うので、一般会計で対応する方向で制度設計をしていただきたい。

質の改善を図るためには、非常に財源が必要となるが、政府として確保する覚悟があるのか、再度確認をさせてほしい。

**尾崎委員（全国知事会、高知県知事）：**費用負担割合や国と地方の役割分担については、年明け以降別途協議とされているが、ぜひ協議をお願いします。新システムを来年の通常国会に法案を提出するということを踏まえると、先取りして予算編成することになるのではないかと。5大臣合意との関係も考えて、スケジュールを示してほしい。

子ども手当の費用負担を地方にされたことについては、非常に遺憾であると全国知事会でも表明しているところである。24年度の制度設計については、我々としても意見を述べさせていただきたいと思っている。

包括交付金（仮称）については、一括交付金との整合性をどのように図るのか。義務的な子ども手当を含むのであれば、地方の裁量が図れる仕組みが担保できるのか。財源については、ミシン目を入れる（全国一律の現金給付、全国一律の現物給付、地方の裁量による現物給付）ことが必要ではないか。

特別会計を設けることについては明確に反対するところ。基金は考えられるが、地方の裁量が図れるような仕組みとならないのであれば認められない。地方にも地方議会があるので、会計の透明性を図ることについては、議会の審議で行うことになるので、十分資料を示すことができる。

一般会計の中で対応することが必要ではないか。

**末松副大臣：**同時並行的に検討を進めるところであるが、来年の通常国会については、どの順番で審議を進めていくのかは今後の事項。来年4月ごろまでには上程していきたいと考えている。

**香取政策統括官：**財源確保、実施体制を考えて、連立方程式が解けるような方策を考えていかなければいけない。一括交付金の議論がどこまでつめられているのかはわからないが、適化法の関係

があることを前提に議論をされているので、そのことを踏まえて今日の資料を作成した。特別会計にこだわっているわけではないが、適化法との関係を踏まえて今後、考えていきたい。

**尾崎委員**：裁量という観点において、発揮できるようにしていただきたい。スケジュールは深刻だと思う。3月上旬には閣議決定していかなければいけないというのが通常のスケジュールであり、ぎりぎりでもゴールデンウィーク明けではないか。子ども手当の財源問題の決着がつかないなかで、子ども・子育て新システムだけが先に走るということは困る。新システムの法案を出すタイミングを示した際には、子ども手当の財源問題は決着しているという予定であったが、平成24年度については再度検討することになることから、子ども手当の財源問題が決着しないうちに、子ども・子育て新システムで方向性が固まってしまうのではないかと懸念を抱いている。

**駒村委員（慶応義塾大学教授）**：新しい財源を求める際に考慮されたものとしては、安定財源として入り口段階で子どもに関わるものであるという色付けがされるべきであるということだった。今日の資料では、事後チェックになっているが、拠出者のコミットを考えると大分後退しているのではないか。子ども・子育て会議のコミットをどう構築していくのか、このことは財源と表裏一体の仕組みであったのではないか。制度案要綱から考えると後退してしまったのではないかという思いがある。

**香取政策統括官**：資金の使途なり費用のあり方について、議論するために、今日の資料を作成している。子ども・子育て会議の役割を使途確認だけに限定したものではない。子ども・子育て会議をどのように構築していくかについては年明けに検討していただくことを予定している。

**藤原代理（経団連）**：柔軟性を確保するために、交付金を設けると説明されていたが、内閣府にある司令塔としての機能を十分発揮してもらえば済む話であって、特別会計を設けることは必要ない。地域の裁量制で発揮できる仕組みをどのように構築することができるのか。

国税収入の約2割は法人税であるので、応分の負担はしていると我々は考えている。これ以上の負担を求めるのであれば、理由が必要である。

見える化していくことは必要であると思うが、特別会計を設ける必要性はない。これは国でも同じであり、なぜ子ども・子育て関連だけ特別会計を設ける必要性があるのかということを検討する必要がある。

**宮島委員（日本テレビ）**：国民目線で考えた場合に、新システムはどこを目指しているのかという基本に立ち返って考える必要がある。私は多様で硬直化しない第1案を支持するものである。

また、インセンティブがよくわからない。幼保については反対意見が出るが、制度を変えることについて反対意見が出ることはある意味もつともなことだと思うが、インセンティブをどう作っていくのかにもよるのではないか。「こども園（仮称）」だけ質の改善を図れるインセンティブをつけていくのか。最終的に「こども園（仮称）」に収斂していくために、どのようにインセンティブを図っていくのかということがはっきりしないと、財源のあり方を議論するのは難しいのではないか。ゴールは10年後なのか、15年後なのか？

**小宮山副大臣**：「こども園（仮称）」になっていくためにインセンティブをつけることが必要だと思っている。検討の煮詰まり方と法案の提出時期、市町村や都道府県等の自治体や事業者の合意を得ながら、議論をする必要があると思っている。4月を目途に検討を進めていくこととしている。

**宮島委員**：財源確保が前提だと思うが、楽観はできない。お金がなくななくなった場合に、幼保に力点がおかれてしまうということではなく、今、認可外保育所等を利用せざるを得ない支援のない人たちに支援が届くようにしていただきたい。

**山口委員**：配置基準が上がれば質が改善するのかという点と必ずしもそうではないと思う。公立保育所の民営化を受託することもあり、その際に公立保育所の保育を見ることがあるが、人数がいるにもかかわらず、たとえば園庭で遊んでいるときに公立保育所の保育士は職員同士で話をしているようなことも散見される。必ずしも人数を増やせばいいという話ではなく、経営者そのものの再教育や監視システムが重要であると思う。インセンティブを含めた「こども園（仮称）」への道筋を示す必要がある。

現状の貧弱な運営費であっても、認可外保育施設にとっては夢のような話であるので、2年後の改善に向けてそのような認可外施設への支援も考えてほしい。

**田中委員（商工会議所）**：社会全体を対象とするのであれば、国策として考えてほしい。

**坂崎委員**：幼保一体化のあり方について考えないと、議論がしづらと思う。

山口委員が言われたことに対しては、基準を下げたものまで個人給付として認めるということは、逆に不公平感が生じる話である。人数を増やせばいいという話ではないのはそのとおりだが、人が

いないことによって保育ができない地方のことも考えていただかないといけない。障害児保育をしてあげたくても、保育士がいなければできないというのも現実である。

**山縣委員**：似たような仕組みをソフト交付金でしているが、地方を不信感ももつようなものがあるのか？そのような事案があったのではないか。

市町村はやっているというが、一般財源化されたことによって、障害児保育は需要が高まっているにもかかわらず、増えていないということは事実である。

ゆるやかな形で「こども園（仮称）」化した場合に、私立幼稚園は市町村とのつながりががないので、関係を作っていないといけない。個人的には幼稚園も市町村に窓口を作らなくてはならないと思う。

**黒田室長**：具体的な事案はない。

**池田委員**：「こども園（仮称）」のゴールをどこに設けるかだが、地方と都市部でニーズも緊急度も違う。すべての子どもに質の高い幼児教育・保育をすることは私たちも目指しているが、一体化が一朝一夕にできるものではない。こういう「こども園（仮称）」であれば子どもたちを入園させていきたいし、保護者も入れたいと思うような園にしていきたい。十分な検討を行ってほしい。

**奥山委員**：義務的経費に係る部分を市町村は集中的にされることが想定されるが、ソフト交付金でしているような拠点事業は二の次にされてしまうのかなと危惧している。労使で入っていた部分については、用途が明確であることが必要であることもわかるが、社会全体で子どもを育ていくという意識をもって企業にも拠出していただければと思う。

**菊池委員**：費用のあり方については、確実に使われるようにしていくことが必要である。また地方にも子ども・子育て会議を設置することが示されているが、この仕組みをどう構築していくかが重要であると思っている。

**中島委員**：来年のスケジュールを示してほしい。制度構築にあたっては、利用保障を原点として組み立てていかないといけない。

**村木政策統括官**：主に議論しなければいけない話として、費用負担、子ども・子育て会議をどう構築するのか、給付については課題を出し合っただけで結論を出していないのでもう一度する必要がある。幼保一体化WTで「こども園（仮称）」の議論をしているが、基本制度WTに持って帰っていただく必要があると思っている。相当の回数を重ねても足りないということが見えている。財源確保を前提としていることは、確認したところであるが、1月も精力的に検討させてほしい。

**末松副大臣**：1月からは決めに入っていくことになると思う。財源については政権とともに、覚悟をもって図っていただきたい。地方の方々が合意されないと実行には移せないなので、ぜひ今後も引き続き検討をお願いしたい。

## ◆規制緩和の方策を検討◆

### ～内閣行政刷新会議ライフイノベーションWG（第9回）～

12月22日に開催された行政刷新会議ライフイノベーションWG第9回会合において、規制・制度改革の観点から資料が示され、検討が行われましたが、このうち保育に関する規制・制度として①社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告の手続きの簡素化、②保育所運営費の用途制限の見直し、③安心こども基金の補助対象範囲の拡大、④保育士試験受験要件等の見直しがあげられ、それぞれの論点に対する厚生労働省の回答とライフイノベーションWGの方向性が示されています。詳細は内閣府HPをご参照ください。

[http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/meeting/2010/life/1222/item\\_101222\\_03.pdf](http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/meeting/2010/life/1222/item_101222_03.pdf)

# 平成23年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

## 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

### 《主要事項》

#### 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の充実
- 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

#### 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）
- 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

## ○予算額の状況

	22年度予算額	23年度予算(案)額	伸び率
<b>局 合 計</b>	22,861億円	27,738億円	21.3%
<b>一般会計</b>	21,960億円	26,880億円	22.4%
<b>特別会計</b>	902億円	858億円	▲4.8%
年金特別会計			
児童手当及び			
子ども手当勘定			
うち児童育成事業費	764億円	724億円	▲5.2%
労働保険特別会計	137億円	134億円	▲2.9%
労災勘定	6億円	5億円	▲16.6%
雇用勘定	131億円	128億円	▲2.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

# 安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

## 1 子ども手当の充実

《1兆4,722億28百万円→2兆77億44百万円》

うち、給付費分：1兆9,478億73百万円（1兆4,555億94百万円）  
事務費分：98億71百万円（166億34百万円）  
現物サービス分：500億00百万円（新規）

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）。

給付費総額 2兆9,356億円\*1\*2

\*1 上記のうち、国負担分2兆2,077億円（厚生労働省予算1兆9,479億円、国家公務員分560億円、地方特例交付金2,038億円）

\*2 上記のうち、平成23年度上積み分給付費2,085億円（全額国費、10か月分）を含む（12ヶ月分の場合約2,500億円）。

- 現金給付に関しては、
- ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
  - ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業者が費用を負担する。
  - ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。
- 地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける。（500億円）

（注1）保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取り組みを行う。

（注2）支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。

（注3）児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。

（注4）所得制限は設けない。

（注5）公務員については、所属庁から支給する。

(注6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注7) 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

【参考】別紙「5大臣合意」(平成22年12月20日)

## **2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策の充実**

《415,522百万円→440,799百万円》

### **(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実**

410,048百万円

① 待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

② また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金(再掲、新規500億円)のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で1000億円を追加した「安心こども基金」(23年度末までカバー、都道府県に設置)から100億円程度を施設整備等に充てることにより、23年度は計200億円程度を措置。

### **(2) 放課後児童対策の充実**

30,750百万円

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(24,872箇所→25,591箇所)や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る(「小1の壁」の解消)。

## **3 母子保健医療対策の充実**

《23,058百万円→26,204百万円》

### **(1) 不妊治療等への支援【一部特別枠】**

9,871百万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る(従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年、通算10回を超えない)などの支援を行う。

(参考) 【平成 22 年度補正予算】

○妊婦健診に対する公費助成の継続 111 億円  
平成 22 年度補正予算において積み増しを行い、平成 23 年度も継続する妊婦健康診査支援基金により、引き続き、妊婦が必要な回数 (14 回程度) の健診が受けられるよう支援する。

**(2) 小児の慢性疾患等への支援 16, 110 百万円**

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

**4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進**

《176, 432 百万円→185, 518 百万円》

**(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 3, 614 百万円**

**①自立のための就業支援等の推進 3, 538 百万円**

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

**②養育費確保の推進 60 百万円**

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

**(2) 自立を促進するための経済的支援 181, 904 百万円**

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

**5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実**

《89, 673 百万円→91, 498 百万円》

**(1) 虐待を受けた子ども等への支援 85, 862 百万円**

### ①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

### ②児童相談所の機能強化

児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OBなどの雇い上げや家族再統合のための支援など促進する。

### ③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

### ④要保護児童等に対する社会的養護の充実

85,595百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設や里親等について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化や退所児童等の自立に向けた支援等を推進する。

## (2) 配偶者からの暴力（DV）防止

5,636百万円

婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

## 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

《9,780百万円→9,689百万円》

### (1) 両立支援に関する雇用管理の改善

9,358百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107人）する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

### (2) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

303百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正

な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。

### (3) 企業における次世代育成支援対策の推進

29百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

#### (参考)【平成22年度補正予算】

- |  |       |
|--|-------|
| ○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等  | 968億円 |
| 平成22年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成23年度末まで延長する。              |       |
| ・保育サービス等の充実  | 568億円 |
| 待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約5万人の受入れ定員増等）。   |       |
| ・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実  | 300億円 |
| 地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。                                 |       |
| ・児童虐待防止対策の強化   | 100億円 |
| 子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。 |       |

# 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

## 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《695百万円→556百万円》

### (1) 職場における男女雇用機会均等の推進 340百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。

### (2) ポジティブ・アクションの取組の推進 215百万円

男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

## 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）

## 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,478百万円→1,910百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、短時間均衡待遇推進等助成金及び中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。また、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

## 4 多様な働き方に対する支援の充実 《210百万円→188百万円》

### (1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲） 146百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

### (2) 良好な在宅就業環境の確保 42百万円

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

## (別紙)

### 5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
  - 1) 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
  - 2) 所得制限は設けない。
  - 3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
  - 4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
  - 5) 公務員については、所属庁から支給する。
  - 6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
  - 7) 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
  - 8) 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
  - 9) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
  - 10) 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

- 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3.に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。
- 3.及び4.に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2.に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
- 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3.に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣  
(少子化対策)

子ども子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第8回)	資料1
平成22年12月28日	

# 子ども子育て支援施策にかかわる 質の改善に関する論点整理

平成22年12月28日  
第8回 基本制度ワーキングチーム  
説明資料

# 目次

1. 質の改善(職員配置の充実等)
  - (1) こども園(仮称)
  - (2) 放課後児童給付(仮称)
  - (3) 多様な保育サービス(延長保育等)
  - (4) 社会的養護(児童養護施設等)等
  - (5) その他
2. 質の改善(給付率改善)
  - (1) こども園(長時間利用)
  - (2) こども園(短時間利用)
  - (3) 放課後児童給付(仮称)
  - (4) 多様な保育サービス(延長保育等)
  - (5) 育児休業給付

## 1. 質の改善（職員配置の充実等）

### (1) こども園（仮称）

- 現在の幼稚園・保育所の垣根を取り払い、現行の幼稚園・保育所に比べて更に質の高い幼児教育・保育を一体的に提供する観点から、質の改善を行うことを検討。
- 検討課題としては、以下の点が考えられるがどうか。
- ① 職員体制の強化
  - ア こども園（仮称）における幼児教育機能及び保育機能の充実等を図るため、職員配置基準（学級編制基準）の引上げを検討。

(参考1) こども園(長時間利用[現行の保育所利用に相当])

○ 指定都市・中核市における職員配置の上乗せ措置の状況は、以下のとおり。

職員配置基準	1・2歳児	6:1	→	4:1	又は	5:1
	3歳児	20:1	→	15:1	又は	20:1
	4・5歳児	30:1	→	20:1	又は	25:1

○ この場合、定員90人のモデルケースについて、現行保育士11名が15名(ケース1)、13名(ケース2)に増員されることとなる。

※定員90人(0歳児10人、1・2歳児30人、3歳児20人、4・5歳児30人の場合)

⇒ 450万円/人 × 2名(ケース2)～4名(ケース1)の追加費用が必要。

※ 現行の保育所国庫補助単価ベース

(参考2) こども園 (短時間利用 [現行の幼稚園利用に相当])

○ 小学校1年生における学級編制基準の見直し (40人→35人 [H23年度から])  
やこども園 (長時間利用) の4・5歳児の上乗せの状況から、以下のケースが考えられる。

1学級当たり 35人 → 25人 (ケース1) 又は30人 (ケース2)

○ この場合、定員160名 (※1) のモデルケースについて、現行幼稚園教諭5名が8名  
(ケース1)、6名 (ケース2) に増員されることとなる。

※1 定員160名 (3歳児30人、4歳児60人、5歳児70人の場合)

⇒ 450万円/人 (※2) × 1～3名の追加費用が必要。※2 現行の保育士と同程度の単価と仮定

(参考3) こども園 (長時間利用 [現行の保育所利用に相当])

○ 保育所では、児童・家族に直接関わらない業務 (勤務表等の作成、施設維持管理や安全  
点検等) についても相当程度、直接処遇職員である保育士が担っており、研修の機会等が  
限られている現状。

○ 介護保険のデイサービスでは、事務職員の費用が報酬に含まれているが、保育所の運営  
費には、事務職員の費用は含まれていない。

○ 以上を踏まえると、以下のケースが考えられる。

(ケース1) 事務職員を新たに配置

(ケース2) 主任保育士の代替職員 (保育士) を配置

※ 負担軽減により、日々の児童記録の作成、園内研修、園外研修等の時間に充てること  
が可能

○ この場合、1施設あたり 440万円/年 (ケース1の場合)、450万円/年 (ケ  
ース2の場合) の追加費用が必要。※ 現行の児童養護施設における事務職員の国庫補助単価ベース

イ こども園（仮称）における体調不良児への対応、園児の健康管理、施設の衛生管理の充実を図るため、看護師の配置を検討。

（参考）こども園（長時間利用 [現行の保育所利用に相当]）

○ こども園（仮称）における体調不良児対応を図るため「子ども・子育てビジョン」では、全施設で体調不良児対応に取り組むことが平成26年度までの数値目標として掲げられている。

※ 介護保険のデイサービスでは看護師が必置とされている。

○ こども園（仮称）に看護師を配置する場合には、

⇒ 1施設あたり 490万円/年 の追加費用が必要。

※ 現行の乳児院における看護師の国庫補助単価ベース

## ② 職員の処遇改善

他の産業に比べて低い賃金を改善し、一定の資質を確保した職員の定着を図ることを検討。

(参考) 職員の平均給与月額

	25～29歳	30～34歳
保育士	約26万円	約27万円
幼稚園教諭	約27万円	約29万円
全産業平均	約33万円	約39万円

(参照) 平成21年賃金構造基本調査結果

- ※ 平均給与月額は、賞与其他特別給与額を含んだ年間給与額を基に算出。
- ※ 職種別・年齢区分別データにおいて幼稚園教諭は女性のみのデータであることから、上記対象職種においても女性の数値を使用している。

## ③ 減価償却費の導入

イコールフットテイングの観点から、減価償却費相当額を給付費に含めて支給する方式に改めることを検討。

(参考)

- 次世代育成支援のための実態調査(※)によると、
  - 1 施設あたりの減価償却費は、408万円/年  
(過去3か年平均。施設整備費以外の費用も含む。)
  - 保育所1カ所あたり平均定員90人をもとに児童一人当たりの費用を試算すると、  
約3800円/月

※次世代育成支援のための実態調査(H21年度：凸版印刷)

- ※ 緊急的に基盤整備(幼稚園がこども園となる場合の調理室の設置等)が必要となる場合等について、施設整備費としての補助を行うことを検討。

## (2) 放課後児童給付（仮称）

- 子どもが安全に安心して過ごせる生活の場を提供するため、子どもや保護者と安定した関係が構築できる人材を確保する観点から、質の改善を行うことを検討。
- 検討課題としては、以下の点が考えられるがどうか。
- ① 職員体制の強化  
子どもが安全安心な生活の場を提供する観点から、開設時間の延長や職員体制を強化し、一定の資質を有した職員の定着を図ることを検討。

### （参考）

- 現在の指導員（非常勤）が常勤並の勤務時間を要請されていることや、開所時間の拡充の要請を踏まえ、非常勤指導員を常勤化することが考えられる。

<40人規模のクラブの場合>

- この場合、1クラブあたり 300万円/年 × 3名分の追加費用が必要。

※ 現行の国庫補助単価ベース

## ② 減価償却費の導入

イコールフットイングの観点から、減価償却費相当額を給付費に含めて支給する方式に改めることを検討。

(参考)

○ 標準的な放課後児童クラブにおける減価償却費

・ 放課後児童クラブの施設整備における国庫補助基準単価 2,150万円/年

・ 児童一人あたり減価償却費 930円/月  
(減価償却年数(金属造その他)24年、クラブ定員40名と仮定)

### (3) 多様な保育サービス（延長保育等）

○ 多様な保育サービスについて、こども園（仮称）の利用と一体的・連続的な利用を保障する観点から、以下のとおり質の改善を図ることを検討。

○ 検討課題としては、以下の点が考えられるがどうか。

#### ① 職員体制の強化

こども園（仮称）との一体的・連続的な利用を保障する観点から、こども園（仮称）同様に職員体制を強化し、一定の資質を確保した職員の定着を図ることを検討。

（参考）

○ 延長保育、休日保育について、こども園（仮称）等の本体施設の利用との一体性、連続性にサービス提供することを踏まえ、非常勤保育士を常勤化するものが考えられる。  
（現状：常勤保育士1名、非常勤保育士1名 → 改善：常勤保育士2名）

<標準的なケース>

○ この場合、標準的なケースで 270万円/年 の追加費用が必要。

※ 利用児童数により追加費用は変動する。

※ 現行の国庫補助単価ベース

## ② 利用保障

サービスの性質上、安定的な利用が見込めない病児保育について、空床保障を実施することで、利用者にとって必要な時にサービス利用できる環境を保障することを検討。

### (4) 社会的養護（児童養護施設等）等

- 虐待を受けた児童等の増加に対応しながら、可能な限り家庭的な環境において養育し、自立支援や心理的ケア等を行う観点から、こども園（仮称）等に準じた質の改善を行うことを検討。
- 障害児に対する保育について、職員体制の強化を検討。

※ 障害児の発達支援に着目した専門的支援については、前臨時国会で成立した改正児童福祉法の施行に万全を尽くすとともに、障がい者制度改革推進本部福祉総合部会障害児支援合同作業チームにおいても討論が進められている。

(5) その他

- 一時預かりについて、体制の充実を図り、一定の資質を有した職員  
の定着を図ることを検討。
- 地域子育て支援拠点について、体制の充実（専任の職員配置など）  
等を図るなど、地域の子育て支援事業の充実を図ることを検討。

## 2. 質の改善（給付率改善）

○ 現行の給付率は、保育所が6割、その他（幼稚園、放課後児童クラブ、多様な保育サービス、育児休業給付）が5割となっており、他の社会保障制度に比べて給付率が低く設定されている。

⇒ 給付率の改善が検討課題。

○ 第7回基本制度ワーキングチーム（12月15日）の資料3「費用推計」（量的拡充）に基づき、給付率の改善を行った場合の追加費用を機械的に試算。

(1) こども園（仮称）（長時間利用〔現行の保育所利用に相当〕）

○ 現行の給付率（6割）から1割引き上げた場合　＋約2400億円  
（25,29年度）

（参考）	25年度	29年度
給付額 （量的拡充）	12,900億円	15,100億円

(2) こども園（仮称）（短時間利用〔現行の幼稚園利用に相当〕）

- 現行の給付率（5割）から1割引き上げた場合 +700億円  
（25, 29年度）

（参考）	25年度	29年度
給付額	3,500億円	3,300億円

(3) 放課後児童給付（仮称）

- 現行の給付率（5割）から1割引き上げた場合 +200億円  
（25, 29年度）

（参考）	25年度	29年度
給付額 （量的拡充）	800億円	1,000億円

(4) 多様な保育サービス (延長保育等)

- 現行の給付率 (5割) から1割引き上げた場合 +200~300億円  
(25, 29年度)

(参考)	25年度	29年度
給付額 (量的拡充)	1,200億円	1,300億円

(5) 育児休業給付

- 現行の給付率 (5割) から1割引き上げた場合 +800億円  
(25, 29年度)

(参考)	25年度	29年度
給付額 (量的拡充)	3,800億円	3,800億円

# 參考資料

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う  
《個人に過重な負担》

社会全体で子育てを支える  
《個人の希望の実現》

●子どもが主人公(チャイルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にす
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能な活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○ 生命(いのち)と育ちを大切にす

○ 困っている声に応える

○ 生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と1,2の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支え、とともに、教育機会の確保を
  - ・ 子ども手当の創設
  - ・ 高校の奨学金無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
  - ・ 非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・シヨブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
  - ・ 学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組み環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
  - ・ 早期の妊娠届出の助長、妊婦健診の公費負担
  - ・ 相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
  - ・ 不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
  - ・ 潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余剰教室の活用等)
  - ・ 新たな次世代育ち支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
  - ・ 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
  - ・ 放課後子どもクラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
  - ・ 小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
  - ・ 児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが豊かに育つように
  - ・ 障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
  - ・ 児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
  - ・ 乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
  - ・ 地域子育て支援拠点の設置促進
  - ・ ファミリー・サポート・センターの普及促進
  - ・ 商店街の空き店舗や学校の余剰教室・幼稚園の活用
  - ・ NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
  - ・ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
  - ・ 子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
  - ・ 交通安全教育等の推進(幼児二人同時用自転車等の安全利用の普及等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
  - ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
  - ・ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
  - ・ テレワークの推進
  - ・ 男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育児プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の整備を
  - ・ 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
  - ・ 一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
  - ・ 次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
  - ・ 入社三周年における職場の検討

# 主な数値目標等

**安心できる妊娠と出産**

ONICU(新生児集中治療管理室)病床数(出生1万人当たり)  
 ○不妊専門相談センター

〔現状〕 21.2床 ⇒ 55都道府県市 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

〔H26目標値〕 25~30床

**潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消**

○平日昼間の保育サービス(認可保育所等)  
(3歳未満児の保育サービス利用率)  
 ○延長等の保育サービス  
 ○病児・病後児保育(延べ日数)  
 ○認定こども園  
 ○放課後児童クラブ

〔現状〕 215万人(75万人(24%)) ⇒ 79万人 ⇒ 31万日 ⇒ 358か所 ⇒ 81万人

〔H26目標値〕 241万人(102万人(35%)) ⇒ 96万人 ⇒ 200万日 ⇒ 2000か所以上(H24) ⇒ 111万人

**社会的養護の充実**

○里親等委託率  
 ○児童養護施設等における小規模グループケア446か所

〔現状〕 10.4% ⇒ 16% ⇒ 800か所

〔H26目標値〕

**地域の子育て力の向上**

○地域子育て支援拠点事業  
 ○ファミリー・サポート・センター事業  
 ○一時預かり事業(延べ日数)  
 ○商店街の空き店舗の活用による子育て支援

〔現状〕 7100か所(市町村単位を含む) ⇒ 570市町村 ⇒ 348万日 ⇒ 49か所

〔H26目標値〕 10000か所 ⇒ 950市町村 ⇒ 3952万日 ⇒ 100か所

**男性の育児参加の促進**

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合  
 ○男性の育児休業取得率  
 ○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(1日当たり)

〔現状〕 10% ⇒ 1.23% ⇒ 60分

〔H26目標値〕 半減(H28) \*参考指標 ⇒ 10%(H29) \*参考指標 ⇒ 2時間30分(H29) \*参考指標

**子育てしやすい働き方と企業の取組**

○第1子出産前後の女性の継続就業率  
 ○次世代認定マーク(くるみん)取得企業数

〔現状〕 38% ⇒ 652企業

〔H26目標値〕 55%(H28) \*参考指標 ⇒ 2000企業

(参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算  
(ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

追加所要額：約0.7兆円(平成26年度)【～約1.0兆円(平成29年度)】	追加所要額：約10兆円(平成26年度)【～約1.9兆円(平成29年度)】
制度改善を含めた機械的試算	制度改善を含めた機械的試算
※施設整備費を除く	※施設整備費を除く

機械的試算		両立支援	
【認可保育所等】	±約3,000億	【一時預かり】	±約800億
【放課後児童クラブ】	±約300億	【妊婦健診】	±約700億(注3)
【育児休業給付】	±約1,500億	【地域子育て支援拠点】	±約200億
【病児・病後児・休日・延長等】	±約200億		
			【社会的養護】
			±約200億

制度的見直しを行うとした場合の機械的試算	±約6,900億
○認可保育所の利用率1割とした場合	±約2,000億
○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合	

※施設整備費	【保育サービス】 ±約700億	【放課後児童クラブ】 ±約100億	【社会的養護】 ±約70億
--------	-----------------	-------------------	---------------

※その他、上記試算に含まれない検討課題  
施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。  
 ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。  
 ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の算用負担のうち、平成20年度第2次補正で抵充された9回分を継続した場合。  
 ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したのではない。  
 ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。  
 ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。  
 ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、短く機械的に試算すると、おおよそ、施設整備費で約0.3兆円となる。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第8回)	資料2
平成22年12月28日	

# 子ども・子育てで包括交付金等について(案)

平成22年12月28日

第8回 基本制度ワーキングチーム

説明資料

# 目次

- 1 子ども・子育て包括交付金（仮称）
- 2 市町村における会計
- 3 国における会計

## ＜基本制度案要綱の抜粋＞

### 〔Ⅱ 基本設計〕

- 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出金からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。

### 〔Ⅳ 費用負担〕

- 社会全体で子ども・子育て支援を支えるという観点から、社会全体（国・地方・事業主・個人）により、必要な費用を負担する。

〔→費用負担の具体的なあり方は年明け以降議論〕

- 既存の特別会計（勘定）の活用などにより、子ども・子育て勘定（仮称）を設け、各種子ども・子育て対策の財源を統合し、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として、市町村に対して必要な費用を交付する。

- 子ども・子育て包括交付金（仮称）の算定基礎は、児童人口などの客観的な指標を基本とするが、両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）について需要量に応じた要素を加味することなどを検討する。

〔→配分額の算定方法は年明け以降議論〕

- 市町村は、子ども・子育て特別会計（仮称）において、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方からの財源をあわせ、地域の実情に応じ、給付を行う。

## 基本制度案要綱の考え方

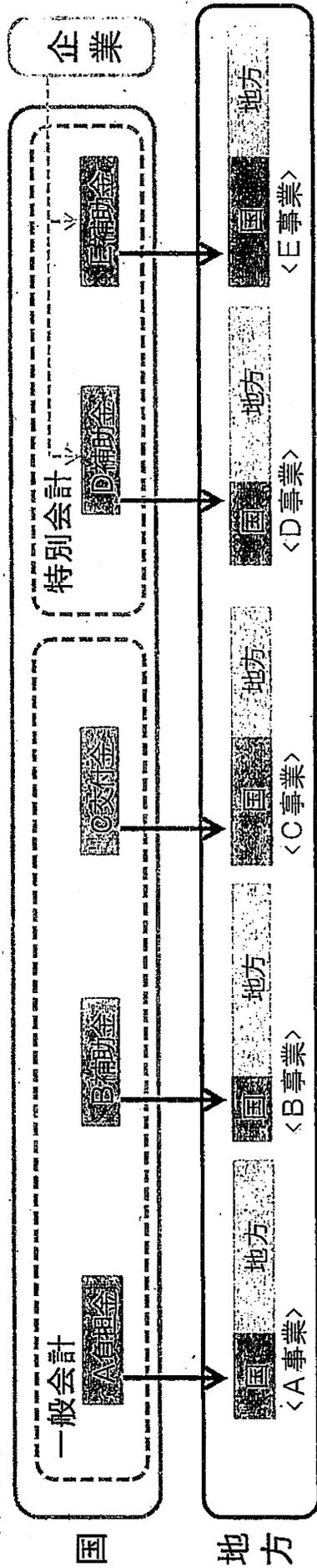
- 子ども・子育て新システムの費用は、社会全体（国・地方・事業主・個人）で負担することとしているが、これら負担分が、実施主体である市町村に確実に交付されることが必要。
- その際、地域のニーズに応じた事業の運営が可能となるよう、現在、財源・交付手続きが様々となっている各種補助金・負担金等を一本化して、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」を設け、その用途については、「子ども・子育て支援」に合致する範囲内で、市町村の自由度を確保することが適当。
  - ※渡し切り（精算不要）の交付金とすることも1つの考え方
- また、包括交付金が地域のニーズに即した事業に活用され、費用負担者の納得を得るためには、子育て当事者、子育て支援当事者、費用負担者等が、包括交付金の使途や事業の効果を手エックし、将来の事業改善につなげるPDCAサイクルによる運営が必要。
  - ※その前提として、包括交付金の使途実績が把握できる仕組みが必要とされる。
- 交付金額の算定基礎については、透明性を確保する観点から、客観的な指標を基本とすることとされている。しかしながら、国立支援・保育・幼児教育給付（仮称）は、育児休業の取得者数、こども園の利用者数などの実績によって給付額が変動することから、需要要素を加味することとも検討するとされたところ。
- なお、市町村の「子ども・子育て特別会計（仮称）」、国の「子ども・子育て勘定（仮称）」については、包括交付金が「子ども・子育て支援」のために使われることを確実に担保する方法として示されたもの。

# 1 子ども・子育て包括交付金（仮称）

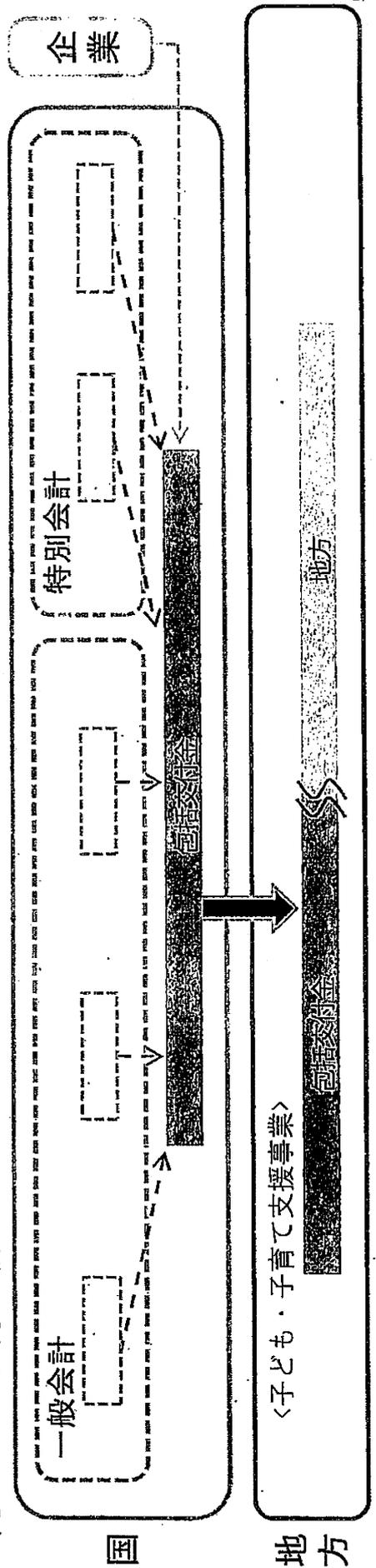
# (1) 子ども・子育て包括交付金（仮称）のイメージ

- 現在は、個々の事業・施策ごとに国庫補助等が行われている。負担割合も個々に設定。個々の事業等間の融通もきかない仕組み。
- 新システムにおいては、これらの国庫補助等の仕組みを一体化し、事業間の融通が可能な仕組みとする。

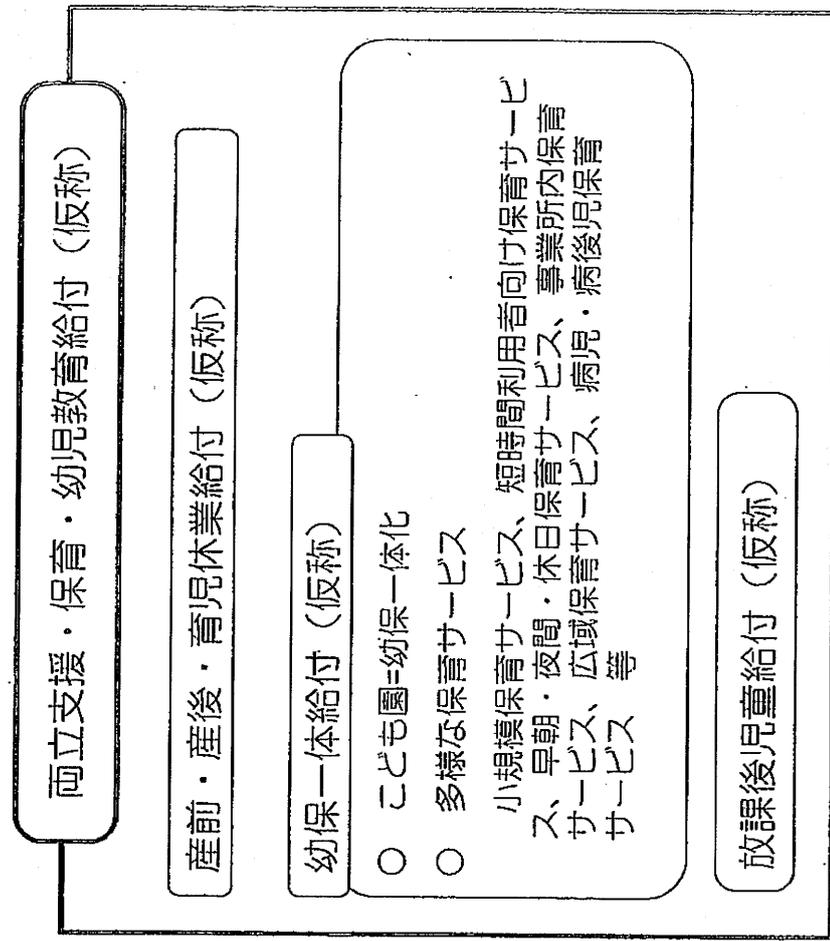
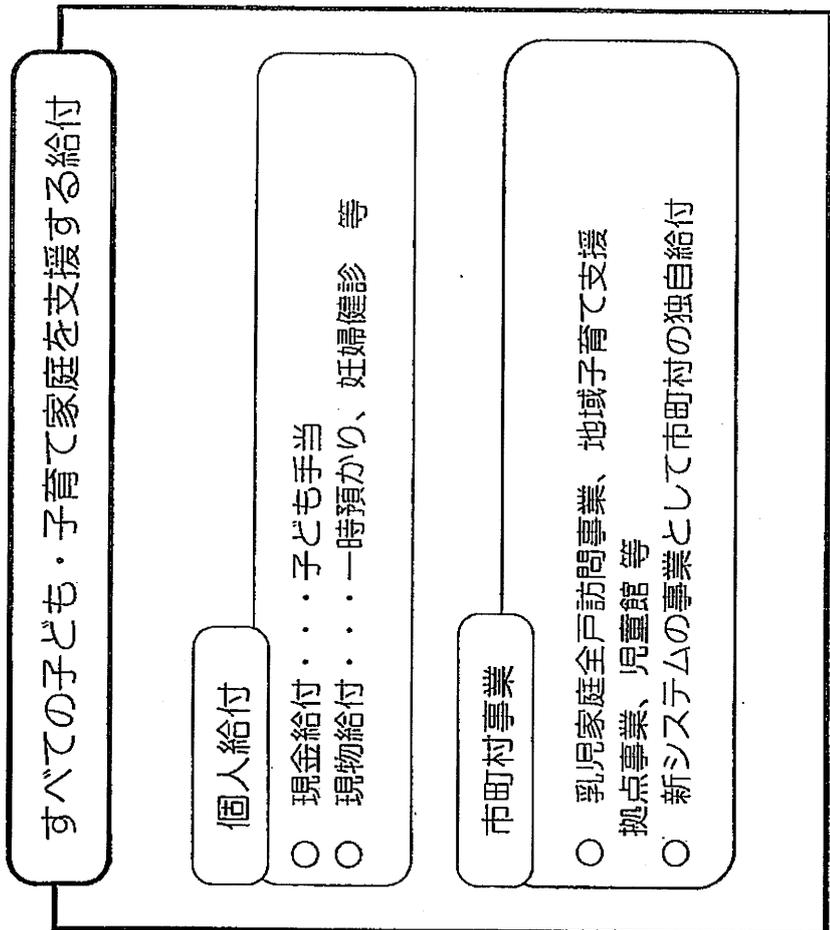
(現行)



(子ども・子育て新システム)



## ＜給付のイメージ＞（基本制度案要綱）



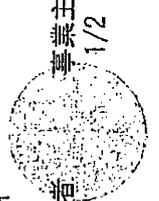
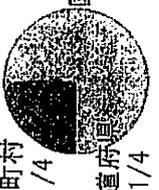
## (2) 現行の子ども・子育て支援関連事業

### ①すべての子ども・子育て家庭を支援する給付

	実施主体	負担割合 (平成22年度)	義務/裁量	補助金適正化法の適用	国と地方自治体との交付手続
子ども手当交付金・被用者児童手当交付金等	市町村	<p>&lt;子ども手当(3歳未満児対象、被用者世帯)の場合&gt;</p> <p>事業主 7/13 国 4/13 都道府県 1/13 市町村 1/13</p> <p>※支給対象児童の年齢や被用者、非被用者の別によって負担割合は異なる</p>	義務的経費	適用あり	<p>①交付申請 ②交付決定 ③実績報告 ④精算確定 (追加交付あり)</p>
次世代育成支援対策交付金 (一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業等)	市町村	<p>市町村 1/2 国 1/2</p>	裁量的経費	適用あり	<p>①事業計画作成 ②交付申請 ③交付決定 ④実績報告 ⑤精算確定</p>
妊婦健康診査臨時特例交付金	市町村	<p>&lt;5回分&gt; 地方交付税措置</p> <p>&lt;上乗せ9回分&gt;</p> <p>市町村 1/2 国 1/2</p>	裁量的経費	適用あり	<p>&lt;上乗せ9回分&gt; ①都道府県に基金造成 ②交付申請 (市町村→都道府県) ③交付決定 (都道府県→市町村) ④実績報告 (市町村→都道府県) ⑤精算確定 (都道府県→市町村) ※基金設置期限到来時、剰余金は国へ返還</p>

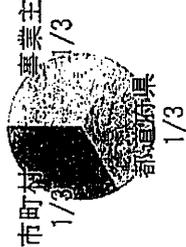
現行の子ども・子育て支援関連事業の整理表

②両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

	実施主体	負担割合 （平成22年度）	義務/裁量	補助金適正化法 の適用	国と地方自治体との交付手続
育児休業給付	保険者 （国）	 <p>保険料 （労使折半） 7/8</p> <p>※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%（暫定措置）</p>	義務的経費	—	地方自治体との交付手続き等は、なし
出産手当金	保険者 （健康保険組合、 全国健康保険協会 等）	 <p>被保険者 1/2 事業主 1/2</p> <p>※組合管掌健康保険においては、事業主の負担割合を増加することが可能。 ※全国健康保険協会管掌健康保険においては、給付費の16.4%を国庫負担</p>	義務的経費 （協会けんぽに係る国庫負担）	—	地方自治体との交付手続き等は、なし
保育所運営費 国庫負担金	市町村	 <p>市町村 1/4 都道府県 1/4 国 1/2</p>	義務的経費	適用あり	①交付申請 ②交付決定 ③実績報告 ④精算確定（追加交付あり）
幼稚園就園奨励 費補助金	市町村	国1/3以内	裁量的経費	適用あり	①交付申請 ②交付決定 ③実績報告 ④精算確定

現行の子ども・子育て支援関連事業の整理表

②両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

	実施主体	負担割合 (平成22年度)	義務/裁量	補助金適正化法の適用	国と地方自治体との交付手続
私立高等学校等 経常費助成費補 助金（幼稚園 私学助成）	都道府県	国1/2以内を定額負担	裁量的経費	適用あり	①事業計画作成 ②交付申請 ③交付決定 ④実績報告 ⑤精算確定
児童育成事業費 補助金 （放課後児童ク ラブ、延長保育 （うち民間分）、 休日保育などの 市町村事業）	市町村	 市町村 1/3 都道府県 1/3 事業主 1/3	裁量的経費	適用あり	①交付申請 ②交付決定 ③実績報告 ④精算確定

# 現行の子ども・子育て支援関連事業の整理表

## ③その他の給付

	実施主体	負担割合 (平成22年度)	義務/裁量	補助金適正化法の適用	国と地方自治体との交付手続
<p>出産育児一時金</p>	<p>保険者 (健康保険組合、全国健康保険協会等及び市町村(国民健康保険)・国民健康保険組合)</p>	<p>&lt;被用者保険&gt;</p> <p>被保険者 1/2 事業主 1/2</p> <p>※組合管掌健康保険においては、事業主の負担割合を増加することが可能</p> <p>&lt;国民健康保険&gt;</p> <p>市町村国保</p> <p>市町村 2/3 保険料 1/3</p> <p>国民健康保険組合</p> <p>国 1/4 保険料 3/4</p> <p>※支給額42万円のうち上乗せ4万円分について国庫補助あり</p>	<p>&lt;国民健康保険組合に對する国庫補助&gt;</p> <p>裁量的経費</p> <p>&lt;上乗せ4万円に對する国庫補助&gt;</p> <p>裁量的経費</p>	<p>適用あり</p> <p>適用あり</p>	<p>地方自治体との交付手続き等は、なし</p> <p>自治体との手続きは国民健康保険のみ。</p> <p>&lt;国民健康保険&gt;</p> <p>①交付申請 ②交付決定 ③実績報告</p>

# 現行の子ども・子育て支援関連事業の整理表

## ③その他の給付

	実施主体	負担割合 (平成22年度)	義務/裁量	補助金適正化法の適用	国と地方自治体との交付手続
児童扶養手当給付費負担金	都道府県、市、福祉事務所設置町村	 国 1/3 都道府県・福祉事務所設置町村 2/3 ※昭和60年7月以前の認定者に対する給付は国10/10	義務的経費	適用あり	①交付申請 ②交付決定 ③実績報告 ④精算確定 (追加交付あり)
特別児童扶養手当	国	 国 10/10	義務的経費	—	国から直接受給者に支払われるため地方自治体との交付手続き等は、なし (認定は都道府県知事)
児童入所施設措置費等国庫負担金	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村	 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1/2 ※ただし、市町村が行う母子生活支援施設及び助産施設については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	義務的経費	適用あり	①交付申請 ②交付決定 ③実績報告 ④精算確定 (追加交付あり)

## 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について

○ 補助金等適正化法の適用を受ける「補助金等」は、名称の如何（負担金、交付金、補填金等）に関わらず、次の3つの性格を有するものと解されている。

- ① 相当の反対給付を受けない（片務性）
- ② 相手方がこれによって「利益を受ける」（受益性）
- ③ 用途が特定されている（特定性）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

### 《補助金等適正化法の適用を受けない例》

- ◆ 委託費…国の事務事業を執行させるものであり、「片務性」がない。
- ◆ 損失補償金…国の行為によって受けた損失を補償するものであり、「受益性」がない。
- ◆ 地方交付税交付金…用途が特定されていない、「特定性」がない。

(注) 用途が比較的広範な目的とされている包括補助金は、「特定性」がある。(例：ソフト交付金)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について

○ 用途が限定される交付金は、補助金適正化法の適用を受けることとなる。なお、政府で検討を進めている「一括交付金」も、補助金適正化法の適用を受ける方向で検討されている。

○ 補助金適正化法においては、事業完了後の実績報告、額の確定・精算等が義務づけられている。  
※確定・精算を免除するためには、用途の限定を外すことが必要

○ 補助金適正化法の適用を受ける場合には、  
・市町村からの交付申請について、国で内容の適正性を等を調査の上、交付決定を行う  
→用途が限定される  
・実績報告、確定・精算作業を通じて、交付金の使用実績が把握できる  
こととなる。

## 【参考】

### 義務的経費（国庫負担金）と奨励的経費（国庫補助金）

○現行制度上、国から地方に財政支援を行う方式は、以下のとおり整理される。

- ①義務的経費（国庫負担金 ～例：保育所運営費国庫負担金 など）
    - ・ 特定の事業目的に使用は限定。
    - ・ 事業に対して負担することが法的に義務づけ。
    - ・ 事業終了時に不足が生じても、国から地方に追加交付がなされる→財源保障が強い。
  - ②奨励的経費（国庫補助金 ～例：児童育成事業費補助金 など）
    - ・ 特定の事業目的に使用は限定。
    - ・ 事業を実施するか否かについて地方の裁量がある。
    - ・ 国の予算の範囲内での財政支援にとどまり、事業終了時に不足が生じても追加交付がない。→財源保障が弱い。
- ※ 交付金（例：次世代育成支援対策交付金 など）
- ・ 複数の事業メニューを一本化し、事業の選択は地方に委ねられる。
    - メニューの範囲内での事業実施、補助の方法について地方の裁量。
  - ・ 国の予算の範囲内での財政支援にとどまり、事業終了時に不足が生じても追加交付がない。→財源保障が弱い。



○それぞれの方法によって、財源保障の強さ、地方の自由度に差が生じる。  
※特に裁量的経費とした場合、個人に受給権のある給付に不足が生じるケースも想定。

### (3) 包括交付金の基本的考え方

○基本制度案要綱では、「市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として、市町村に対して必要な費用を交付する」とされている。

○これを踏まえ、子ども・子育て包括交付金については、次のとおり考えてはどうか。

・市町村は、新システムの給付・事業について中期的（5年間程度）に取り組み内容を盛り込んだ「市町村新システム事業計画（仮称）」を策定することとし、子ども・子育て包括交付金は、これに必要な費用を包括的に交付するもの。

・具体的には、市町村は、「市町村新システム事業計画」に沿って毎年度「実施計画」を策定し、国はその所要額を市町村に交付する。

○上記を前提としつつ、具体案を検討する際には、以下の点を踏まえることが必要ではないか。

<論点>

① 交付額に不足が生じた場合の措置（財源保障）

※ 特に、子ども・子育て包括交付金には、市町村事業と並んで、受給権が保障された個人給付が含まれていることに留意が必要。

② 市町村の裁量の確保

【イメージ1】

- 渡し切りの交付金として、毎年度の所要額を包括的に交付する。
- 各年度の返還・追加交付は行わない（市町村新システム事業計画の期間ごとに返還・追加交付を行う）。
- 交付金額に不足が生じた際の対応として、
  - ・ 大幅な不足時は、変更計画を作成し交付金の変更申請を行う。
  - ・ 小幅な不足時は、期間最終年度の確定・精算を踏まえ、追加交付により対応する。→ 市町村新システム事業計画に盛り込まれた内容であれば、年度間の融通、事業間の融通を柔軟に認めることも考えられる。

<メリット>

- 渡し切りの交付金であり、市町村の自由度が高い。

<課題>

- 現在個別の事業ごとに定められている役割分担及び費用負担割合が分かりにくくなる。
- 地方財政法で区別されている義務的な経費（国庫負担金）と裁量的な経費（国庫補助金）を統合されると、地方は義務的な経費を確実に実施することとなるため、裁量的な経費の実施に必要な国費が不足するおそれ。
- 不足時の財源保障が別途必要。  
（個人給付については、受給権が発生→個々の市町村で一時的に不足が生じる可能性）
- 渡し切りの交付金にしても、義務的な経費については、年度間融通はできない。

## 【イメージ2】

- 受給権が保障された個人給付分は義務的な負担金として交付する。
  - 毎年度確定・精算を行い、不足額については追加交付で対応する。
  - 個人給付（子ども手当、幼保一体給付等）ごとに一括交付。
- 市町村事業分は奨励的な補助金として交付する。

## <メリット>

- 個人給付分について、毎年度追加交付により不足額が措置されることから、財源保障が強い。

## <課題>

- 市町村の自由度をどう考えるか。 ※個人給付は受給権が保障され義務的に支出される。
  - 市町村新システム事業計画を策定する際に、市町村は地域の保育ニーズを踏まえ「子ども園」と「多様な保育」の配分について裁量を有するなど、計画策定の中で一定の自由度は確保されている。
  - 奨励的補助金部分について、以下のとおりとすることとも考えられる。
    - ※国の負担割合の定めを置かないことを前提
    - ・ 各年度の返還・追加交付を不要とし、渡し切りとする（市町村新システム事業計画の最終年度終了後に確定・返還・追加交付）
    - ・ 市町村新システム事業計画に盛り込まれた内容であれば、年度間の融通、事業間の融通を柔軟に認める。
- また、個人給付（現金給付と現物給付）と市町村事業を区分して交付することについてどう考えるか。

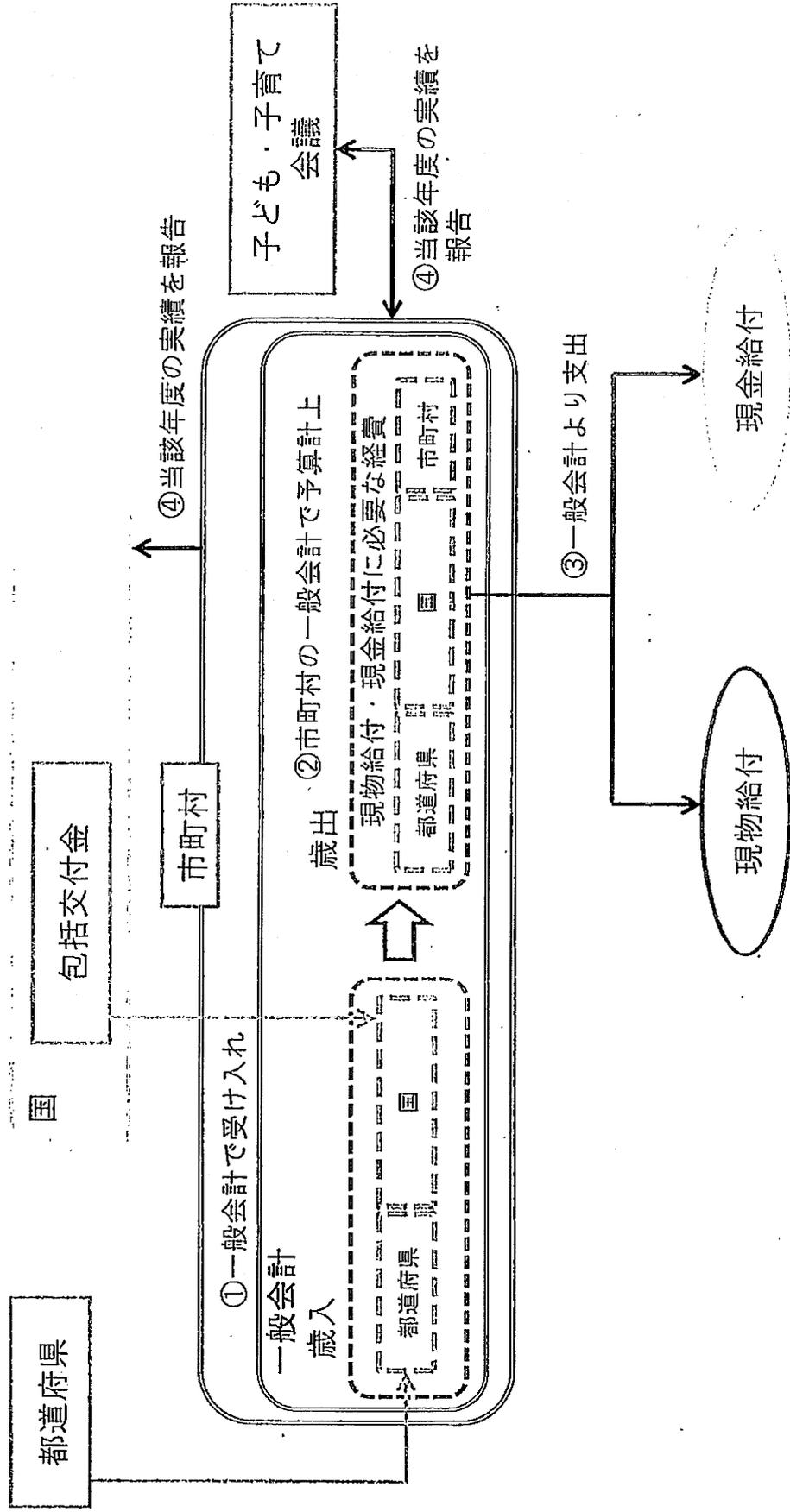
## 2 市町村における会計

### 【考え方】

- 子ども・子育て包括交付金（仮称）は、地方においても確実に「子ども・子育て」のために使われるように担保され、また、実績が事後的に把握可能な仕組みが必要であり、市町村においてもこの趣旨が確保される会計方法を採用する必要がある。
- 使途実績については、費用負担者や地域の子育て関係者から構成される「子ども・子育て会議（仮称）」に報告し、使途・効果の点検・評価を行い、PDCAサイクルにより事業を運営することを検討。
- 子ども・子育て包括交付金が補助金適正化法の適用を受けると整理した場合、実績報告、確定・精算手続きを通じて、使途の限定、把握が可能となる。  
※政府で検討中の「一括交付金」も、補助金適正化法の適用ありと整理する方向。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）について、各年度の返還・追加交付を不要とし、市町村新システム事業計画の期間終了時の返還・追加交付とずる場合は、剰余金が年度を超えて「子ども・子育て支援」に充てられるための仕組みが必要となる。

案1 (市町村の一般会計で対応)

- ①国からの交付金について、市町村の一般会計で受け入れ。
- ②所定の負担割合に基づく市町村負担分と合わせて、一般会計で予算計上。
- ③一般会計より支出。
- ④年度終了後に実績報告。(報告先：市町村の子ども・子育て会議、国)



## 案1 (市町村の一般会計で対応)

### 《メリット》

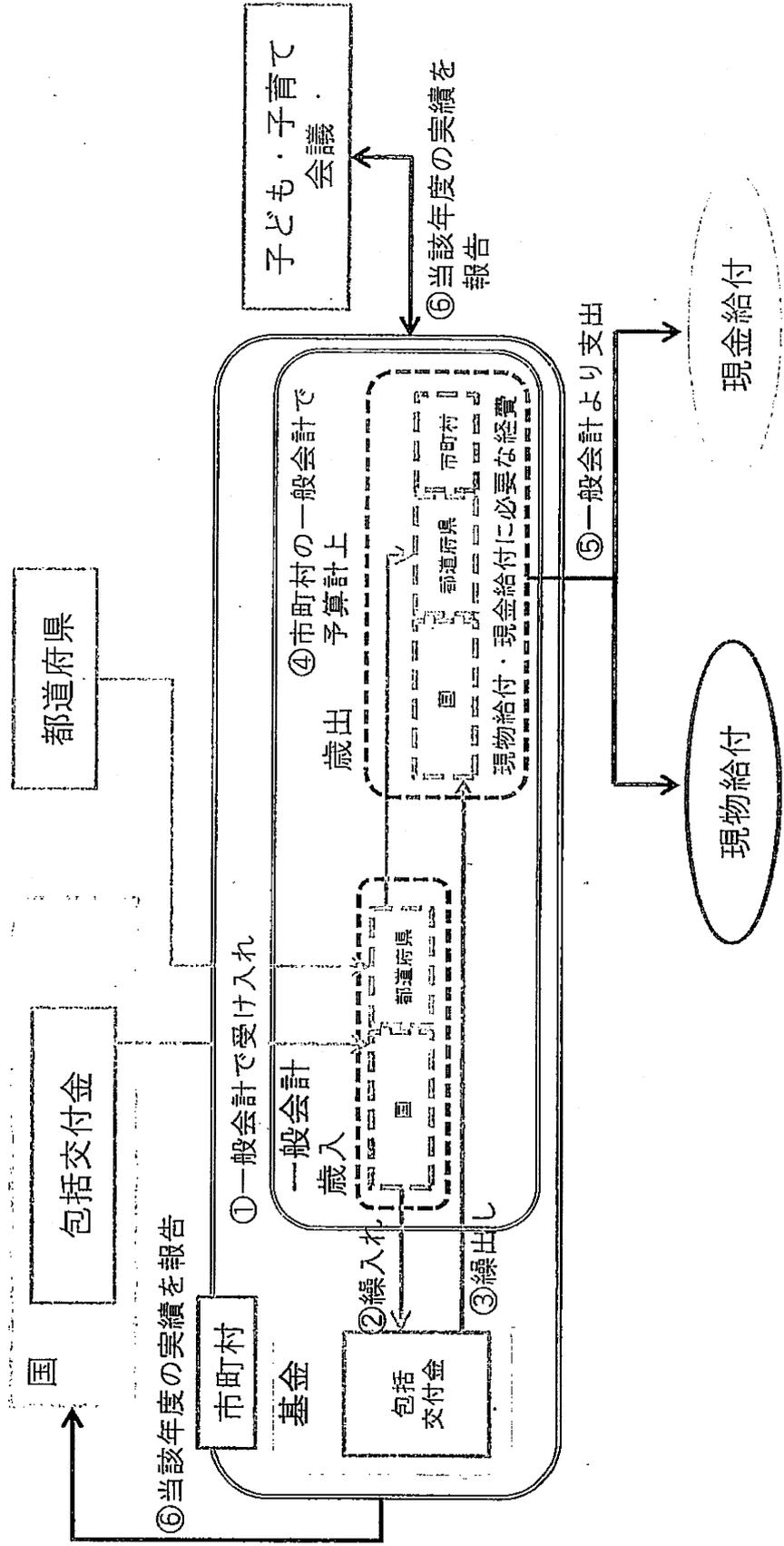
- 現行の制度で対応可能（特別会計の新設は不要）。

### 《課題》

- 「子ども・子育て支援」に確実に使われるための仕組み、使途実績を把握するための仕組みは十分か。
  - 補助金適正化法の適用を受けるため、交付申請・決定、実績報告、精算確定の流れで、使途の限定、把握は可能となる。
  - 市町村予算における款項目の立て方により、使途の把握が容易になる。
  - さらに、市町村の子ども・子育て会議が包括交付金を活用した事業に關与する（対象事業の決定、事業実績の評価、財務内容のチェックなど）ことにより、使途の限定、実績把握の実効性を高めることも考えられる。

案2 (市町村に基金を設置)

- ① 国からの交付金を市町村の一般会計で受け入れ。
- ② 市町村の一般会計から基金に繰入れ。
- ③ 基金からの一般会計に繰出し。
- ④ ③の繰出し分、所定の負担割合に基づく市町村負担分をあわせて一般会計で予算計上。
- ⑤ 一般会計より支出。
- ⑥ 年度終了後に実績報告。(報告先：市町村の子ども・子育て会議、国)



## 案2 (市町村に基金を設置)

### 《メリット》

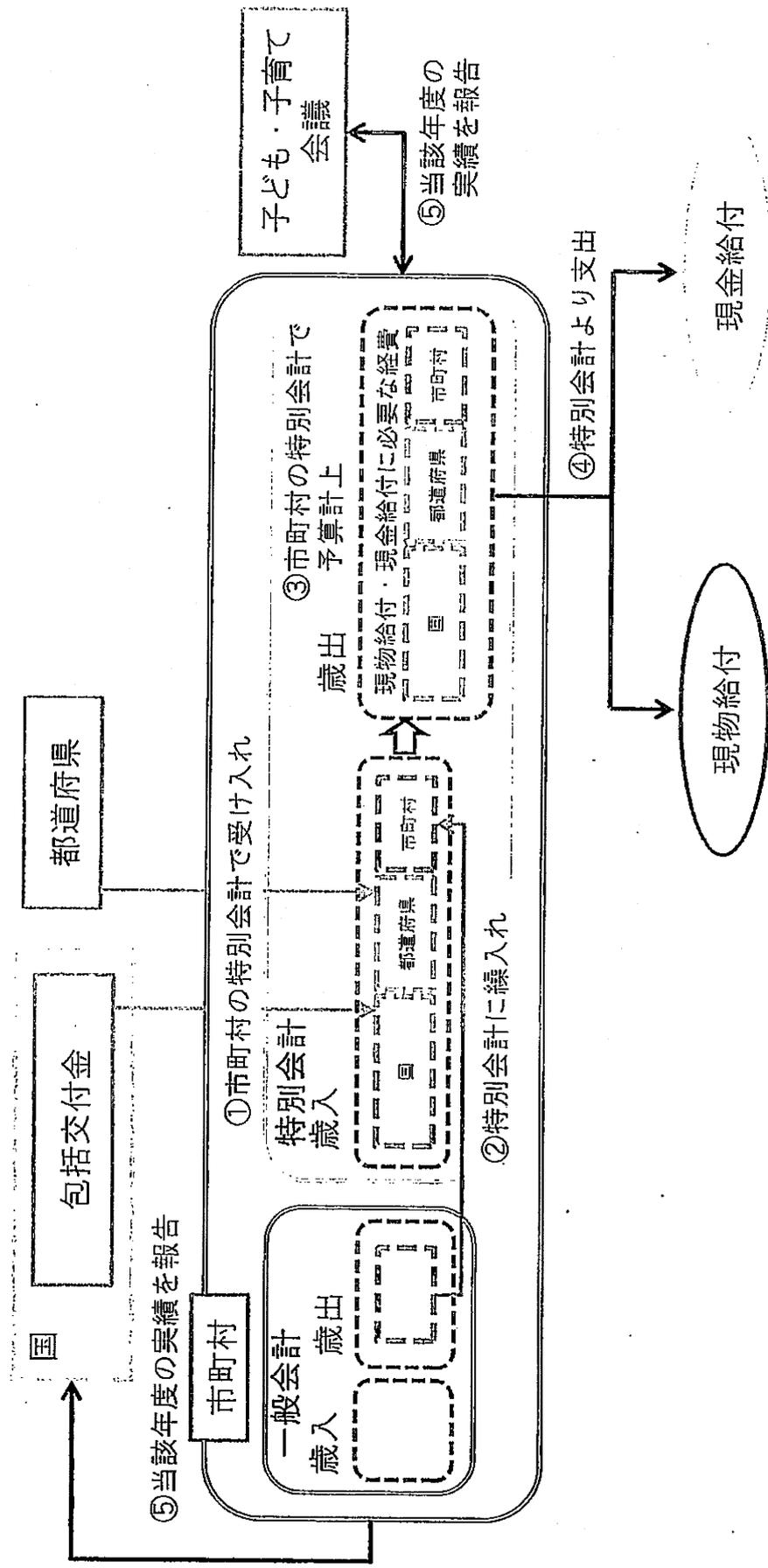
- 特別会計の設置は不要。(市町村は条例により基金の造成を行う必要がある。)
- 国費が子ども・子育て支援のために用いられることが見えやすい。
- 複数年度にまたがる計画的な事業遂行が可能。(剰余金については基金に繰り戻すことにより、「子ども・子育て支援」の財源として繰り越しが可能となる。)

### 《課題》

- 国の負担割合を定めた場合には、年度間の資金融通は法制上困難。(毎年度、確定・精算手続が必要となるため)
- 裁量的な経費について、市町村が基金を取り崩した経費の使途、市町村負担分の使途を個別に把握するための仕組みが必要。  
→市町村の子ども・子育て会議が包括交付金を活用した事業に関与する(対象事業の決定、事業実績の評価、財務内容のチェックなど)ことにより、使途の限定、実績把握の実効性を高めることも考えられる。
- 国の補助金を毎年度恒常的に受け入れる地方の基金の例はない。

案3 (市町村に特別会計を設置)

- ① 国からの交付金について、市町村の特別会計で受け入れ。
- ② 所定の負担割合に基づく市町村負担分を一般会計から特別会計に繰入れ。
- ③ 特別会計で予算計上。
- ④ 特別会計より支出。
- ⑤ 年度終了後に実績報告。(報告先：市町村の子ども・子育て会議、国)



### 案3 (市町村に特別会計を設置)

#### 《メリット》

○子ども・子育て支援のための経理の明確化が図られる。

#### 《課題》

○市町村における事務手続きが煩雑となる。

○特別会計に批判的な目が向けられる中で、特別会計の新設が妥当か。

○特別会計の設置の義務づけは「特定の歳入をもって特定の歳出に充てる」場合に限られている。

#### 【参考1】 地方自治法

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

#### 【参考2】 市町村に設置義務がある特別会計（公営企業以外）

→ 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、農業共済

## (参考) 基金の設置について

### ○基金設置の種類

- ①財産維持目的 … 基本財産の維持、運用益の処分（運用益による事業等）
- ②資金積立目的 … 将来の目的に備えて、資金の積立を行う基金
- ③定額資金運用目的 … 特定の事務又は事業の運営手段の必要から設けられる基金

### ○基金設置の根拠（地方自治法）

- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならぬ。
- 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
- 5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合には、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

### 3 国における会計について

【考え方】

- 基本制度案要綱では、国、地方のほか事業主等も必要な費用を負担することを明記している。
- 費用負担者との関係では、子ども・子育て新システムに特化した財源として経理する必要がある、一般の歳入歳出とは区分して経理する必要があるのではないか。
- 運営の透明化の方策の検討（費用負担者などから構成される子ども・子育て会議による実績・財務状況の手エックなど）が求められるのではないか。

## 5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
  - (1) 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
  - (2) 所得制限は設けない。
  - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
  - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
  - (5) 公務員については、所屬庁から支給する。
  - (6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
  - (7) 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
  - (8) 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
  - (9) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
  - (10) 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

4. 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3.に掲げる適切な措置を講じるにあわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。

5. 3.及び4.に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2.に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。

6. 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。

7. 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3.に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣  
(少子化対策)

## 子ども・子育て新システムと障害児童福祉、社会的養護

—子ども家庭福祉サービス供給体制検討の視点から—

淑徳大学総合福祉学部教授 柏女 霊峰

### 1. 子ども・子育て新システムの背景

今、わが国においては、子どもを生き育てにくい社会が急速に進行している。出生率の低下、統計史上最高を更新し続ける子ども虐待件数と保育所・放課後児童クラブ入所児童数、待機児童の存在がそれを示し、社会的養護の下にある子どもも増加している。子どもが育つこと、子どもを生き育てることを社会が正当に評価していないため、子育ての苦勞が喜びを上回り、厭われていく。子ども虐待死亡事例が後を絶たず、こうのとりのゆりかごには、毎年20人の子どもたちが預け入れられていくなど、制度が機能しない事態も進行している。

子ども家庭福祉制度は、児童福祉法制定当初の前提条件が崩れたにもかかわらず、基本的に当時の体系を維持している。高齢者や障害者福祉制度がシステムの一般化を図り、子ども家庭福祉制度に改革を迫り、先駆的制度(認定こども園制度、障害児施設給付制度導入)を経て、ついに「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を閣議決定する事態が到来した。

### 2. 現行システムの到達点と今後の方向—これまでの検討から

#### (1) 子ども家庭福祉サービス供給体制のこれまでとこれから(図-1)

##### ① 子ども家庭福祉サービス供給体制の地方間分権の到達点

サービス供給体制について市町村を中心として再構築する方向は時とともに支持されつつあるものの、その歩みは段階を踏みながらであり遅々としている。そして、現段階における到達点としては、障害児童福祉サービス供給体制に関しては市町村を中心に再構築する方向が検討され、また、その他の要保護児童福祉についても、現段階では、児童相談における市町村の役割強化や要保護児童対策地域協議会等の協議会型援助の定着を図りつつ、その基盤整備が進められている段階といえる。前国会で成立した児童福祉法一部改正(障害者自立支援法改正)において障害児通園施設入所決定権限の市町村移譲が盛り込まれており、平成24年4月から施行されることとなっている。

分権化を進めるためには、市町村実施による「地域性・利便性・一体性」の確保と都道府県実施のメリットと考えられている「効率性・専門性」との分立、整合性の確保が課題とされる。

##### ② サービス利用のあり方に関する到達点

制度創設以降、行政による職権保護に基づくサービス供給が論議されることはほとんどなかったが、1990年代半ばから保育所利用制度のあり方検討を出発点として論議が始まることとなる。公的介護保険制度や障害者支援費制度の導入ともあいまって、成人の社会福祉サービスの利用がいわゆる職権保護に基づく措置制度から利用者と供給者との契約に基づく制度に大きく転換されているなかであって、子ども家庭福祉サービスの利用制度については、親権との関係や職権保護の必要性から、保育所や助産施設、母子生活支援施設が行政との契約システムであることを含め、いわゆる行政によるサービス供給を図る制度が堅持されている。

しかしながら、平成18年10月からの認定こども園制度の導入や障害児施設給付制度の導入など子ども家庭福祉サービス利用のあり方をサービス利用者と供給者とが直接向き合う関係を基本に再構築する流れは、着実に広がりつつあるのが現状であるといえる。現在は、子ども・子育て新システムの検討において、保育サービス利用のあり方について介護保険を模した制度の検討が行われている。この場合には、契約を補完する福祉的システムが必要とされる。

## (2) 子ども家庭福祉サービス供給体制の今後の方向

### ①人間福祉の視点

人間福祉とは、人間の一生を包括的にとらえ、それぞれのライフステージの固有性(たとえば児童と高齢者など)に配慮しつつも、できる限り普遍的な視点に立つ福祉システムとして整備していくことが、人間の一生を通じた一貫した福祉サービスを保障することにつながるの仮説に基づく視点である。

人間福祉は、社会保障、社会福祉は、「年金、医療、介護」を保障するための橋げた政策としての「少子化対策」対策とに分断されるべきではなく、育児をも社会保障、社会福祉システムにしっかりと組み込み、いわば「年金、医療、育児、介護」の四つ葉のクローバーによって進めなければならない。

### ②子ども家庭福祉の今後の方向

現 行	将 来
(1) 都道府県中心	⇒ 市町村中心(都道府県との適切な役割分担)
(2) 職権保護中心	⇒ 契約と職権保護のバランス
(3) 施設中心	⇒ 施設と在宅サービスのバランス
(4) 事業主補助中心	⇒ 個人給付と事業主補助のバランス
(5) 税中心	⇒ 税を中心としつつ社会保険を加味
(6) 保健福祉と教育の分断	⇒ 保健福祉と教育の統合・連携
(7) 限定的司法関与	⇒ 積極的司法関与

## 3. 新システムの子ども家庭福祉サービス供給体制上の位置づけと意義

- ①職権保護中心から契約の導入へ
- ②施設中心(保育所)から施設と在宅サービス(子育て支援サービス)のバランス確保へ
- ③事業主補助中心から個人給付の導入へ
- ④税中心から社会保険の活用へ
- ⑤福祉と教育の統合・連携へ
- ⑥新システムは要保護児童福祉、障害児福祉分野を包含していない。

## 4. 残された課題

### (1)異なる2システムの併存と子ども家庭福祉の分断

都道府県中心・措置中心システムと市町村中心・契約中心システムとの併存、分断をどう考えるか。現在の子ども家庭福祉基礎構造の特徴は、①サービスの財源と実施主体が制度ごとにバラバラであること、②社会的養護は都道府県、保育・子育て支援は市町村と実施主体が不整合であること、③財源不足のためにいずれのサービスも小粒であること、である。このために、サービス間にトレードオフ関係が起り、縮小均衡が続くこととなる。

### (2)今後の方向

これを克服し、子ども家庭福祉の維新を迎えるためには、現在の子ども家庭福祉基礎構造を変えていくことが必要とされる。すなわち、①子育て財源の統合を図り(特に、残された課題である都道府県と市町村のトレードオフ関係の解消)、②実施主体、財源について市町村を中心に一元化し、③すべての子どもを対象とする包括的なシステムを創設し、④子育て財源の大幅増

加を図ることが必要とされる。そのことが、切れ目のない支援をもたらすこととなる。(子ども家庭福祉において、子どもの最善の利益を図る公的責任は必須である。そのことは、近年の子ども虐待問題の深刻さをみれば明らかである。しかし、その一方で、公的責任のみが重視されることは、人と人とのつながり、社会連帯の希薄化をますます助長することとなり、公的責任の範囲は限りなく拡大していくこととなる。また、公的責任の下におかれている子どもの存在を、社会全体の問題として考える素地を奪ってしまうことにもつながる。)

#### 5. 新システムの制度設計にあたって

根本的には、前述の残された課題の克服、すなわち、行政実施主体の一元化、サービス利用システムの改革が必要。

・市町村が入所の決定を行うに当たって児童相談所の意見を聴取することとすること、困難事例においては、市町村から児童相談所に援助依頼を行うことなどのシステム化を図ることが必要。市町村が児童相談所の支援より個別の援助指針の策定等を行い、費用負担も行う。また、児童相談所の市設置も要検討。

(1)新システムと障害児童福祉： 2010年12月3日成立の児童福祉法一部改正を踏まえること。

- ①一般施策における障害児支援の拡充を： 平成24年度から開始される個人給付型の障害児支援サービス「保育所等訪問支援事業」の受け皿としてのこども園における「障害児保育給付」の創設を(現在は障害児保育加算は一般財源化されており、地域格差拡大が指摘されている)。
- ②障害児に固有の施策と新システムとの乗り入れを進め、サービスの計画的整備や切れ目のない支援の確立を： 新システム財源と障害児支援財源が別々になればサービス間に新たなトレードオフ関係が生ずることとなり、縮小均衡(障害児の一般施策からの排除、両サービスとも増えないなど。)やサービスの切れ目をつくりだすことにつながる。たとえば、放課後児童クラブにおける障害児の受け入れと放課後児童デイサービスなど。
- ③新システムにおいて創設されるサービスを障害児とその保護者にも：一時預かりサービスは障害児や難病児童にも提供できるように。地域子育て支援拠点を整備するのであれば、たとえばおもちゃ図書館も対象に、など。

#### (2)新システムと社会的養護

- ①こども園を含む保育サービスにおける福祉的視点を担保すること(参考資料1)
- ②社会的養護サービスの地域化を進め、保育・子育て支援システムとの一体化を進めること：里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設と新システム
- ③社会的養護に固有の施策と新システムとの乗り入れを進め、サービスの計画的整備や切れ目のない支援の確立を：障害児支援と同様。

#### 文献

- 1) 柏女霊峰編(2005)『市町村発子ども家庭福祉—その制度と実践』ミネルヴァ書房
- 2) 柏女霊峰(2008)『子ども家庭福祉サービス供給体制—切れ目のない支援をめざして』中央法規
- 3) 柏女霊峰(2009)『子ども家庭福祉論』誠信書房

これまで、主として福祉の視点から、幼保一体化に対する懸念と考慮すべき事項について述べてきた。今回は、第3回で示された5つの案に対して、「福祉の視点が最大限考慮される」、「これまで積み重ねてきた保育実践を制度が無遠慮に壊さない」「保護者・利用者が混乱しない」という視点から考えてみる。

#### 1. 福祉の視点とは何か

- ・障害児を含め、可能なすべての子どもを対象とする:入所の応諾義務を必須とする。
- ・特別な配慮を要する子どもと保護者を守る:被虐待児童ひとり親家庭の子どもの優先入所
- ・ライフラインとしての役割:臨時休業の規定を置かない。
- ・生命や生活を大切にす:少なくとも3歳未満児は給食の外部搬入は避け、食育やアレルギー対策と配慮を重視する。
- ・生活の連続性を大切にす:0歳からの継続的な育ちを重視し、教育と保育を分断しない。
- ・負担能力に応じた負担を原則:保育料については家計に与える影響に配慮し、また、原則として保育料以外の付加的費用徴収をしない。
- ・子どもの最善の利益保障が必要な子どもの確実な利用と働きかけ:市町村における保育の実施義務と保護者に対する入所の勧奨義務の規定、保護者と施設長との調整規定。

#### 2. 第3案が妥当

- ・第1案は幼保一元化案といえるが、福祉的視点の全こども園での確保に懸念があり、かつ、制度が事業者のミッションや保育実践を浸食する可能性がある。
- ・それに近い現実的な幼保一体化案は第3案と考えられる。この場合は、こども園の認可を受けた園のすべてが、1の福祉の視点を持てるかどうか現実的な課題となる。つまり、学校であり、かつ、児童福祉施設である「こども園」の、一律、かつ、適切な認可基準ができるか否かが課題となる。また、そうしない場合は、一体化の過程でこども園にいくつかの類型が生ずることとなる。そして、そのことは保護者に分かりにくさをもたらし、適切な利用者支援を行わないと利用者の混乱を招く可能性がある。

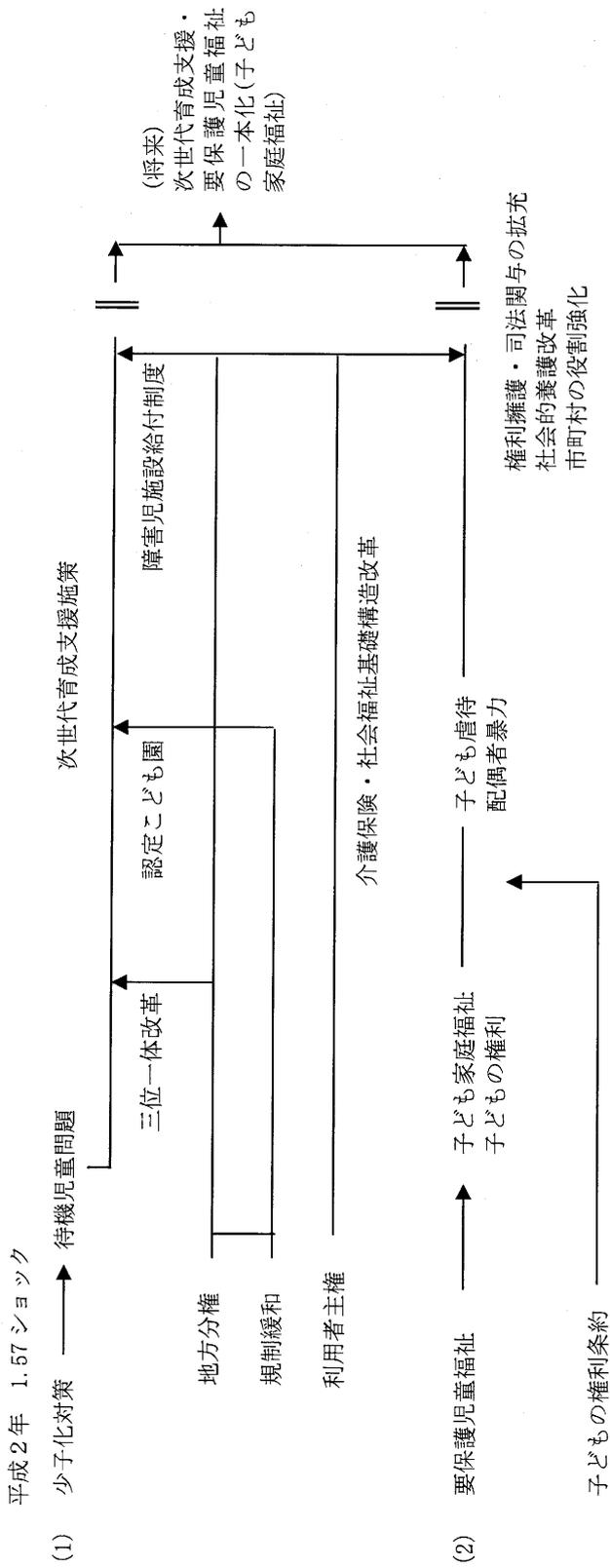
#### 3. 第4案にならざるを得ない場合

- ・3案において福祉的視点の確保が困難な場合は、第4案も考慮せざるを得ない。この場合、幼保一体化は後退することとなるが、すでに地域の実情に応じた機能のすみ分けができてい地域にあっては保護者にもわかりやすい。ただ、子どもは親の事情による分離が続く。これから確実に子ども数の減少が見込まれるなか、特に郡部における過当競争による子どもの利益を損なう事態は防止できる。もともと少子化対策特別部会がめざしていた案であり、新規参入は進めることができ、量の拡大は可能である。しかし、特に都市部において、幼保一体化のインセンティブをどのように図るかが課題となる。

#### 4. 第3案をめざして

- ・当面は第3案を軸として一体化へのインセンティブの働かせ方や基準を模索して行くことが妥当か。その際、常に1の福祉の視点に立ちかえりつつ進める。
- ・また、教育と保育とを分けて規定し、それを基準や単価に反映させると、これまで1日の流れのなかで養護と教育を一体として行われてきた保育所保育実践が大きく歪むことが懸念される。したがって、教育は機能と考え、「教育」と「保育」を時間で切り分けることは適当ではないと考える。

図-1 次世代育成支援・子ども家庭福祉サービス供給体制改革の動向と今後の方向



## 費用負担、社会的養護に対する意見について

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー  
三重県知事 野呂 昭彦

### ◆ 費用負担について

- 1 「社会全体で子ども・子育てを支える」との観点からの費用負担の考え方  
○費用負担のあり方については、国と地方の役割分担や責任の所在、事業主やサービス利用者の受益と負担が明確となる制度とすべきであり、財源の一本化には問題がある。  
○例えば、子ども手当に代表される現金給付は全額を国が負担すべきであり、それが明確になるように、国が担う現金給付とサービス給付、地方が担うサービス給付の財源を区分する財政スキームとすべきである。
- 2 新システム実現には、莫大な費用が必要と考えられる。今後増大すると考えられるサービス給付を含め、地方が安定的に、責任を持ってサービスを提供するためには、恒久的な財源の確保なくして制度実施に入るべきではない。
- 3 子ども・子育て勘定（仮称）は、単に財源を一本に集めることになり、国、地方、事業主等の役割分担や責任の所在などを一切考慮されず、説明責任が果たせず認められない。  
また、特別会計は、特定の事業の状況や費用対効果などが把握しやすくなる反面、地方会計の硬直化や行政の肥大化の懸念があり、必要性について十分議論すべきである。
- 4 子ども・子育て包括交付金（仮称）は、地域の自由裁量を拡大するための一括交付金の検討が進められているなか、行政目的で用途が限定され、地方分権改革を実現するための一括交付金ではないことから問題であると考えられる。

### ◆ 社会的養護について

- 1 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱では、社会的養護を都道府県事業として位置づけることが適当であるとしているが、国の責任と役割、地方の責任と役割が明確でなく、地域主権の理念に沿って今後十分議論すべきと考える。

## 基本制度 WT 第7回会合の議題に対する全保協の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

### 1. 費用負担について

- (1) 新システムの構築にあたっては恒久的な財源確保が前提とされている。財源なくして、新システムへの移行を断行しないこと。
- (2) 新システムは、質の向上をめざしていると認識している。そのためにも、質の向上を図るインセンティブが働く仕組みとすること。また、このための財源確保の道筋を明らかにすること。(具体的な質の向上にかかる項目は、別紙参照。)
- (3) 現金給付と現物給付のバランスを勘案し、とくに潜在的ニーズも含めた待機児童解消のためにも現物サービスの整備を図ること。
- (4) 「こども園(仮称)」の財源については、利用者からの利用料に加え、社会全体で子どもの育ちを保障するという理念にもとづき、社会全体(国・地方・事業者・個人)で費用負担する仕組みとすること。
- (5) 利用料については、定率の利用料とするとしても、減免措置を講じるとともに、経済的に厳しい若年層が子育て世代であることを踏まえ、利用者負担(現行では平均 4割)を 1 割程度に引き下げること。

### 2. 社会的養護について

- (1) 社会的養護が必要な子どもに対する支援も、「子ども・子育て新システム」の制度を構築する中で、あわせて検討すること。
- (2) 社会的養護が必要な子どもに対する支援を「子ども・子育て新システム」で行うためにも、質の向上を含め、必要な財源を子ども・子育て勘定(仮称)から給付する仕組みとすること。

### 3. 障害児に対する支援について

- (1) すべての子どもに対する保育の提供の視点から、障害のある子どもに対する支援も、「こども園(仮称)」や「子ども・子育て新システム」の制度を構築する中で、あわせて検討すること。
- (2) 障害のある子どもたちが利用できるよう、すべての「こども園(仮称)」に応諾義務を課すこと。
- (3) 障害のある子どもたちに必要な保育を提供することができるよう、専門性を持った保育士の配置・養成等をはかり、体制整備を図ること。
- (4) 障害児保育の財源は現在、地方一般財源により措置されていることから、市町村によって格差が生じている。新システムにおいては、障害児保育も子ども・子育て勘定(仮称)から給付する仕組みとすること。
- (5) 放課後児童クラブにおいて障害のある子どもを受け入れるためには、専門性を持った指導員を配置・養成し、受け入れ態勢を整えることができるようにすること。

## 参考 質の向上を図るための「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準について

質を担保・向上するため、「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準は、児童福祉施設最低基準に定める保育所の最低基準および幼稚園設置基準のそれぞれの基準以上のものとする。

### 1. 職員配置基準

- (1) 現行の児童福祉施設最低基準(0歳児 3:1、3歳未満児 6:1、3歳以上4歳未満児 20:1、4歳以上児 30:1)以上とすること
- (2) さらに子どもの育ちを保障するためにも、中教審の学級編成の少人数化や全国の先進自治体の実態等を踏まえ、同年齢であっても発達・育ちに違いのある乳幼児の保育に必要な人員配置を図ることができるよう、職員配置基準の改善を図ること。
- (3) 「こども園(仮称)」の開所時間中は、基準以上の配置をすることができるような運営体制を図ること。
- (4) 保育士の研修への参加を可能とする職員配置を図ること。
- (5) 障害のある子どもや要支援の子ども等の保育を行うことのできる、専門性の高い保育士を継続的に雇用することのできるような体制とすること。

### 2. 職員について

- (1) 保育士資格を必須とすること。
- (2) 保育士等が安定・安心して雇用を継続することができるよう、保育士等の処遇を改善すること。
- (3) 保育の質の向上のため、研修権を保障し、保育士等が研修を受けることのできる運営体制をはかること。
- (4) 保育士のキャリアアップ・キャリアパスの仕組みを構築し、必要な措置を講じること。
- (5) 保育士の勤務時間については、例えば幼稚園教諭と同様、6時間の保育時間と2時間の研修および教材準備時間が確保されるようにすること。
- (6) 短時間・非常勤保育士の配置には一定の制限を図ること。
- (7) 施設長の資格を位置づけること。
- (8) 主任保育士の配置を明確にすること。
- (9) 看護師の配置を義務づけること。
- (10) 栄養士の配置をすること。
- (11) ソーシャルワーカーの配置を検討すること。

### 3. (保育環境)施設設備、面積基準

- (1) 子どもの育ちを保障するために十分な空間を確保すること。子どもの動作空間、単位空間を保障する面積基準のあり方について、国の最低基準を示すこと。  
(※全社協「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」報告書  
<http://www.shakyo.or.jp/research/09kinoukenkyu.html> 参照)
- (2) 給食を自園で提供するための調理設備を設置すること。
- (3) 屋外遊技場については必須とすること。

### 4. 保育内容・方法

- (1) 保育内容については、保育所保育指針を遵守すること。
- (2) グループ規模については、子どもの育ちを真に保障するために、児童福祉施設最低基準に規定するべき。その際には、各国の状況を参考に、養育のための集団の小規模化を図ること。

## 新システムにおけるいくつかの工夫の必要性

慶應義塾大学 駒村康平

### 1. セーフティネットのみならずより積極的支援の必要性

・先進国のいくつかでは、貧困家庭や困難な課題を抱えているこどもへの包括的な支援を導入している国が増えている。(アメリカのヘッドスタートヘッド・スタート(Head Start)、カナダのフェアスタート(Fair Start)、オーストラリアのベストスタート(Best Start)、韓国のウィスタート運動(We Start))

・新システム導入にあたって、セーフティネットの確保からより積極的に施策を進めて、「広義の困難な課題をもつ((貧困の世代間連鎖を防止するために)低所得家庭・一人親家庭、障害児、社会的養護を必要とする)こども」に対して「すばらしい人生にむけて(エクセレント、ファイン)へのスタート」を保証する包括的(要保護児童対策のみならず広く関連施策と連携する)、積極的支援を行うべきである<sup>1</sup>。(資料参照)

・そうした取り組みの効果について、検証し、より効果的なプログラム開発のための継続的調査研究が必要である。(英国においては、シュアスタート全国評価(National Evaluation of Sure Start=NESS)により政策実行、地域分析、効果分析がおこなわれている)

### 2. 公的契約について

・保育サービスを巡る事業者対消費者としての契約ではなく、「子育てのパートナー」(親支援も含めた)としての性格を明確にすべきである。

### 3. 企業・労働市場への働きかけ

・夜間保育、休日保育、病後・病児保育の充実は重要である。

・しかし、今後、かつて検討されたようなホワイトカラーエグゼンプションのような柔軟な働き方がより広範な労働者に対して求められる可能性もある。さらに企業のなかには、短期的な利益をより優先する例もある(一方、ワーク・ライフバランスを重視してダイバーシティな人材確保を進める先進的な企業も存在する)。

・企業、労働市場の要請に従って、夜間保育、休日保育、病後・病児保育といった保育サービスを無制限に拡充することは、制度維持(新システムの運営)の負荷を大きくする。

・過度に新システムに負荷がかからないように、企業にワーク・ライフバランスを進めるインセンティブを組み入れるべきである(支援も含めて)。この際に、その男女間の労働者で不利な扱いにつながらないように留意すべきである。(子ども政策と労働政策の連携)

---

<sup>1</sup> 被保護母子世帯、母子世帯に対する自立支援施策は親の就労などの支援に重きを置いているが、子ども自身に着目した支援を行うべきである。江戸川区、鉦路市、練馬区、埼玉県で低所得世帯の子どもに着目した支援が進められている。

#### 4. 質の保証、改善に向けた仕組み

- ・公定価格は、保育サービスの質の確保のためであり、漫然と質の向上の努力をしない施設を補助するものではない。
- ・保育サービスの質については、他の対人社会サービスがそうであるように定義・測定が困難であるため、現時点ではサービスを生み出す投入要素（この場合、中心は保育士などのスタッフの資格、経験、処遇）で質を代理するしかない。
- ・公定価格が質の担保につながっているか、人件費比率の透明化あるいはガイドラインの導入、そのほか、関連する情報が利用者に伝わり、質に対する施設の考え方がわかるような制度的な工夫が必要である。

以下は資料：出典は、OECD (2009), *Doing Better for Children*

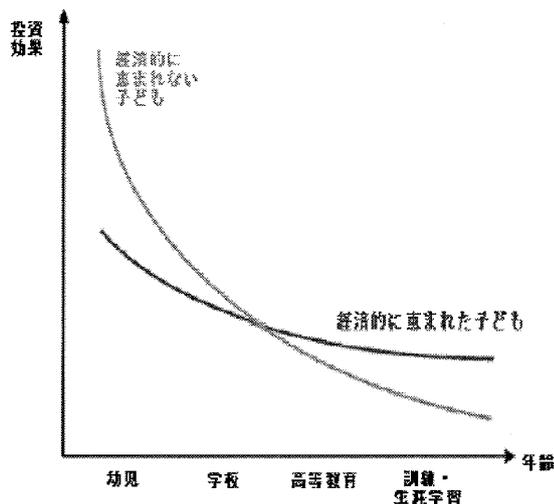
相対的に高くない日本の子どもたちの福祉（30カ国中の順位）

OECD30カ国の子どものウェルビーイングに関する政策指標の順位

	物質的豊かさ	住宅と環境	教育的ウェルビーイング	健康と安全	リスク行動	学校生活の質
1位	ノルウェー	ノルウェー	フィンランド	スロバキア	スウェーデン	アイスランド
2位	デンマーク	オーストラリア	韓国	アイスランド	日本・韓国	ノルウェー
3位	ルクセンブルク	スウェーデン	カナダ	スウェーデン	—	オランダ
4位	フィンランド	アイスランド	オランダ	デンマーク	ノルウェー	イギリス
5位	オーストリア	アイルランド	アイルランド	チェコ	スイス	スウェーデン
日本の順位	22位	16位	11位	13位	2位	データなし

出典：OECD (2009) p.23 より筆者作成

経済的に恵まれない子どもに対する早期の支援は効率性の高い社会投資



出典: European Expert Network on Economics of Education, adoption of Cunha et al. (2006)

出典：[http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme\\_pdf/education/20100610ecec.pdf](http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme_pdf/education/20100610ecec.pdf)

「包括的な子ども政策に向けて：OECD 諸国の潮流と日本の改革へ示唆するもの」

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第7回)	資料3
平成22年12月15日	

# 子ども・子育て支援施策にかかる 費用推計について

平成22年12月15日(水)  
第7回 基本制度ワーキングチーム  
説明資料

# 目次

1. 費用推計の前提(共通事項)
  - (1) 基本的考え方
  - (2) 対象範囲
  - (3) 諸前提
2. 主要な給付の費用推計の考え方(個別給付)
  - (1) こども園(仮称)
  - (2) 放課後児童給付
  - (3) 多様な保育サービス(延長保育等)
  - (4) 地域子育て支援拠点
  - (5) 一時預かり
  - (6) 妊婦健診
  - (7) 子ども手当
  - (8) 子育て休業給付
  - (9) 出産手当金

### 3. 子ども・子育て支援施策に係る費用推計

- (1) 現金給付の年次推移
- (2) 現物給付の年次推移
- (3) 現金給付＋現物給付の年次推移

### 4. 児童・家庭関係支出額

参考資料 - 子ども・子育てビジョン

## 1. 費用推計の前提（共通事項）

### （1）基本的考え方

- 本年1月に策定された「子ども・子育てビジョン」との整合性がとれるよう諸条件を設定。なお、ビジョン策定以降の動きを踏まえ「子ども手当」、「就学前教育」を新たに反映。
- 平成22年度予算ベースの試算を足下に、平成25・26・29・35年度までの推移を試算。

### （2）対象範囲

- 「子ども・子育てビジョン」との整合性を図るため、OECDの家族関係社会支出ベースで範囲を設定。

※ 新システムの給付として位置づけられているものよりも範囲が広がっている。

## <対象範囲の内訳>

現金給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども手当</li> <li>・ 育児休業給付</li> <li>・ 出産手当金</li> <li>・ 出産育児一時金</li> <li>・ 児童扶養手当・特別児童扶養手当</li> </ul>
現物給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども園（仮称）《認可保育所、幼稚園》</li> <li>・ 休日保育、病児・病後児保育、延長保育</li> <li>・ 放課後児童クラブ</li> <li>・ 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）（地域子育て支援拠点、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等）</li> <li>・ 妊婦健診</li> <li>・ 児童保護費（児童入所施設、障害児） ※母子生活支援施設等は含んでいない。</li> </ul>

（3）諸前提 ※ 下線部は、制度案要綱において新システムの対象として整理されていないもの

- 子ども・子育てビジョンベースで現物サービス量を拡充。
- ◆ 潜在的ニーズ（女性の就業率の上昇等）を反映。
- ◆ サービスの質の改善（配置基準の引き上げや給付水準の引き上げ）は今回の推計には含んでいない。
- 単価は現行水準のまま維持するものと仮定。
- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。（出生高位推計）

※ 端数処理（四捨五入）の関係で、合計額が一致しないことがある。

## 2. 主要な給付の費用推計の考え方（個別事業）

### (1) こども園（仮称）

※ 制度案要綱における「こども園（仮称）」を総称するもの。以下同じ。

#### I 基本的考え方

○ 保育の利用については、「子ども・子育てビジョン」における数値目標として、

・ 0-2歳児	75万人（H21年度）	→	102万人（H26年度）
・ 3-5歳児	140万人（H21年度）	→	139万人（H26年度）
・ 計	215万人（H21年度）	→	241万人（H26年度）

とされている。

○ 「子ども・子育てビジョン」や幼保一体化のあり方の議論を踏まえ、次のとおり分類して試算。

- ・ 0-2歳
- ・ 3-5歳（長時間利用、短時間利用の2つのケース）

## Ⅱ 0-2歳

### ＜ビジョンの考え方＞

- 3歳未満児の公的保育サービスの利用割合は、平成21年度末には対象児童の24%、潜在的な保育需要を合わせると、平成29年度には44%に達すると見込んでいる。女性の就業率が段階的に上昇することを勘案し、平成26年度までに35%の保育サービスの提供割合を目指す。

・ 0-2歳児 75万人（H21年度） → 102万人（H26年度）

### ＜今回推計の考え方＞

- 「子ども・子育てビジョン」の前提にしたがって試算するものとし、平成30年度以降は児童人口の減少を反映して試算。

（注1）今後の利用量の増分は、民間立で対応する前提で試算。

（注2）全員が長時間利用する前提でサービス量を試算。

- 公費負担割合を6割として試算（現行ベース）

### Ⅲ 3-5歳（現行の保育所利用に相当〔長時間利用〕）

#### <ビジョンの考え方>

- 3歳以上児の公的保育サービスの利用割合は、平成21年度末には対象児童の42%、潜在的な保育需要を合わせて、平成29年度には48%に達すると見込んでいます。女性の就業率が段階的に上昇することとを勘案し、平成26年度までに44%の保育サービスの提供割合を  
目指す。

・3-5歳児 140万人（H21年度） → 139万人（H26年度）

#### <今回推計の考え方>

- 「子ども・子育てビジョン」の前提にしたがって試算するものと  
し、平成30年度以降は児童人口の減少を反映して試算。

（注1）今後の利用量の増分は、民間立で対応する前提で試算。

- 公費負担割合を6割として試算（現行ベース）

#### IV 3-5歳（現行の幼稚園利用に相当〔短時間利用〕）

##### ＜今回推計の考え方＞

- 平成22～29年度における3-5歳児童人口推計値（注1）に幼稚園就園率（注2）を乗じて試算。

（注1）平成21年度の3-5歳人口（319万人）を起点とし、平成21年度において市町村行動計画（後期行動計画）策定に向けて各市町村が推計した平成26年度、平成29年度の3-5歳人口推計の合計値（平成26年度末：311万人、平成29年度末：290万人）を線形按分した値を各年度の3-5歳人口と仮定して試算。

（注2）平成18～21年度の「学校基本調査報告書」における幼稚園在籍児童数及び全児童人口（3-5歳）の推移を基に、平成22年度以降の幼稚園就園率（全児童人口（3-5歳）に占める幼稚園在籍児童数の割合）が約51%で推移すると推計。

- 平成30年度以降、児童人口の減少を反映して試算。
- 公費負担割合を5割として試算（現行ベース）

## (2) 放課後児童給付

### <ビジョンの考え方>

- 対象児童（小学校1～3年）の放課後児童クラブの利用割合は、潜在的需要を合わせて、平成29年度には40%に達すると見込んでいます。

平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す。

・ 81万人（H21年度） → 111万人（H26年度）

### <今回推計の考え方>

- 「子ども・子育てビジョン」の前提にしたがって試算するものとし、平成30年度以降は児童人口の減少を反映して試算。
- 公費負担割合を5割として試算（現行ベース）

(3) 多様な保育サービス（延長保育等）

<ビジョンの考え方>

○ 働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。

- ・ 延長保育  
79万人（H21年度） → 96万人（H26年度）
- ・ 休日保育  
7万人（H21年度） → 12万人（H26年度）
- ・ 病児・病後児保育  
延べ31万人（H20年度） → 延べ200万人（H26年度）

<今回推計の考え方>

- 「子ども・子育てビジョン」の前提にしたがって試算するものとし、平成30年度以降は児童人口の減少を反映して試算。
- 公費負担割合を5割として試算（現行ベース）

#### (4) 地域子育て支援拠点

##### ＜ビジョンの考え方＞

- 子育て家庭等の育児不安に対する相談・指導や親子が気軽に集うことのできる場を提供するなど、地域の子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）の設置を促進する。

・ 7,100か所（H21年度） → 10,000か所（H26年度）

##### ＜今回推計の考え方＞

- 「子ども・子育てビジョン」の前提にしたがって試算するものとし、平成27年度以降は10,000か所で平行推移するものと仮定して試算。

- 公費負担割合を10割として試算（現行ベース）

※ 事業の性質上、利用者負担は設定していない。

(5) 一時預かり

<ビジョンの考え方>

- 就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の一時的に子育てが困難となる際の保育等に対応する一時預かりサービスを拡充する。

・ 延べ348万人（H20年度） → 延べ3,952万人（H26年度）

<今回推計の考え方>

- 「子ども・子育てビジョン」の前提にしたがって試算するものとし、平成30年度以降は児童人口の減少を反映して試算。
- 公費負担割合を5割として試算（現行ベース）

(6) 妊婦健診

<ビジョンの考え方>

- 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦健診の公費負担により、妊娠の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。

<今回推計の考え方>

- 平成22年度予算を足下に、平成23年度以降児童人口の減少を反映して試算。

## (7) 子ども手当

### <ビジョンの考え方>

- 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもたちを対象として「子ども手当」を創設。

### <今回推計の考え方>

- 平成22年度は現行予算ベース（児童手当2月分を含む。）
- 平成23年度以降、各試算年度における0-15歳人口（出生高位推計）に基づき試算。（月額13,000円）

※ 仮に、子ども手当の額を1,000円引き上げた場合の追加費用

・0-15歳全年齢を引き上げ	+2,000億円
・0-2歳児を対象に引き上げ	+350億円

## (8) 育児休業給付

### <ビジョンの考え方>

- 育児休業給付により、育児休業中の経済的支援を行う。
- 育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度等の企業への制度導入・定着により多様な働き方を推進するとともに、(中略)、働く意欲と能力のある女性の再就職や就業継続の支援の促進など多様な働き方を選択できる条件を整備する。

### <今回推計の考え方>

- 平成22年度予算を足下に、各推計年度の出生見数(出生高位推計)、女性の就業率等に基づき試算。

- ◆ 新成長戦略(H22.6.18閣議決定)の内容を踏まえ、女性の就業率について、H21年(66.0%)→H32年(73.0%)をベースに線形按分した率により試算している。

## (9) 出産手当金

### <今回推計の考え方>

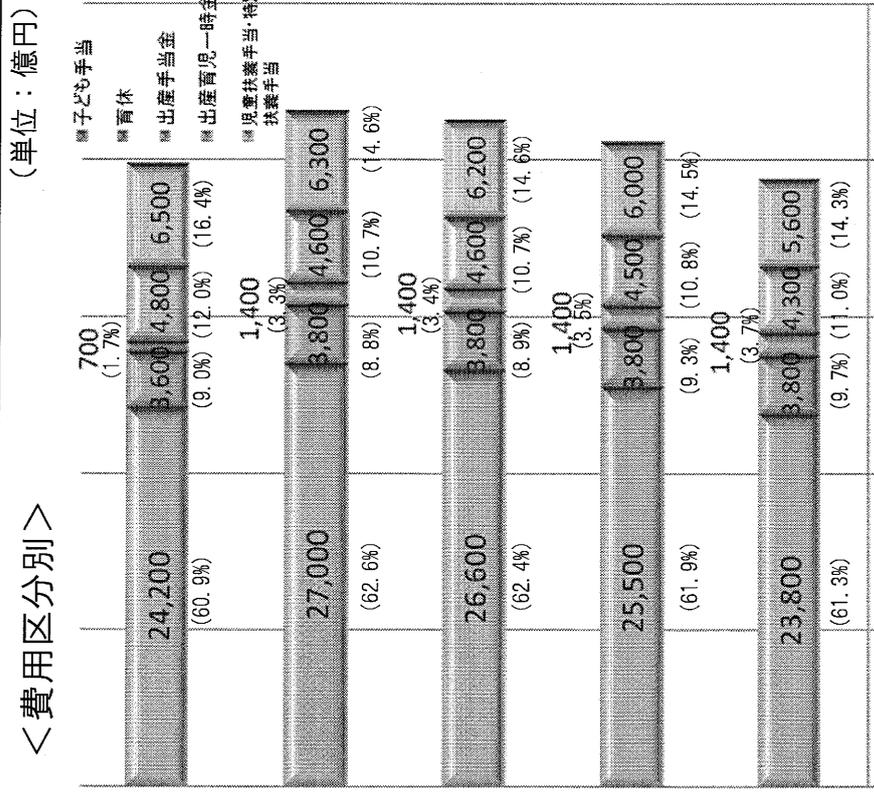
- 平成22年度予算を足下に、各推計年度の出生児数（出生高位推計）、女性の就業率等に基づき試算。
- ◆ 新成長戦略（H22.6.18閣議決定）の内容を踏まえ、女性の就業率について、H21年（66.0%）→H32年（73.0%）をベースに線形按分した率により試算している。

### 3. 子ども・子育て支援施策に係る費用推計

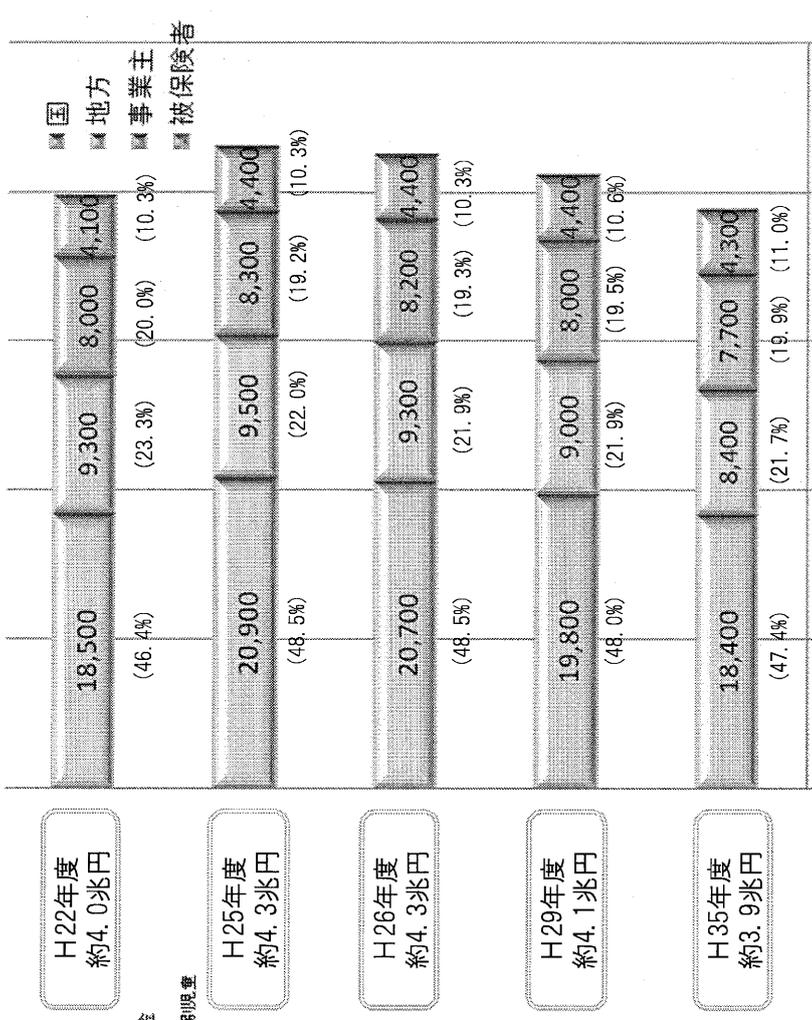
#### (1) 現金給付の年次推移

- 子ども手当は、児童人口の減少を反映して減少していく。(62.6% [H25] →61.3% [H35])
- 育児休業給付、出産手当金は、女性の就業率の上昇に伴い平成29年度まで増加していくが、その後児童人口減少の影響により増加要因が相殺され、ほぼ横ばい傾向となる。  
(女性の就業率：66.0% [H21] →73.0% [H32])

<費用区分別>



<財源構成割合別>



0 10,000 20,000 30,000 40,000 50,000

0 10,000 20,000 30,000 40,000 50,000

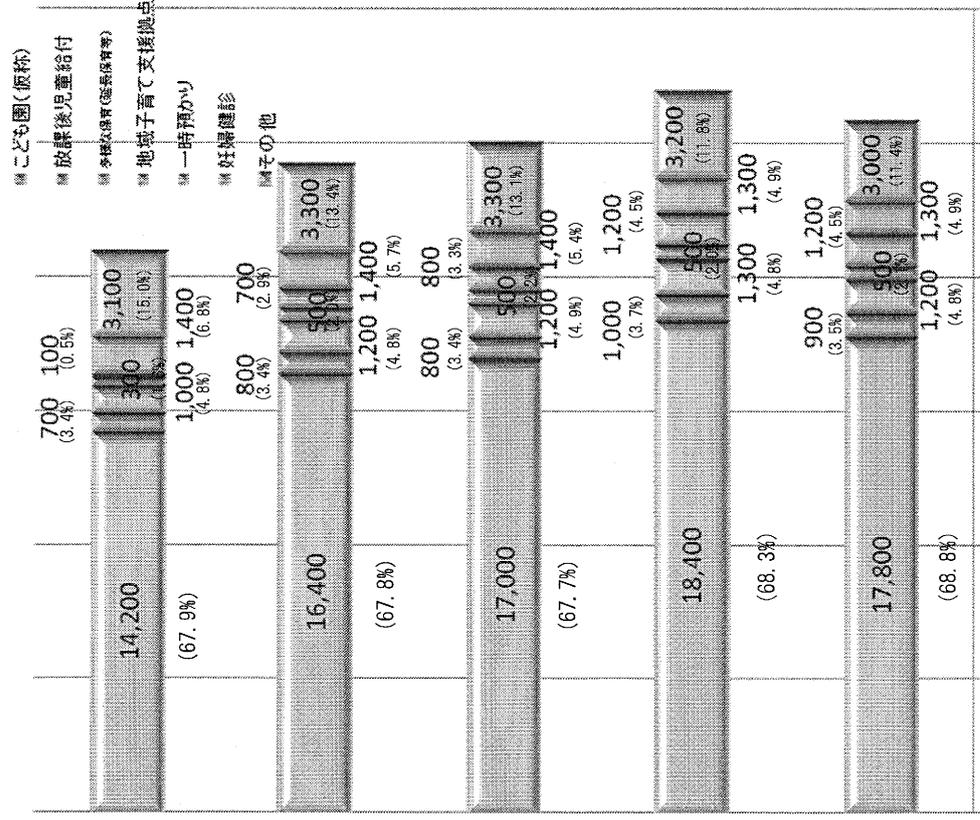
- ※ H22年度の子ども手当の額は10月分であり、児童手当2月分を含んでいる。
- ※ 地方負担及び事業主負担の金額には特例交付金が含まれている。  
H22年度：約1340億(地方)、約940億(事業主)  
H25年度以降：約1750億(地方)、約1130億(事業主)
- ※ 事業主負担の金額には、公務員分(約2500~2800億円)が含まれている

## (2) 現物給付の年次推移

- こども園（仮称）・放課後児童給付・一時預かり等は、子ども・子育てビジョンに基づき、平成29年度まで増加が続く。
- 妊婦健診は、児童人口の減少に伴いほぼ横ばい傾向。

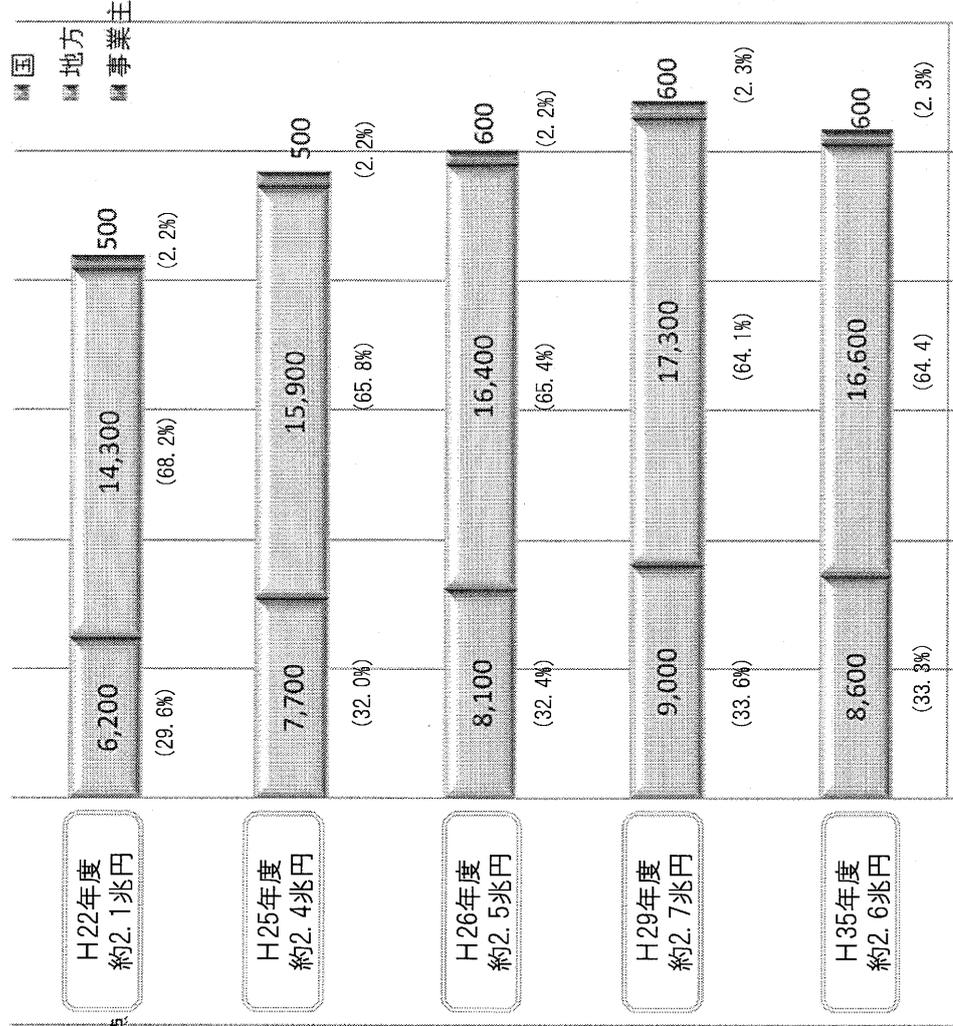
<費用区分別>

(単位：億円)



<財源構成割合別>

(単位：億円)

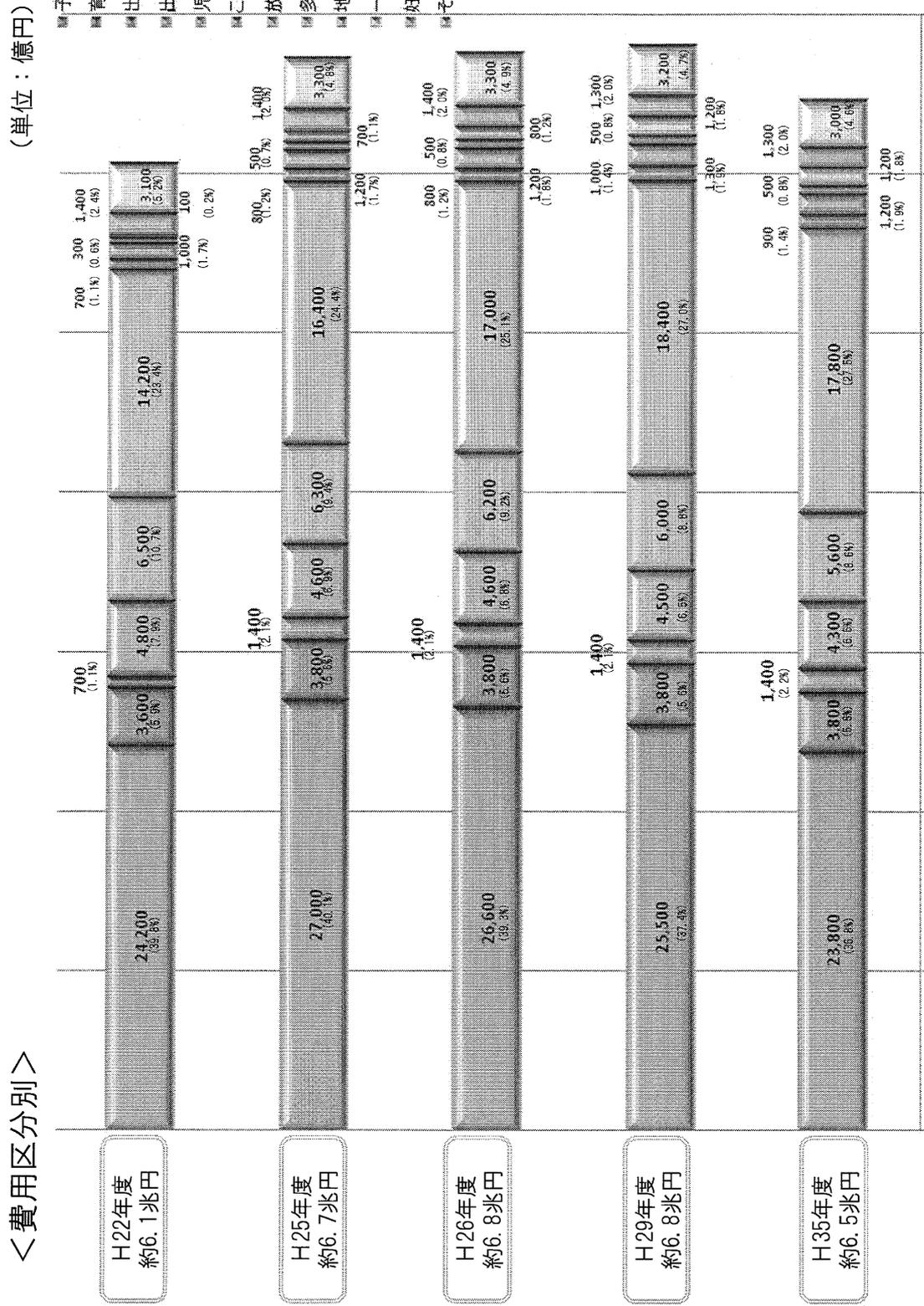


0 5,000 10,000 15,000 20,000 25,000 30,000

### (3) 現金給付＋現物給付の年次推移

○ 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。

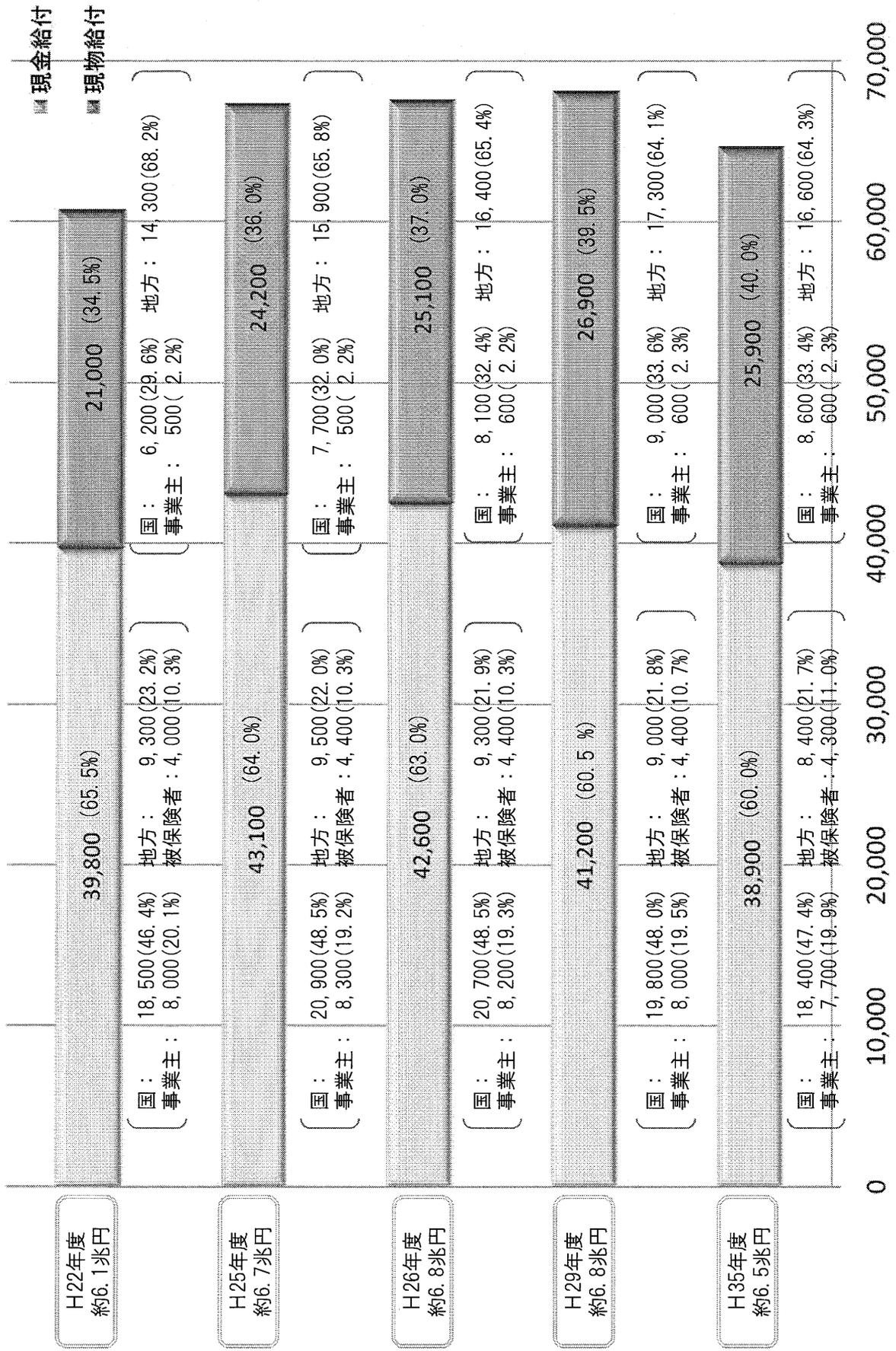
<費用区分別>



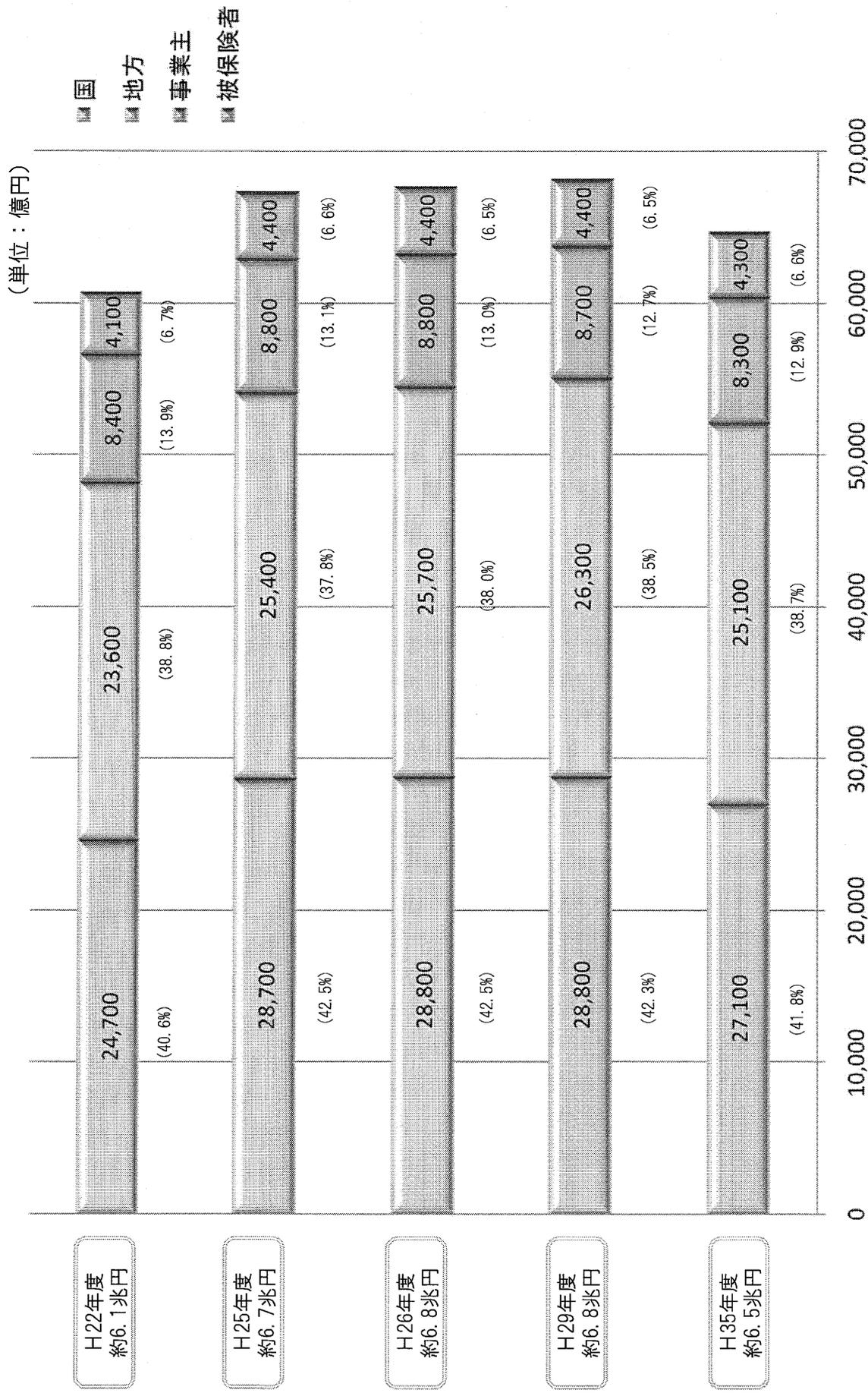
※ H22年度の子ども手当の額は10月分であり、児童手当2月分を含んでいる。

＜現金・現物別＞

(単位：億円)



### <財源構成割合別>



※ 地方負担及び事業主負担の金額には特別交付金が含まれている。  
 H22年度： 約1340億（地方）、約940億（事業主）  
 H25年度以降：約1750億（地方）、約1130億（事業主）

#### 4. 児童・家庭関係支出額

(1) 児童・家庭関係支出額 (平成22年度予算ベースの粗い推計)

	現物給付	現金給付
両立支援・保育・ 幼児教育給付(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・幼稚園 14,200億円</li> <li>・放課後児童クラブ 700億円</li> <li>・病児・病後児保育、休日、延長等 1,000億円</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 16,000億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業給付 3,600億円</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 4,300億円</p>
すべての子ども・ 子育てを支援する給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点 300億円</li> <li>・一時預かり 100億円</li> <li>・社会的養護 1,700億円</li> <li>・妊婦健診(14回分) 1,400億円</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 5,000億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当(児童手当2月分を含む) 24,200億円</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 35,500億円</p>
計	21,000億円	39,800億円

総合計 60,800億円

(2) 児童・家庭関係支出額（平成25年度ベースの粗い推計）

	現物給付	現金給付
両立支援・保育・ 幼児教育給付（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども園（仮称） 16,400億円</li> <li>・放課後児童給付 800億円</li> <li>・病児・病後児保育、休日、延長等 1,200億円</li> </ul> 計 18,400億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業給付 3,800億円</li> </ul> 計 5,200億円
すべての子ども・ 子育てを支援する給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点 500億円</li> <li>・一時預かり 700億円</li> <li>・社会的養護 1,800億円</li> <li>・妊婦健診（14回分） 1,400億円</li> </ul> 計 5,800億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当 27,000億円</li> </ul> 計 37,900億円
計	24,200億円	43,100億円

総合計 67,400億円

(3) 児童・家庭関係支出額（平成26年度ベースの粗い推計）

	現物給付	現金給付
両立支援・保育・ 幼児教育給付(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども園(仮称) 17,000億円</li> <li>・放課後児童給付 800億円</li> <li>・病児・病後児保育、休日、延長等 1,200億円</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業給付 3,800億円</li> </ul> 等
	計 19,000億円	計 5,200億円
すべての子ども・ 子育てを支援する給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点 500億円</li> <li>・一時預かり 800億円</li> <li>・社会的養護 1,900億円</li> <li>・妊婦健診(14回分) 1,400億円</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当 26,600億円</li> </ul> 等
	計 6,000億円	計 37,400億円
計	25,100億円	42,600億円

総合計 67,700億円

(4) 児童・家庭関係支出額（平成29年度ベースの粗い推計）

	現物給付	現金給付
両立支援・保育・ 幼児教育給付(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども園(仮称) 18,400億円</li> <li>・放課後児童給付 1,000億円</li> <li>・病児・病後児保育、休日、延長等 1,300億円</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 20,700億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業給付 3,800億円</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 5,300億円</p>
すべての子ども・ 子育てを支援する給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点 500億円</li> <li>・一時預かり 1,200億円</li> <li>・社会的養護 1,800億円</li> <li>・妊婦健診(14回分) 1,300億円</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 6,300億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当 25,500億円</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 36,000億円</p>
計	26,900億円	41,300億円

総合計 68,200億円

(5) 児童・家庭関係支出額（平成35年度ベースの粗い推計）

	現物給付	現金給付
両立支援・保育・ 幼児教育給付（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども園（仮称） 17,800億円</li> <li>・放課後児童給付 900億円</li> <li>・病児・病後児保育、休日、延長等 1,200億円</li> </ul> <p>等</p> <p>計 19,900億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業給付 3,800億円</li> </ul> <p>等</p> <p>計 5,200億円</p>
すべての子ども・ 子育てを支援する給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点 500億円</li> <li>・一時預かり 1,200億円</li> <li>・社会的養護 1,700億円</li> <li>・妊婦健診（14回分） 1,300億円</li> </ul> <p>等</p> <p>計 5,900億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当 23,800億円</li> </ul> <p>等</p> <p>計 33,700億円</p>
計	25,900億円	38,900億円

総合計 64,700億円

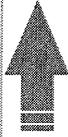
# (参考資料)

# 「子ども・子育てビジョン」

(平成22年1月29日閣議決定)

家族や親が子育てを担う

社会全体で子育てを支える



子どもと子育てを応援する社会

《個人に過ぎない希望の実現》

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト)

●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

## 基本的考え方

### 1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にす
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

### 2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

## 3つの大切な姿勢

○ 生命(いのち)と育ちを大切にす

○ 困っている声に応える

○ 生活(くらし)を支える

## 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

### 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支え、教育機会の確保を
  - ・ 子ども手当の創設
  - ・ 高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
  - ・ 非正規雇用対策の推進、若者の就業支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
  - ・ 学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
  - ・ 早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
  - ・ 相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
  - ・ 不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
  - ・ 潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
  - ・ 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
  - ・ 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
  - ・ 放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
  - ・ 小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
  - ・ 児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
  - ・ 障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
  - ・ 児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリー・ホームの拡充等)

### 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実を図られるように
  - ・ 乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
  - ・ 地域子育て支援拠点の設置促進
  - ・ ファミリー・サポート・センターの普及促進
  - ・ 商店街の空き店舗や学校の余裕教室、幼稚園の活用
  - ・ NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいや暮らしの中で安全・安心に過ごせるように
  - ・ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
  - ・ 子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
  - ・ 交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

### 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
  - ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
  - ・ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
  - ・ テレワークの推進
  - ・ 男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
  - ・ 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
  - ・ 一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
  - ・ 次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
  - ・ 入札手続等における対応の検討

# 主な数値目標等

**安心できる妊娠と出産**

〔現状〕 〔H26目標値〕

ONICU（新生児集中治療管理室）病床数 21.2床 ⇒ 25～30床  
（出生1万人当たり）

○不妊専門相談センター 55都道府県市 ⇒ 全都道府県 指定都市・中核市

**潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消**

〔現状〕 〔H26目標値〕

○平日昼間の保育サービス（認可保育所等） 215万人 ⇒ 241万人  
（3歳未満児の保育サービス利用率）（75万人（24%））（102万人（35%））

○延長等の保育サービス 79万人 ⇒ 96万人

○病児・病後児保育（延べ日数） 31万日 ⇒ 200万日

○認定こども園 358か所 ⇒ 2000か所以上（H24）

○放課後児童クラブ 81万人 ⇒ 111万人

**社会的福祉の充実**

〔現状〕 〔H26目標値〕

○里親等委託率 10.4% ⇒ 16%

○児童養護施設等における小規模グループケア46か所 ⇒ 800か所

**地域の子育て力の向上**

〔現状〕 〔H26目標値〕

○地域子育て支援拠点事業 7100か所 ⇒ 10000か所  
（市町村単独分含む）

○ファミリー・サポート・センター事業 570市町村 ⇒ 950市町村

○一時預かり事業（延べ日数） 348万日 ⇒ 3952万日

○商店街の空き店舗の活用による子育て支援 49か所 ⇒ 100か所

**男性の育児参加の促進**

〔現状〕 〔H26目標値〕

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合 10% ⇒ 半減（H29）\*参考指標

○男性の育児休業取得率 1.23% ⇒ 10%（H29）\*参考指標

○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間（1日当たり） 60分 ⇒ 2時間30分（H29）\*参考指標

**子育てしやすい働き方と企業の取組**

〔現状〕 〔H26目標値〕

○第1子出産前後の女性の継続就業率 38% ⇒ 55%（H29）参考指標

○次世代認定マーク（くるみん）取得企業数 652企業 ⇒ 2000企業

(参考)

新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算  
(ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

追加所要額：約0.7兆円(平成26年度)【～約1.0兆円(平成29年度)】  
 制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円(平成26年度)【～約1.9兆円(平成29年度)】

※施設整備費を除く

H21～26の必要費用累計額  
**10兆**  
 (現在の費用に量的拡大のみを加え粗く機械的に試算)

量的拡大試算

両立支援

- 【認可保育所等】 十 約3,000億
- 【放課後児童クラブ】 十 約300億
- 【育児休業給付】 十 約1,500億
- 【病児・病後児・休日・延長等】 十 約200億

すべての子育て家庭支援

- 【一時預かり】 十 約800億
- 【妊婦健診】 十 約700億(注3)
- 【地域子育て支援拠点】 十 約200億

その他(社会的養護)

【社会的養護】  
 十 約200億

制度的見直しを行うと  
 した場合の機械的試算

- 認可保育所の利用率1割とした場合 十 約6,900億
- 育児休業給付・仮に給付率80%とした場合 十 約2,000億

※施設整備費

【保育サービス】 十 約700億      【放課後児童クラブ】 十 約100億      【社会的養護】 十 約70億

※その他、上記試算に含まれない検討課題

施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- ・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
- ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
- ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。
- ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、施設整備費で約0.3兆円となる。



	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡事例	6名	5名	0名	0名	0名	1名	0名	12名
死亡事例以外	1名	6名	3名	6名	10名	9名	3名	38名
合計	7名	11名	3名	6名	10名	10名	3名	50名

【場所別】

	園内(室内)	園内(室外)	園外	合計
死亡事例	12件	0件	0件	12件
死亡事例以外	17件	11件	10件	38件
合計	29件	11件	10件	50件

2. 事故発生の主なケース

- ・午睡中に保育士が異変を発見し、病院搬送後死亡。
- ・おやつをのどに詰まらせ、窒息し死亡。
- ・登園中、道路に飛び出し乗用車と衝突。
- ・火傷を負った事例については、2件ともにポット等が倒れ子供にお湯がかかり負傷。
- ・鉄棒、ジャングルジム等から落下または自ら飛び降り、着地に失敗して骨折。
- ・廊下や保育室を走り転倒。



平成22年9月6日(月)  
 雇用均等・児童家庭局 保育課  
 電話:03(5253)1111  
 課長補佐: 岩崎(内線7925)  
 担当係: 保育係(内線7947)  
 直通:03(3595)2542

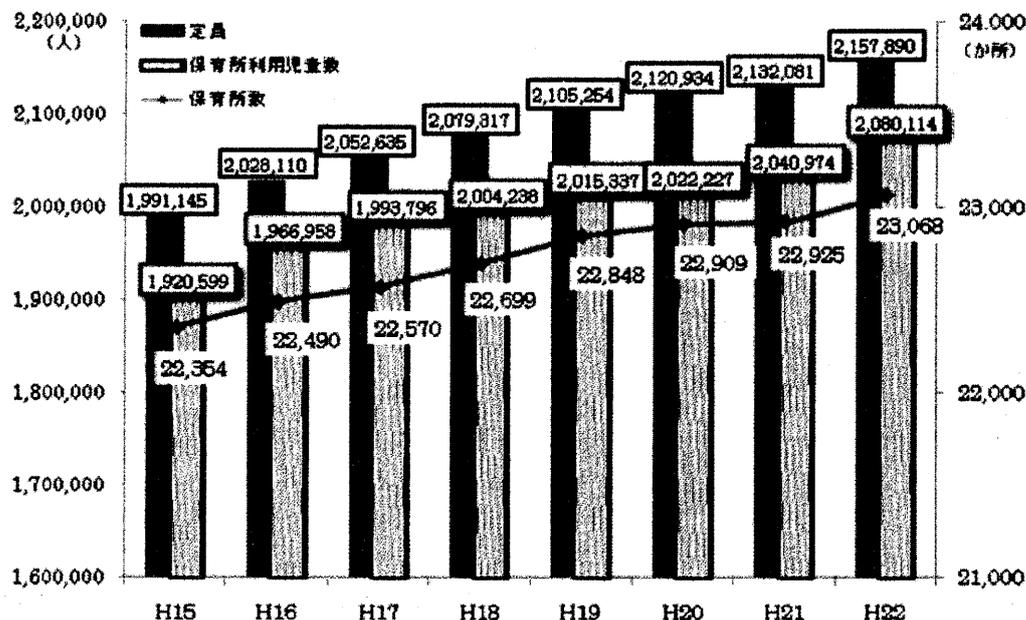
## 保育所関連状況取りまとめ(平成22年4月1日)

平成22年4月1日時点での保育所の定員や待機児童の状況を取りまとめました。

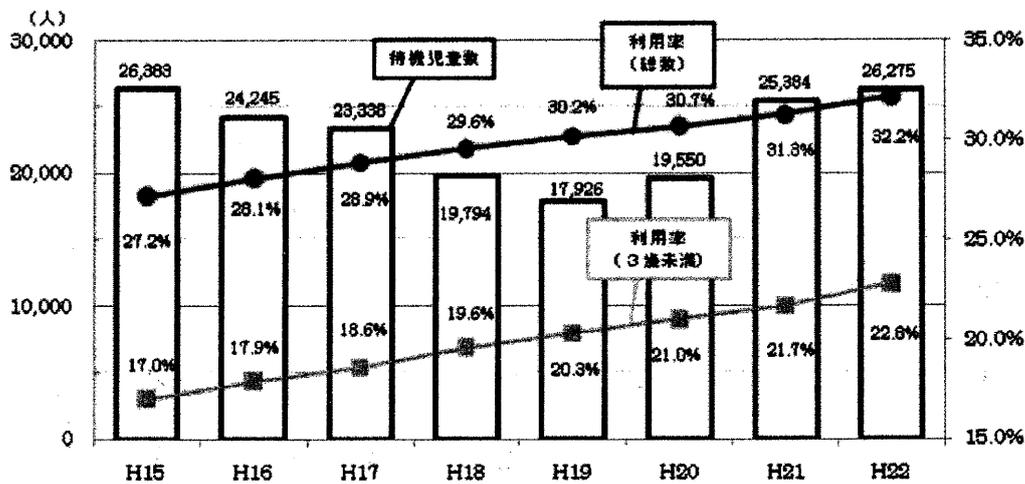
- 保育所定員は215万8千人  
 増加数)平成21年4月→平成22年4月:2万6千人  
 平成20年4月→平成21年4月:1万1千人
- 保育所を利用する児童の割合は3歳未満児で22.8%、1.1%の増加  
 保育所を利用する児童を年齢区別で見た割合では、3歳未満が22.8%(前年比1.1%増)、3歳以上では41.7%(前年比0.8%増)となっている。
- 待機児童数は26,275人で3年連続の増加  
 この1年間で増えた待機児童数は891人。4月時点での数としては、過去最多だった平成15年(26,383人)とほぼ同水準。増加の伸びは、前年(5,834人)に比べ鈍化した。  
 待機児童のいる市区町村は、前年より20減少して357。100人以上増えたのは、札幌市(438人)、川崎市(363人)、横浜市(262人)など8市区。  
 一方、大阪市(403人)、北海道旭川市(138人)、東京都杉並区(114人)の3市は100人以上減った。
- 特定市区町村は101  
 特定市区町村(※)は前年と同じ101(ただし、新たに特定市区町村になったのが11、今回外れたのが11)。  
 (※)50人以上の待機児童がいて、児童福祉法で保育事業の供給体制の確保に関する計画を策定するよう義務付けられる市区町村。

### 1. 保育所利用児童数等の状況

(保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移)



(保育所待機児童数及び保育所利用率の推移)



[表1] 保育所の定員・利用児童数等の状況

	保育所数	定員	利用児童数	定員充足率
平成21年	22,925	2,132,081人	2,040,974人	95.7%
平成22年	23,068	2,157,890人	2,080,114人	96.4%
うち公立	10,766	1,010,742人	890,484人	88.1%
うち私立	12,302	1,147,148人	1,189,630人	103.7%

- 施設数  
施設数は2万3千68か所で、前年に比べ143か所(0.6%)の増。
- 定員  
定員は215万7千890人で、前年から2万5千809人(1.2%)の増。
- 利用児童数  
保育所を利用する児童の数は208万114人で、前年から3万9千140人(1.9%)の増。  
1,009市区町村で約4万9千人増加した一方、658市区町村で約1万人の減少。
- 定員充足率  
定員充足率(利用児童数÷定員)は96.4%で、0.7ポイントの増。

[表2] 年齢区別の保育所利用児童の割合

	平成22年4月	平成21年4月
3歳未満児(0~2歳)	742,085人 (22.8%)	709,399人 (21.7%)
うち0歳児	99,223人 (9.2%)	92,606人 (8.4%)
うち1~2歳児	642,862人 (29.5%)	616,793人 (28.5%)
3歳以上児	1,338,029人 (41.7%)	1,331,575人 (40.9%)
全年齢児計	2,080,114人 (32.2%)	2,040,974人 (31.3%)

(保育所利用児童の割合: 当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数)

[参考] 年齢区別の就学前児童数

	平成22年4月	平成21年4月
3歳未満児(0~2歳)	3,254,000人	3,263,000人
うち0歳児	1,078,000人	1,101,000人
うち1~2歳児	2,176,000人	2,162,000人
3歳以上児	3,210,000人	3,257,000人
全年齢児計	6,464,000人	6,520,000人

※人口推計年報(各前年10月1日現在)

○保育所利用児童割合

就学前児童の保育所利用児童割合(保育所利用児童数÷就学前児童数)は32.2%で、前年(31.3%)に比べ0.9%の増加。うち、3歳未満児は22.8%で、前年(21.7%)に比べ1.1%の増加。

## 2. 保育所待機児童数の状況

	22年4月1日(A)	21年4月1日(B)	差引(A-B)
待機児童数	26,275人	25,384人	891人

[表3]年齢区分別の待機児童数

	22年利用児童数(%)	22年待機児童数(%)
低年齢児(0～2歳)	742,085人(35.7%)	21,537人(82.0%)
うち0歳児	99,223人(4.8%)	3,708人(14.1%)
うち1・2歳児	642,862人(30.9%)	17,829人(67.9%)
3歳以上児	1,338,029人(64.3%)	4,738人(18.0%)
全年齢児計	2,080,114人(100.0%)	26,275人(100.0%)

## ○年齢区分別待機児童数

低年齢児が全体の82.0%を占める。  
そのうち、特に1・2歳児(1万7千829人)が多い。

[表4]待機児童数の多い市区町村数

待機児童数	市区町村
100人以上	66(62)
50人以上100人未満	35(39)
1人以上50人未満	256(276)
計	357(377)

( )は21年4月1日の数値

## ○待機児童のいる市区町村数

待機児童がいる市区町村数は357(全市区町村の20.4%)で、前年より20の減。  
保育計画を策定しなければならない待機児童が50人以上の市区町村は101。  
待機児童数が100人以上は、前年より4市区町の増で66。

[表5]都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(%)	待機児童数(%)
7都府県・指定都市・中核市	1,083,031人(52.1%)	22,107人(84.1%)
その他の道県	997,033人(47.9%)	4,168人(15.9%)
全国計	2,080,114人(100.0%)	26,275人(100.0%)

## ○都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(政令指定都市・中核市含む)及び

その他の政令指定都市・中核市の合計は22,107人で、全待機児童の84.1%を占める。

## (データ出典)

保育所施設数、保育所定員及び保育所利用児童数

…20年以前—社会福祉行政業務報告(厚生労働省統計情報部)

…21年以降—福祉行政報告例(概数)(厚生労働省統計情報部)

待機児童数…保育所入所待機児童数調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

就学前児童数…平成20・21年人口推計年報(総務省統計局(各年10月1日現在))

- (資料1) 受入児童数(利用児童数)が100人以上増加した地方自治体(PDF:88KB)
- (資料2) 市区町村別保育所利用児童数の増減(PDF:69KB)
- (資料3) 都道府県・政令指定都市・中核市別 保育所待機児童数 集約表(PDF:98KB)
- (資料4) 22/4/1 全国待機児童マップ(都道府県別)(PDF:282KB)
- (資料5) 保育計画を策定する市区町村(待機児童数50人以上)(PDF:115KB)
- (資料6) 保育所待機児童数が100人以上増減のあった地方自治体(PDF:64KB)
- 保育所関連状況取りまとめ(平成22年4月1日)(全体版)(PDF:640KB)